

答申選掲載事件名一覧

※ 通し番号に付した「23-」、「24-」、「25-」、「26-」、「27-」、「28-」、「29-」、「30-」、「1-」、「2-」、「3-」、「4-」、「5-」及び「6-」は、それぞれ平成24年8月発行の追補版、平成25年8月発行の追補版、平成26年8月発行の追補版、平成27年8月発行の追補版、平成28年8月発行の追補版、平成29年8月発行の追補版、平成30年9月発行の追補版、令和元年8月発行の追補版、令和2年11月発行の追補版、令和3年9月発行の追補版、令和4年8月発行の追補版、令和5年8月発行の追補版、令和6年10月発行の追補版及び今回の追補版の通し番号であることを指す。

I 情報公開

○ 個人に関する情報

【法5条1号本文関係】

- 1 答申13（行情）7「金沢大学医学部附属病院の医療事故に関する文書の一部開示決定に関する件」
 - ・ 識別部分を除いても、一定範囲の関係者に知られることにより権利利益が害されるおそれのある情報について、法6条2項の部分開示はできないとした例
- 2 答申13（行情）111「国立病院、国立診療所、国立高度専門医療センターにおける医療事故の報告（平成12年度）の一部開示決定に関する件」
 - ・ 法5条1号に規定する「他の情報」に、医療関係者、警察関係者、患者とその近親者、近隣住民が有している情報を含むべきではなく、一般基準をとるべきとしたもの
 - ・ 医療事故の公表につき付言
- 3 答申13（行情）171「国籍別難民認定申請受理・処理状況の不開示決定に関する件」
 - ・ 情報の特殊性に着目し、個人識別性における特定人基準をとったもの
- 4 答申16（行情）67「神戸税務署における業種別（売上階級別・特前階級別）件数表（平成11年、12年及び13年分）の不開示決定に関する件」
 - ・ 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人を特定することができないことを認めたもの
 - ・ 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人の権利利益及び正当な利益を侵害しないことを認めたもの
- 5 答申17（行情）530「労働基準監督官採用試験における第2次試験結果の一部開示決定に関する件」
 - ・ 関係行政機関の掲示板で1週間という限られた期間に掲示された合格者氏名につき、一般人が通常入手し得る情報とは言えないとしたもの
- 6 答申19（行情）544「潜水艦用高張力鋼の溶接性及び工作性の研究」の一部開示決定に関する件」
 - ・ 共同執筆者の氏名及び所属について、開示した場合、特定執筆者の権利利益が害される結果を招くおそれが高いと認められ、当該部分は、特定執筆者に係る法5条1号本文後段の情報に該当するとしたもの
- 7 答申20（行情）464「旅費請求書等の一部開示決定に関する件」
 - ・ 職員の不正受給に係る旅費請求書等のうち、出張経路欄等については、法5条1号ただし書が適用され開示すべきであるが、職員の氏名等の部分については、当該職員が懲戒処分等の調査対象となったことが明らかになる等の理由から、同条1号に該当し不開示を妥当としたもの
- 8 答申20（行情）482～485「平成17年度地域における若年者の職業的自立支援のための環境整備事業」に関する委託事業実施結果報告書等の一部開示決定に関する件外3件」
 - ・ 委託事業の精算報告書に記載された人件費の金額について、関係者に配布されている資料等からは当該人件費の支払いを受けた個人を特定できるおそれはないとして、1号本文後段該当性を否定したもの

9 答申21（行情）641「特定国道改築工事に伴う特定区間における用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 公共事業に伴い、国が個人地権者から買収した起業地の土地代金等については、一般人であればおよその見当をつけることができる客観的な価格なので法5条1号の不開示情報に該当せず開示すべきであるが、借地権等が設定されている土地の買収価格や代替地の価格の売買価格は推定が困難なため不開示が妥当としたもの

10 答申22（行情）442「特定個人に係る死刑執行速報等の一部開示決定に関する件」

- ・ 死刑の執行立会者の氏名、遺体の引受人の氏名等について、死刑被執行者の個人情報であるとしたもの

11 答申22（行情）549「構造計算書偽装物件一覧の一部開示決定に関する件」

- ・ 構造計算書偽装物件一覧について、風評被害による権利利益侵害のおそれはないとして、開示すべきとしたもの

23-1 答申23（行情）388「苦情情報ファイルの一部開示決定に関する件」

- ・ 苦情申出者に係る申出内容件名、申出内容要旨、苦情の内容となる警察職員に係る情報、苦情申出に係る措置状況及び苦情の措置を行った警察職員に係る情報について、一体として苦情申出者に係る5条1号本文前段の個人に関する情報に該当すると認めた例

25-1 答申25（行情）74「全国自殺統計ファイルの一部開示決定に関する件」

- ・ 全国自殺統計ファイル中の自殺の年月日時、自殺者の年齢、コード番号等について、それぞれ一体として自殺者個人に関する情報であって、公にすることにより、自殺者の知人等一定範囲の関係者が自殺者を特定できる可能性があり、5条1号本文後段に該当するとした例

25-2 答申25（行情）155「石綿による肺がんに関する労災保険給付の請求事案3,030件について集計項目ごとにまとめた資料等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定個人に係る医学的な分類及び数値が匿名化されて記載された医学的所見について、開示した場合に被災労働者を特定できる者は、被災労働者に相当近い立場・関係にある者等と言わざるを得ず、このような極めて限られた者がこれを知ったからといって、当該特定個人の権利利益を害するおそれが生ずるとは言えないとして、5条1号本文後段の情報に該当しないとした例

25-3 答申25（行情）288「平成21年（行情）諮問第431号に係る理由説明書の「過去事例」とは、これらの事例を指すものであり」という言い回しを誰が考えたのか等が分かる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 異議申立人の代理人の氏名、住所等について、異議申立人本人の情報と一体として異議申立人本人に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるとして、5条1号本文前段に該当するとした例

26-1 答申26（行情）307「高速横浜環状南線再評価関係資料（平成24年度）のうち「事業計画にご理解いただけない地権者等面積4.6%」の内訳の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定工事に係る地権者の住所について、詳細な住所全てではなく、例えば「町名まで」等個人を識別できない部分のみの開示が求められたが、本件対象文書においては、既に開示されている情報等を踏まえると、「町名まで」等であっても、そのような部分開示を行うことは困難とした例

26-2 答申26（行情）376「運転事故等整理表（平成21年度～平成25年度上半期分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 運転事故等整理表の「年齢」及び「性別」について、これまでは開示されていたとして、原処分の取消しが求められたが、本来、年齢及び性別を含めた個人識別情報については不開示とすべき情報であったと言わざるを得ず、これまで開示していたという理由のみをもって、今後も開示することが相当とは言えず、不開示としたことは妥当とした例

26-3 答申26（行情）456「特定保険薬局に対する個別指導に係る全資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定保険薬局に係る個別指導による返還金額について、その情報が公になり、個人に返還される金額が明らかになったとしても、それらの情報お通常人に知られたくない機微な情報であるとはいえないことなどから5条1号に該当するとした諮問庁の主張を是認できないとした例

27-1 答申27（行情）345～349「『生活の質に関する調査』の調査個票の一部開示決定に関する件」外4件

- ・ アンケート調査個票の回答等のうち、公にすると、近親者等が当該回答者を特定できる可能性があり、その回答内容が一般的に他人に知られることを忌避する性質のものであって個人の権利利益を害するおそれのあるものや、公にされる他の回答等を組み合わせることによって同様の結果となるものについて、法5条1号本文

後段情報該当性を認めた例（過去の答申で開示すべきとして例示された部分のみを開示し、その余の部分は不開示とした決定に係る審査請求）

27-2 答申27（行情）520「特定事件に係る「請求異議の訴えについて（依頼）」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 民事訴訟事件等の事件番号につき、法5条1号本文前段の個人識別情報該当性を肯定した上で、国等の設置に係るウェブサイト等に現に掲載されている事件番号等については、同号ただし書きの公表慣行が認められるとした例

27-3 答申27（行情）691「住宅事情調査に係る調査結果ファイルの一部開示決定に関する件」

- ・ 国家公務員に対する住宅事情調査に係る調査結果ファイルから職員の居住地が広島市内であるものを抽出した文書の一部を法5条1号により不開示としたことの妥当性は、同号本文前段に該当する職員とその余の職員のいずれについても、同号本文前段に該当する職員の個人識別部分を除き、公にすることによる当該個人の権利利益を害するおそれの有無によって判断されることとなるため、同号本文前段に該当する職員の情報の法6条2項による部分開示の可否と、その余の職員の情報の同号本文後段該当性について、一括して判断した例

27-4 答申27（行情）782「司法修習生考試結果集計表等の一部開示決定に関する件」

- ・ 司法修習生が司法修習を終える際の考試結果の集計表等に記載された「優」、「良」、「可」及び「不可」の人員又は割合について、個人識別性はないが、予備試験資格者に係る「不可」の人数が少数である現状においては、関係者の間では特定の科目で「不可」となった個人の特定につながる可能性があり、その結果個人の能力等に関する機微な情報が明らかとなって当該個人の権利利益を害するおそれがあるなどとして、法5条1号本文後段の情報に該当し不開示妥当と判断した例

27-5 答申28（行情）32「特定会社等に対する不利益処分の差止め等に関する訴訟の関係書類の開示決定に関する件」

- ・ 仮の差止め請求に係る事件番号が法5条1号の個人識別情報に該当するとして不開示とされているところ、民事保全法5条により、仮の差止め請求に係る事件記録を閲覧することができるのは利害関係者に限定されていることから、それ以外の一般の者にとっては、当該事件番号は法5条1号本文前段の個人識別情報に該当せず、また、利害関係者は、訴訟当事者等の個人が本件の事件記録に記載されていることを民事保全の手続の中で既に承知していることから、当該事件番号は同号本文後段の権利侵害情報にも該当せず、開示すべきであると判断した例

28-1 答申28（行情）480「特定外国法事務弁護士の承認等に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定の外国法事務弁護士の承認申請において当該申請者が個々の私的な事情等により提出した文書について、原処分ではページ全体が不開示とされているところ、当該文書の一部でも公にすると、当該文書に含まれる文書の種類等が明らかになり、ひいては、当該申請者の個々の私的な事情等が明らかになるなどとして、法5条1号本文前段の情報に該当し、不開示妥当とした例

30-1 答申30（行情）109「人事記録（知的障害の人の分）の開示決定に関する件」

- ・ 知的障害者である職員の人事記録の開示請求に対し、その全部を不開示としたことにつき、人事記録（甲）の様式部分を除く部分は、法5条1号に該当し不開示としたことは妥当であるが、人事記録（甲）の様式部分は、特定の個人を識別することとなる記述の部分には該当せず、かつ、公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められるので、同号に該当せず、開示すべきと判断した例

30-2 答申30（行情）352「元島民の手紙」の開示決定に関する件」

- ・ 日露首脳会談で総理大臣が露大統領に手渡した、北方領土の元島民が書いた手紙の写しは、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書きに該当する事情も認められず、手紙を書いた元島民の心情等が記載されていることから、これを公にすると、元島民各個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示することもできないとして、不開示とすることが妥当とした例

30-3 答申30（行情）471「特定年度就労支援促進計画の実績評価の一部開示決定に関する件」

- ・ 平成27年度就労支援促進計画実績値における事業対象者数、事業参加者数（合計）及び達成者数（合計）等について、当該部分は、0ないし9の数値のみであり、市町村ごとにこれを公にしても特定の個人を識別することができるとは認められないことから、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められず、また、当該部分を公にしても、生活保護受給者の関係者が、特定の者の詳

細な保護の状況及び生活保護受給者を対象とする事業対象者の要件の有無まで知り得るとは認められないなどとして、同号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められないとした例

1-1 答申1（独情）81「特定教授の研究内容に関して設置された予備調査委員会及び本調査委員会に関する文書の一部開示決定等に関する件」

- ・ 国立大学の教員が作成し、限定された者に対して行われた発表の際の文書につき、当該教員の自律性に基づく研究活動の一環として作成した未発表の研究内容が記載された研究者個人の文書であるとの諮問庁の説明を認め、法5条1号に該当するとした例

4-1 答申4（行情）554「特定基地における移転措置に伴う土地の買入れに係る土地売買契約書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定基地における移転措置に伴う土地売買契約書における土地の所在地、地目及び面積について、法5条1号及び6号の不開示情報に該当するとした諮問庁に対し、当該部分は特定の個人を識別することが可能であるが、不動産登記簿等により何人でも知ることが可能なものであり、また、今後の国による土地等の購入業務の円滑な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性までは認められないとして、開示すべきとした例

【法5条1号ただし書イ関係】

12 答申13（行情）9「明治39年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 犯罪歴であっても、実際の公表状況等を踏まえ、詳細に判断し法5条1号ただし書イに該当するとしたもの

13 答申14（行情）90「漁船火災事件の海難審判に係る一件記録（実体編）の一部開示決定に関する件」

- ・ 海難審判の公開をもって、1号ただし書イの該当性を認めることはできないとした例
- ・ 質問調書は、関係者に供述者が特定される場合、中傷、非難がなされることにより、権利・利益が侵害されるとして不開示

14 答申14（行情）181「昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定に関する件」

- ・ 会談の特異性、半世紀以上経過した国際情勢の変化に照らし、3号該当性を否定
- ・ 会談は天皇が公人として行ったものと認め、ただし書ハの公務員の行動に準ずるとし、ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に当たるとしたものの

15 答申14（行情）403「職員の懲戒処分に係る処分説明書（案）の一部開示決定に関する件」

- ・ 懲戒処分を受けた公務員の氏名についての公表慣行を判断した例

○【再掲】答申14（行情）453～457「平成14年1月11日に実施された法曹養成検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件外2件」

- ・ 録音テープと議事録の違いを踏まえつつも、構成メンバー、会議の性格等により1号イの慣行として公にされるべきものと認定

16 答申15（行情）188「侍従職の庶務関係録の事務日誌(昭和25年1月1日から1月10日まで)の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定の職位にある者について、公務員ではないが、公務員に準ずる存在でありその行為は公務員の職務行為に準ずるものとして、法5条1号ただし書イ該当性を認定

17 答申15（行情）324「国内希少野生動物種捕獲等許可申請等の一部開示決定に関する件」

- ・ 種の保存法に基づく捕獲許可の性格、捕獲事務が県の委託調査の一環であったこと、一部の者の氏名はその分野の有識者としてすでにホームページ等で明らかにされていることを踏まえ、特定個人の氏名は「慣行として公にすることが予定されている」情報と判断したもの

18 答申16（行情）33「特定個人の身柄拘束事件を巡る来往電計12件」の不開示決定に関する件」

- ・ 個人の要請書について公表慣行を認めたもの

19 答申16（行情）312「医薬品副作用・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 医薬品副作用・感染症症例報告書の記載について公表慣行を認めたもの

20 答申16（行情）382、383「東京社会保険事務局における特掲診療料の施設基準に係る届出書の一部開

示決定に関する件外 1 件」

- ・ 医師の経歴のうち手術に関する経験年数について公表慣行を認めたもの

21 答申 1 6 (独情) 2 0, 2 1「新潟県社会保険診療報酬支払基金審査委員会名簿の不開示決定に関する件外 1 件」

- ・ 社保審査委員の名簿は、公にすることが予定されている情報に該当し、その公開の審査業務への支障を認めなかったもの

22 答申 1 7 (行情) 2 8 3「朝鮮総督府高等官級関係書類の不開示決定に関する件」

- ・ 同様の記載が国立国会図書館等で閲覧できる職員録や朝鮮総督府官報に掲載されていることから公表慣行を認めたもの

23 答申 1 7 (行情) 3 1 5「処分説明書の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分説明書のうち、公表に係る事案について、公表から開示請求までの期間の長短により公表慣行の有無を判断したもの

24 答申 1 7 (行情) 4 5 8「敦賀労働基準監督署に提出された原子力発電所で発生した労災事故に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件」

- ・ 既に公表されている被災労働者の傷病名、傷病部位等につき、1号ただし書イ該当性を認めたもの

25 答申 1 7 (行情) 5 6 1「特定地番に係る旧土地台帳の写しの一部開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書は、旧土地台帳法上の土地台帳とは認定できないとしても、その使われ方から、何人にも閲覧等が認められている旧土地台帳法上の土地台帳と同様に取り扱われるべきものであるとして、1号ただし書イ該当性を認めたもの

26 答申 1 7 (行情) 5 9 6「特定時期の叙勲受章者名簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 叙勲受章者名簿に記載された受章者の年齢及び性別について公表慣行を認めたもの

27 答申 1 8 (独情) 5 2「特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公的性格を有する受託業務の責任者の氏名について、一定の透明性が求められるとして1号ただし書イに該当し、開示すべきとしたもの
- ・ 特定の民間企業の定款の写しについて、当該企業の担う公的性格に照らしてその組織運営につき一定の透明性が求められる等として、法5条2号イの不開示情報に該当しないと判断したもの

28 答申 1 9 (行情) 3 2「採用面接評定票(様式)等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公安調査庁の職員採用事務に携わる一般職員(国家公務員)の氏名に関し、法5条1号ただし書イに該当しないとして、不開示を認めたもの

29 答申 1 9 (行情) 1 2 9「特定期間内に公示を開始した旧相続税法49条の規定による申告書記載事項が記載された文書の不開示決定に関する件」

- ・ 法令により又は慣行として公にされていた情報であっても、その後における制度の廃止等の事情の変更ににより、開示決定等の時点では「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらないとしたもの

30 答申 1 9 (行情) 5 4 2「控訴状等の一部開示決定に関する件」

- ・ 事件番号について、本件対象文書に記載された事件番号についてはホームページへの掲載事実が確認できなかったが、その原審の事件番号については、ホームページへの掲載事実が認められ、一連の訴訟に関する事件番号である本件対象文書に記載された事件番号についても、公表慣行があるとしたもの

31 答申 2 0 (行情) 6「特定会社について記載された産業再生委員会議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 国会議員の氏名について、1号ただし書イに該当し、開示すべきとしたもの

32 答申 2 0 (行情) 5 8「社会保険労務士試験委員の選任に関する届出について」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 他の多くの主要な国家資格において試験委員の氏名が慣行として公にされている状況等を踏まえ、社会保険労務士試験委員の氏名について、公表慣行を認めたもの

33 答申 2 0 (独情) 2 7「郵便・貯金・保険事業に関する部内犯罪一覧(監査部門保有分)の一部開示決定に関する件」

- ・ 新聞報道された犯罪金額の欄について、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、1号ただし書イに該当し、開示すべきとしたもの

○ [再掲] 答申 20 (独情) 61 「飲食を含む会議に関わる決裁文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 国会議員の独立行政法人職員との飲食を含む会議出席に係る情報を、職務遂行に係る情報であると認めたものの

34 答申 20 (独情) 65 「脳死判定委員会議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 診療情報等について、公表「事例」として加工された情報とその基となったカルテ等に記載されている情報とは同一のものではないと判断したもの

○ [再掲] 答申 21 (行情) 3 「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書(2万円以下:平成12年度)の一部開示決定に関する件」

- ・ 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの

35 答申 21 (行情) 330 「指定紛争処理機関の指定申請書の一部開示決定に関する件」

- ・ 紛争処理委員の氏名について、紛争処理委員が、罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなすとされているとしても、その役割は、保険契約という私法上の権利・義務に係るものであり得ることから、法5条1号ただし書イに該当しないとして、不開示を認めたもの

36 答申 21 (行情) 658 「特定事件に係る調査報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 第9次イラク復興支援群内で発生した拳銃弾盗難事案に係る調査報告書のうち、調査官である自衛隊員の階級及び氏名について、職務遂行情報に含まれるものであるが、イラク派遣に対する国内外の世論、国際テロ組織の動向等を踏まえると、平成17年申合わせの「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当するとして、公表慣行を否定したもの

37 答申 21 (独情) 10 「首都高速中央環状新宿線新設に伴う用地の買収等に係る土地売買契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公共用地取得のための買収等に係る売買契約書における土地単価、売買代金の額等につき、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に基づき客観的な価格として算定されたものとして、1号ただし書イ該当性を認め、開示すべきとしたもの

○ [再掲] 答申 22 (行情) 406 「朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象文書である「報告書」を集計した「調査集計」が国立公文書館で保管、公開されていることを踏まえ、国立公文書館文献により公になっている部分を開示すべきとしたもの

38 答申 22 (独情) 48 「特定団地に係る緊急連絡員業務委託契約の一部開示決定に関する件」

- ・ 緊急連絡員担当者の連絡先等について、管理事務所に掲示されていたとしても、広く公にしていたものではないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定したもの

39 答申 23 (独情) 5 「処分説明書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分の公表等から開示請求までの期間が1年に満たないものの、当該処分の効力を停止させる新たな状況変化が生じたことを踏まえ、法5条1号ただし書イ該当性を否定したもの

23-2 答申 23 (行情) 231 「口蹄疫・現地対策本部(日報)を作成及び閲覧した職員の人事記録の一部開示決定に関する件」

- ・ 表現として適切を欠く忽々の間に作成した文書の作成者としての職員の氏名について、公表することによってその者が非難を受けるおそれがあり、そのことによって出張者等がその場の雰囲気や率直に記録することを差し控えるなどの事態を生じさせ、ひいては諮問庁の事務の遂行に著しい影響を与えるおそれがあるとして、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」の「特段の支障を生ずるおそれがある場合」に該当すると認めた例

23-3 答申 23 (行情) 473 「平成21年度指導医の名簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 保険指導医の氏名について、保険指導医は非常勤ではあるが個々の行政指導に直接関与しているというその

職務の重要性から、5条1号ただし書イに該当し、また、それぞれの専門科目についても医師が通常一般に公にしているものであり、同号ただし書イに該当するとした例

23-4 答申23（行情）560「くらし・行政相談所」相談事案処理票等の一部開示決定に関する件」

- ・ 行政相談を受けた行政相談委員が、苦情の内容について、委員自身の意見や判断を付加することなく、評価事務所に通知した文書の中の行政相談委員の氏名及び担当市区町村名の部分については、行政相談委員法上、これが公にされることが予定されているものというべきとして、5条1号ただし書イに該当するとした例

23-5 答申24（行情）51「日中首脳会談の会談記録の開示決定に関する件」

- ・ 局長級以上ではない外国政府職員の氏名等について、公表慣行がないとして、5条1号ただし書イ該当性を否定した例

25-4 答申25（行情）160「平成23年度の大阪地検及びその管内支部・区検に所属する職員の監督上の措置に関する嚴重注意書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 情報公開条例に基づき開示された個人に関する情報は、5条1号ただし書イに該当するとした例

25-5 答申25（行情）211「原爆被爆者対策基本問題懇談会議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 原爆被爆者対策基本問題懇談会議事録における発言者等の姓、氏名等について、立場や状況等により5条1号ただし書イ該当性を判断した例

25-6 答申25（行情）393「いわゆる飯塚事件の再審請求について（参考報告）等の一部開示決定に関する件」

- ・ 確定裁判被告人の氏名及び罪名について、法務省ホームページから削除されてから、開示請求までの期間が1年未満であることから、まだ公衆が知り得る状態に置かれていたと認められるとして、5条1号ただし書イに該当するとした例

25-7 答申25（行情）452「「懸案事項等」の一部開示決定に関する件」

- ・ 自殺した自衛官の自殺の年月日・手段に関する情報及びいじめを行った特定自衛官に係る有罪判決に関する情報について、社会一般の関心や記憶、控訴審継続中の事情変化、報道状況等を考慮して、5条1号ただし書イ該当性を判断した例

25-8 答申25（行情）457「特定作業船衝突事件における海難審判の裁決書の証拠の一部開示決定に関する件」

- ・ 公開で行われた海難審判の審判廷に係る記録であっても、公開されている裁決書に記載されていない個人情報、5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当せず、不開示が妥当とされた例

25-9 答申25（行情）471「医師法及び歯科医師法上の行政処分事案に関し特定日に開催された医道審議会医道分科会の議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 医師等に対する行政処分に係る医道審議会医道分科会に関し、被処分者たる医師等の氏名等の情報について、法令の規定に基づく公表状態等を考慮して、5条1号ただし書イ該当性を判断した例

26-4 答申26（行情）203「護衛艦たちかぜに関する訴訟に関して横浜地方法務局が防衛庁・自衛隊から取得した文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 民事訴訟の事件番号の5条1号ただし書イの公表慣行について、当該事件番号が付された訴訟の周知度、性質及び種類、他の制度の利用などによる情報へのアクセスの容易性、当該情報が掲載された民間の刊行物等に関する一般の周知度、情報の作成主体、期待される説明責任の程度、公務員の職務との関連性の程度等を総合的に考慮して判断が行われるべきものとし、現時点では公表慣行があるとはいえないなどとした例

26-5 答申26（行情）216「特定保険医療機関に係る個別指導等に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 公務員が職務遂行上の行為において記載した氏名の「自署」について、活字による氏名と同様に開示すべきとした例

27-6 答申27（行情）443「職員別給与簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 経済産業大臣等の職員別給与簿の記載内容について、「特別職の職員の給与に関する法律」等の規定により明らか部分については、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきであるとした例

28-2 答申28（行情）510「海事補佐人の一覧表の一部開示決定に関する件」

- ・ 海事補佐人になるためには一定の資格を有することが必要であるとされているところ、弁護士については、日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録され、氏名等が公表されているから、資格欄の弁護士との記載は、原処分で開示された海事補佐人の氏名から当然知り得る情報といえ、また、弁護士事務所の住所、郵便番号、電話番号及びFAX番号についても、公表されているから、氏名欄が既に開示されている海事補佐人の一覧表の資

格欄、郵便番号（事務所）欄、事務所（住所）欄、電話番号（事務所）欄及びFAX番号欄の各欄の記載のうち弁護士に係るものは、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきであると判断した例

28-3 答申28（行情）729「特定の情報公開の開示決定に関与した公務員等全員の出勤簿の開示決定に関する件」

- ・ 「特定の情報公開請求の開示決定に関与した情報公開窓口職員の出勤簿」の開示請求について、諮問庁が説明する本件開示請求の経緯及び審査請求人の言動からすると、職員の氏名及び印影については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（情報公開に関する連絡会議申合せ）にいう「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、また、法5条1号ただし書イに該当しないなどとして、出勤簿の全てを開示としたことは妥当であると判断した例

28-4 答申28（行情）768「『H27年度 開示請求人が来省した時に忙しいことを理由として文部科学省における窓口対応をすることなく後日文書特定のため補正依頼をした行政文書開示請求書』の一部開示決定に関する件」

- ・ 異議申立人が、不開示とされた個人の住所のうち、都道府県部分のみの開示を求めたことについて、法6条2項が部分開示を認めた趣旨に照らすと、当該住所のうち、都道府県部分をそれ以外の住所の詳細部分と切り離して部分開示の対象とすることはできないというべきであるとして、これを認めなかった例

28-5 答申28（独情）97「『特定地区に係る建築物の建設義務について』の一部開示決定に関する件」

- ・ 建築基準法93条の2及び同法施行規則11条の4の規定により、閲覧の請求があった場合にはこれを閲覧させなければならないとされている建築計画概要書により判明する特定会社の担当者氏名について、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきと判断した例

29-1 答申29（独情）53「起案文書『個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修の実施について』の一部開示決定に関する件」

- ・ 起案文書等の日常の職務で作成される文書に押印された印影について、職務遂行者の氏名を表示する以上に、その形状等に認証的機能があるものとは一般的に認め難いとして、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきであると判断した例

30-4 答申30（行情）199「行政文書ファイル『終戦に伴う書類焼却処分等対連合国関係書類綴』に含まれる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定の5名の旧軍人の履歴について、防衛省防衛研究所戦史研究センター（資料室）において管理し、公開している史料と同じ記載が認められる部分は、公表慣行があると認められ、法5条1号ただし書イに該当するとした例

1-2 答申1（行情）132「『平成29年教育・保育施設等における事故報告集計』に記載がある死亡事故等に係る報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書のうち、「自治体名」欄は、原処分の時点において、事故の検証結果が各地方公共団体により公表されていたことから、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、同号に該当せず、開示すべきとし、また、原処分の時点後に保護者の要望によりその公表が地方公共団体により中止された検証結果については、本来、公表すべきではなかったものとも考えられるため、当該部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号に該当し、不開示とすべきとした例

1-3 答申1（行情）185「特定課特定業務担当者等の出勤簿の開示決定に関する件」

- ・ 事件名の文書の開示請求につき、当該出勤簿の職員の氏名は、審査請求人の威圧行為からすると、職員の権利利益を害するおそれがあることから、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められ、法5条1号ただし書イには該当せず、同号に該当するとした例

4-2 答申4（行情）519「ゲーム依存症等に関する特定国会議員とのやり取りが分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 「特定国会議員に対して、厚生労働省が行ったレクチャー、資料提供等のやり取りがわかる一切の文書」に係る開示請求について、当該国会議員が自らの特定ウェブサイトチャンネルにレクの模様を詳細に話した動画を投稿していることを踏まえ、当該動画に公表慣行がある等として存否応答拒否を認めなかった例

5-1 答申5（行情）119「特定期間に届出のあった土砂等運搬大型自動車使用届出書（甲）の一部開示決定に関する件」

- ・ 過去に同種の事案が開示されていても、その後当該情報は本来開示すべきものではなかったため不開示とすることが適当である旨が通知等によって周知徹底されているのであれば、5条1号ただし書イ該当性は認められないとした例

5-2 答申5（行情）223「特定年の日本学術会議の会員任命に関して行われた打合せ等の記録の一部開示決定に関する件」

- ・ 日本学術会議の会員に推薦されながら、任命されなかった候補者について、法5条1号ただし書イに該当することを理由に、氏名等を開示すべきとした例

5-3 答申5（行情）565「特定期間に特定課に所属していた職員の出勤簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 出勤簿に記載された職員の氏名について、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により5条1号ただし書イに該当するとした例

5-4 答申5（行情）730及び731「特定月に行われた懲戒処分に係る処分説明書の一部開示決定に関する件」

- ・ 公表から開示請求までの期間が1年に満たない事案に係る処分説明書の不開示部分のうち、公表された情報と同一の部分及び容易に推測できる部分については、原処分の時点においてなお公表慣行を認めるべきとした例

6-1 答申6（行情）220「特定職員の職務経歴を記載した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 水産庁を含む農林水産省では略歴を公表していない特定職員について、著作物等によって知り得る情報から職員の経歴の一部を知ることができるとしても、このことをもって人事記録に記載された特定職員の詳細な経歴等が慣行として公にされ又は公にすることが予定されているとはいえないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定した例

6-2 答申6（行情）280「特定個人の人事記録の一部開示決定に関する件」

- ・ 「ガイドブック厚生労働省」と題する刊行物に特定職員の氏名・役職等が搭載されているとしても、その発行主体、発行目的、記載内容等はおよそ人事記録とは異なるものであって、人事記録の一部としてその勤務経歴等を記載した本件不開示部分の公表慣行を基礎づけるものとはいえないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定した例

6-3 答申6（行情）433ないし436「社会保険労務士の懲戒処分について（令和元年度分）」の一部開示決定に関する件」

- ・ 厚生労働省ウェブサイトに掲載されない情報は、一般に公表慣行があるとはいえず、また、ウェブサイト掲載が終了した情報も、懲戒処分という情報の性質に鑑みれば、過去にウェブサイトに掲載されたという事実のみをもって、原処分時点で直ちに公表慣行があるとはいえないとして、法5条1号ただし書イ該当性を否定した例

6-4 答申6（行情）631及び632「処分説明書の一部開示決定に関する件」

- ・ 標記懲戒処分に関する報道発表資料には、当該懲戒処分の処分説明書の官職の記載内容と同様の記載が存することが認められるが、当該報道発表日から原処分時点までの期間は約2年半であり、既に相応の期間が経過しているものと認められるなどとして、不開示部分のうち、当該官職の記載内容部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められないとした例

【法5条1号ただし書ロ関係】

40 答申14（行情）5「医薬品製造承認申請書及び医薬品副作用・感染症例票の一部開示決定に関する件」

- ・ 副作用症例票について、初めて法5条1号ただし書ロによる公益開示を認めた例

24-1 答申24（行情）132「平成21年度特殊地下壕実態調査の回答結果の一部開示決定に関する件」

- ・ 土地所有者の個人識別情報である地番について、これを公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該特殊地下壕が存在する土地ないしその周辺における人の生命・財産等を保護する必要性が上回るものと言うべきであるとして、5条1号ただし書ロ該当性を認めた例

4-3 答申4（行情）136「特定場外車券販売施設設置許可申請書に添付された自治会の同意書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定場外車券販売施設の設置許可申請書に添付された周辺自治会の同意書には内容虚偽及び氏名冒用（偽造）

の可能性があり、周辺住民の生活を保護するため開示すべきとの主張に対し、法5条1号ただし書ロの該当性は、一般的、客観的観点から判断すべきものであり、開示により請求人が利益を受け得るだけでは足りず、比較衡量する必要があるとした上で、特定個人の個人情報が開示されないことで保護される利益より、開示による利益が優越すると認めるに足りる事情はないとして不開示は妥当とした例

【法5条1号ただし書ハ関係】

41 答申13（行情）31, 32「沖縄総合事務局総務部庶務課の平成12年出勤簿の不開示決定に関する件外1件」

- ・ 出勤簿の出勤、研修等の表示は法5条1号ただし書ハに該当するとしたもの

42 答申14（行情）240「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（閲覧対象以外のもの）の一部開示決定に関する件」

- ・ 贈与等報告書の提出の基因となった原稿執筆又は講演は、法5条1号ただし書ハにあたらないとしたもの
- ・ 1号と6条2項の関係につき、本来の開示はこうあるべきと判断した上で、諮問庁が既に行った誤った開示を前提にせざるを得ないとしたもの

43 答申16（独情）5「ワクチン接種予定者名簿等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公務員等である院内感染予防等のための予防接種予定者等について職務遂行の情報と認めなかったもの

44 答申20（独情）61「飲食を含む会議に関わる決裁文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 国会議員の独立行政法人職員との飲食を含む会議出席に係る情報を、職務遂行に係る情報であると認めたものの

45 答申21（行情）3「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（2万円以下：平成12年度）の一部開示決定に関する件」

- ・ 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外省省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの

5-5 答申5（独情）10「特定職員に係る人事記録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 出勤簿に記載された労働時間等に関する記載は5条1号ただし書ハには該当しないとした例

○ 法人等に関する情報

【法5条2号本文関係】

46 答申13（行情）156「柔道整復師に対する行政処分命令書の一部開示決定に関する件」

- ・ 柔道整復師の業務停止処分に係る情報は、法人情報ではなく個人情報であるとしたもの

○ [再掲] 答申22（行情）604, 605, 607, 608「燃料施設新設土木その他工事に係る積算価格内訳明細書の一部開示決定に関する件外3件」

- ・ 公共工事の予定価格及び積算内訳等について、開示すべきとしたもの

【法5条2号ただし書関係】

47 答申15（行情）617「特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法5条2号ただし書の公益開示をすべきとしたもの
- ・ 法5条6号の国の機関等の事業の適正な執行への支障は、公益性を比較考慮の上で判断するべきことを明ら

かにしたもの

48 答申 16 (行情) 448～477「特定会社報告書資料「特定製剤使用症例調査を再度徹底のこと」の開示決定に関する件(第三者不服申立て) 外4件」

- ・ 特定製剤の納入先医療機関の名称等について正当な利益侵害該当性を認めたもの
- ・ 特定製剤の納入先医療機関の名称等について法5条2号ただし書該当性を認めなかったもの

49 答申 20 (独情) 63「特定医療機器に係る医療機器不具合・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)」

- ・ 医療機器不具合・感染症症例報告書につき、医療機器の部品の素材情報等が記載されている部分については、同業他社における医療機器の品質管理の改善に資すると認められることから、法5条2号ただし書に該当し開示を妥当としたもの

50 答申 21 (行情) 229「特定薬剤臨床試験報告書の概要等の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)」

- ・ 特定医薬品の安全性評価のため、実施を指示された追加試験の試験方法、結果等について、市販後の安全対策の透明性を確保すべきであるとして、法5条2号ただし書に該当し開示を妥当としたもの

【法5条2号イ関係】

51 答申 13 (行情) 67「福岡県内に所在する前払式特定取引業を営む者の決算報告書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 非上場企業の決算報告書等について債権者が多数である業態にかんがみ、2号イ該当性は認められないとしたもの

○【再掲】答申 14 (行情) 57「東北大学医学系研究科付属動物実験施設における動物実験計画審査願等の一部開示決定に関する件」

- ・ 実験用動物を納入する民間業者のうち、業者名開示に支障がないとしている業者名は法5条2号イに該当しないとしたもの

52 答申 14 (行情) 58「警備業者に対する行政処分に関する報告の一部開示決定に関する件」

- ・ 営業停止処分については、法5条2号イ該当性を否定。指示処分については、肯定

53 答申 14 (行情) 165「米の残留農薬とカドミウム含有量に関する全国調査に係る文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 米のカドミウム含有量の調査結果について、市場に流通している商品の客観的数値を秘匿すべき合理的な理由はないとして、2号イ該当性を認めなかったもの
- ・ 風評被害、過剰反応については諮問庁等において十分な説明をするなどにより、回避できるものと判断
- ・ ただし、「生産者名」、「集落名」等については、2号イ該当を認め不開示としたもの

54 答申 14 (行情) 345「障害者雇用率未達成企業一覧等の一部開示決定に関する件」

- ・ 障害者雇用率未達成企業の公表に2号イ該当性を認めなかった例

55 答申 14 (行情) 440「朝銀京都信用金庫に関する検査報告書等の不開示決定に関する件」

- ・ 不開示決定時には存続していたが、答申時には破綻していた金融機関につき、承継金融機関の正当な利益を害さない情報の開示が相当であるとした例

56 答申 14 (行情) 459「特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」

- ・ 情報公開法と税務職員の守秘義務の関係について整理

57 答申 14 (行情) 469「医薬品製造承認事項一部変更承認申請に係る資料概要の一部開示決定に関する件」

- ・ 企業側の不服申立て(逆FOIA)に対し、厚労省が開示するとした部分について、企業独自のノウハウとして不開示を認めた例

58 答申 15 (行情) 41「特定訴訟に係る国側訴訟代理人弁護士と国との間の訴訟代理等に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 選任弁護士の報酬額について、法5条2号イ及び6号ロ該当性を否定

59 答申 15 (行情) 48「特定の自動車登録番号に係る自動車検査証再交付申請書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人の印影は、仮に偽造されたものであっても、これを公にすれば、審査請求人の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると判断したもの
- 60 答申15（行情）175「開示決定等に係る決裁文書の不開示決定に関する件」**
- ・ 請求文書の記載部分が新聞社の取材活動の手法を明らかにするものとして不開示を認めたもの
- 61 答申15（行情）311「平成13年9月1日から30日までに東京中央労働基準監督署が収受した時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件」**
- ・ 公的企業と民間企業について、法5条6号ホ及び同条2号イ該当性の判断基準を区別したもの
- 62 答申15（行情）314「特定会社に対し横浜税関が実施した事後調査の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」**
- ・ 税関による事後調査の事実の有無を明らかにした場合の法5条2号イ該当性を認めたもの
- 63 答申15（行情）325「大阪防衛施設局の交際費に係る支出計算書附属証拠書類の一部開示決定に関する件」**
- ・ 支出関係資料の印刷業者の金融機関名・口座番号について、平成14年9月12日最高裁判決の飲食業の場合と違い、広く知れ渡ることを承認しているものではないと不開示を妥当としたもの
- 64 答申15（行情）688, 689「特定専門学校における授業の改善等に関する文書の一部開示決定に関する件」**
- ・ 行政指導の対象となった法人の情報につき、法5条2号イ該当性を認めたもの
- 65 答申16（行情）22「特定の会社から旭川労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定に関する件」**
- ・ 解雇予告除外認定申請に係る労働基準監督署の認定・不認定について正当な利益侵害を認めたもの
- [再掲] 答申16（行情）67「神戸税務署における業種別（売上階級別・特前階級別）件数表（平成11年、12年及び13年分）の不開示決定に関する件」**
- ・ 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人を特定することができないことを認めたもの
 - ・ 特定の税務署における特定の業種の申告状況を示す件数表について個人の権利利益及び正当な利益を侵害しないことを認めたもの
- 66 答申16（行情）112「特定会社の採掘権に係る施業案認可申請書及び認可書の一部開示決定に関する件」**
- ・ 施業案認可申請書記載の鉱床の規模等について法5条2号イ該当性を認めたもの
 - ・ 逆FOIAにおいて、諮問庁が原処分を変更して不開示とすべきであるとしている部分について、参加人である開示請求者が不開示を支持している場合には、審査の対象にならないとした上で、施業案認可申請書記載の鉱床の規模等について法5条2号イ該当性を認めたもの
- [再掲] 答申16（行情）448～477「特定会社報告書資料「特定製剤使用症例調査を再度徹底のこと」の開示決定に関する件（第三者不服申立て）外4件」**
- ・ 特定製剤の納入先医療機関の名称等について正当な利益侵害該当性を認めたもの
- 67 答申17（行情）382, 383「特定会社に係る一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書等の一部開示決定に関する件外1件」**
- ・ 許可事業の廃止届出及び破産宣告により2号イ該当性を認めなかったもの
- 68 答申17（行情）579「特定政治団体の設立趣意書及び被推薦書の一部開示決定に関する件」**
- ・ 既に解散した政治団体については、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれを考慮する必要はないと判断したもの
- 69 答申17（行情）636「特定地番の国有地に係る入札書及び入札筆記書の一部開示決定に関する件」**
- ・ 国有財産の一般競争入札の落札金額が法5条2号イに該当するかどうかは個別に判断する必要があるとした上で、2号イ該当性を認めた例
- 70 答申18（行情）109「昭和聖徳記念館建設計画の内容変更等について等の一部開示決定に関する件」**
- ・ 著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、公表権を侵害する可能性があるとして、2号イ該当性を認めたもの
- 71 答申18（行情）417「特定法人に係る柔道整復師養成施設設置計画書の一部開示決定に関する件」**
- ・ 学校法人が提出した財務計算書類について、私立学校振興助成法に基づき作成される計算書類における補助

金収入に係る記載部分並びに賃借対照表における中科目及びそれに係る金額については、平成15年10月の文部科学省審議会小委員会報告の内容を踏まえ、法5条2号イに該当せず、開示すべきとしたもの

72 答申18（行情）506「特定銀行設立に伴う営業の免許申請書の一部開示決定に関する件」

- ・ 不開示部分である、非上場会社である特定銀行の定款、その他一般に公にされることのない情報について、法5条2号該当を認めたもの
- ・ 株主総会議事録について、決算公告その他法令により公にされている情報等を除き、その大部分について法5条2号該当を認めたもの

73 答申18（独情）12「債務計上一覧表の一部開示決定に関する件」

- ・ 弁護士報酬金額等につき、独情法5条2号イ該当性を認めたもの

74 答申18（独情）26「大阪医療センターに係る院内清掃に関する契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 契約金額について、法5条2号イに該当しないとしたもの
- ・ 契約金額について、法5条4号ニに該当しないとしたもの

○〔再掲〕答申18（独情）52「特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公的性格を有する受託業務の責任者の氏名について、一定の透明性が求められるとして1号ただし書きに該当し、開示すべきとしたもの
- ・ 特定の民間企業の定款の写しについて、当該企業の担う公的性格に照らしてその組織運営につき一定の透明性が求められる等として、法5条2号イの不開示情報に該当しないと判断したもの

75 答申19（行情）192「保安規程変更届出書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 逆FOIAにおいて、資源エネルギー庁が開示するとした部分について、審査請求人独自のノウハウとして不開示を認めたもの

76 答申19（行情）228～231「平成17年度防衛庁職員採用I種試験実施結果等の一部開示決定に関する件」

- ・ 防衛庁職員採用試験問題のうち民間の試験問題作成業者に委託して作成したものについて、民間業者と一切公表しないという契約をして提供を受けたという経緯を考慮し、開示された場合の民間業者の不利益を認定し、法5条2号イ該当性を認めたもの
- ・ 公務員採用試験の問題は本来公開されることが望ましいという観点から、契約条件の見直しなど将来的な公開について検討すべきと付言したもの

77 答申19（行情）319「特定会社作成に係る特定登録農薬の薬効薬害試験成績資料代替書等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 試験項目等、各試験項目に対応する数値データ等について、不開示とすべき重要なノウハウあるいは企業秘密といった性格のものであるとは認められず、法5条2号イには該当しないとしたもの

78 答申19（行情）359「労働保険審査会参与に係る名簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 労働保険審査会参与の推薦労働者団体名について、2号イ該当性を認めなかったもの

79 答申19（独情）49「医学部及び医学部附属病院が保有する「奨学寄附金受入一覧」の一部開示決定に関する件」

- ・ 奨学寄付金について、法人等寄付者がどこにいくら寄附しているという情報は、法5条2号イに当たらないとしたもの

80 答申20（行情）117「「電子計算機計算等役務（防衛能力に関する研究）」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 防衛省から委託を受けた特定法人が作成したプログラムについて、当該法人の著作物であって、これを公にした場合には、当該法人の公表権を侵害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し不開示を妥当としたもの

81 答申20（行情）328「外務省所管の特定法人に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法的有効性が確定していない法人の文書であっても、有効な文書として行政機関に提出された以上、開示により法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとしたもの

○〔再掲〕答申21（行情）3「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（2万円以下：平成12年度）の一部開示決定に関する件」

- ・ 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの

82 答申21（行情）256「平成18年度検定決定高等学校日本史教科書の訂正申請に係る教科用図書検定調査審議会第二部会等における配布資料の不開示決定に関する件」

- ・ 高等学校日本史教科書の訂正申請に係る典拠資料等につき、法5条2号イに該当せず、開示すべきとしたもの

83 答申21（行情）359～371「北海道経済産業局が保有する平成15年度の省エネ法11条に基づく定期報告書の一部開示決定に関する件外12件」

- ・ 法5条2号イにいう、製品原価を知られる等の「おそれ」は、一般的・抽象的なものでは足りず、処分庁が具体的な不利益が生じるが、然性が客観的かつ合理的に論証することを必要とし、かつそれをもって足りたものとしたもの

84 答申21（行情）513「特定地に所在の国の行政財産の分筆にかかわる文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 土地所在図及び地籍測量図に押なつされた土地家屋調査士の印影について、2号イの不開示情報に該当しないとしたもの

85 答申22（行情）112～120「特定会社が提出した「有線ラジオ放送の設備の設置及び業務の開始届」等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）外8件」

- ・ 前回答申において法5条2号イ該当性を認めた部分について、前回の答申決定時から5年以上経過し、状況が変化したとして、開示すべきとしたもの

86 答申22（行情）122「東京拘置所の物品管理簿（平成17年度ないし同19年度）の一部開示決定に関する件」

- ・ 拘置所刑場前室備付物品の納入業者名について、開示すべきとしたもの

87 答申22（行情）162「国道二次改築工事に係る用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 国道二次改築工事に係る用地買収に関し、特定神社に係る補償金額等につき、開示すべきとしたもの

88 答申22（行情）406「朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象文書である「報告書」を集計した「調査集計」が国立公文書館で保管、公開されていることを踏まえ、国立公文書館文献により公になっている部分を開示すべきとしたもの

89 答申22（行情）448「特定医療用具の医療用具製造承認申請書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定企業による医療用具等の開発における製造設計に関する情報について、法5条2号該当性を認めたもの

○[再掲] 答申22（行情）549「構造計算書偽装物件一覧の一部開示決定に関する件」

- ・ 構造計算書偽装物件一覧について、風評被害による権利利益侵害のおそれはないとして、開示すべきとしたもの

90 答申23（行情）93「電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 有害業務として特別の項目についての健康診断を行わなければならないとされている放射線業務を行っている事業場の労働者等の健康診断結果報告書につき、事業所に係る情報を不開示とした上で、労働者数や検査結果の該当人数欄等を開示すべきとしたもの

91 答申23（行情）127「特定訴訟に係る訴状等の一部開示決定に関する件」

- ・ 訴状等の不開示部分のうち、判例雑誌に掲載されたのと同様の部分について、法5条2号イ該当性を否定したもの

23-6 答申23（行情）112ないし122「有線ラジオ放送業務の正常化につき特定会社が提出した文書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 審査請求人（第三者不服申立人）が有線ラジオ放送法3条等に違反して営業している地域が明らかになり、そのような事実が参加人（開示請求者）により顧客の勧誘等の営業活動上利用されるおそれがあるとしても、

そのことは真実の指摘であるから、開示請求によって得られた情報を用いる参加人の営業活動が審査請求人に不利益を生じさせるおそれがあるとしても、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えず、審査請求人としてはこれを受忍すべきとして、５条２号イ該当性を否定した例

23-7 答申２３（行情）４３８「一般用医薬品販売制度定着状況調査結果報告書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 一般用医薬品販売制度調査において調査対象となった薬局店舗の名称については、国から委託を受けた調査会社の専属調査員の配置状況が明らかになるとして、５条２号イ該当性を認めた例

23-8 答申２３（行情）５１４「裁決書の一部開示決定に関する件」

- ・ 既に公にされている情報と同一の情報である更正処分に係る裁決書の名宛人情報を開示することとしても、そのことをもって、新たに当該名宛人である参加人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとして、５条２号イ該当性を否定した例

23-9 答申２３（行情）５２４「特定歯科に係る監査の録音テープ等の不開示決定に関する件」

- ・ 保険医療機関等に対する監査マニュアル中、保険医療機関等取消状況について、かつて公表されていた保険医療機関等の名称であっても、欠格期間終了後は、５条２号イ該当性を認めた例

23-10 答申２４（行情）２２「特定保険医療機関に係る保険医療機関廃止届・添付書類の一部開示決定に関する件」

- ・ 保険医療機関廃止届を提出する際の経由機関である特定法人の名称について、特定法人と類似の法人が保険医療機関廃止届の経由を行うことがあることは一般的なことであり、５条２号イ該当性を否定した例

24-2 答申２４（行情）８５「労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うために送付した文書の決裁書類等の不開示決定に関する件」

- ・ 是正指導対象が国の機関等の場合について、国の機関等の名称等を開示した場合には、取引先である民営事業所が特定されるおそれがあり、当該民営事業所が指導監督を受けたことが明らかになるとして、５条２号イ該当性を認めた例

24-3 答申２４（行情）２２２「特定法人に係る法人税確定申告書に添付された勘定科目内訳明細書のうち貸付金及び受取利息の内訳明細書の不開示決定に関する件」

- ・ 特定法人に係る法人税確定申告書に添付された勘定科目内訳明細書のうち貸付金及び受取利息の内訳明細書について、特定法人及び貸付先法人Aがともに何人に対する開示にも同意していることなど本件対象文書を取り巻く事情の特殊性に鑑み、５条２号イ該当性を否定した例

24-4 答申２４（行情）４７８「特定会社に係る債権管理回収業に関する特別措置法に基づく営業の許可について」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁が定期検査の周期を予測できる等により不開示を主張する情報について、これを公にしても定期的に行われる検査についての実施間隔の傾向が分かるにすぎないなどとして、５条２号イ、６号柱書き及び同号イ該当性を否定した例

24-5 答申２４（行情）５３１「海上での普遍主義に基づく権限行使に関する研究」（平成２１年度ユニット）の不開示決定に関する件」

- ・ 海上保安大学校の元職員が職務上作成し、出版を予定している文書について、当該元職員は、職員として職務上これを作成したものであり、「事業を営む個人」に該当しないことは明らかとして、５条２号イ該当性を否定した例

24-6 答申２４（行情）５３７「岸和田労働基準監督署において特定会社に対して実施した調査等に関する監督復命書の不開示決定に関する件」

- ・ 廃業した事業場に係る文書について、５条２号イ該当性を否定した例

24-7 答申２４（行情）５３８「特定期間に尼崎労働基準監督署が特定会社の特定製品の製造作業に関して行った調査に係る文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 昭和６２年以前の特定期間における特定事業や労務管理に係る内容について、年代的に相当程度古い情報であり、必ずしも、特定事業場が属する特定会社における現在の製造及び品質管理のためのノウハウ並びに内部管理情報が推測できるものとまでは言えないとして、５条２号イ該当性を否定した例

24-8 答申２４（独情）４６号「過去５年間の受託研究に係る受託の相手方及び受託金額を記した文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 受託研究名（開示されている）にカッコ書きでアルファベット及び数字により構成される記号が付されたも

のに係る企業等の名称について、当該記号部分は、当該研究の対象となる製品の型番について企業等が独自に付したものであるため、型番の規則性等により企業等の名称を特定することは十分可能であると認められるとして、５条２号イ該当性を否定した例

24-9 答申２４（独情）５６号「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分庁と株式会社かんぽ生命保険（参加人）との間で締結された「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約書」等について、他の生命保険会社が参入することは事実上困難であると考えられるなどとして、５条２号イ該当性を否定した例

25-10 答申２５（行情）７８「食品中の放射性物質検査について」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 放射性物質検査結果における粉ミルクのブランド名について、検査対象の選択において必ずしも全ての製造業者のブランド等を等しく取り扱っているとは言えず、難い印象を与えと言わざるを得ないこと等から、５条２号イに該当するとした例

25-11 答申２５（行情）８５「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律届出資料のうち再処理等積立金の積立額算定に関する資料等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定会社の使用済燃料再処理等積立金に関する届出書の減損ウラン回収率、転換役務代等の数値について、公にすれば取引業者・特定会社の実際のウランの取引価額及び役務代を算出することが可能となるとして、５条２号イに該当するとした例

25-12 答申２５（行情）８８「特定調査研究に係る総合評価方式による一般競争入札における「技術審査 評価（案）」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 総合評価方式による一般競争入札における入札業者の評価に係る情報の一部について、公共調達方式における契約方式の特質、その透明化の要請の程度等を考慮し、公表済み、あるいは開示済みの部分との関係等具体的な事実関係を踏まえ、５条２号イに該当しないとした例
- ・ また、入札情報に関する従来の答申との関係に言及するとともに、参加事業者は、落札できた場合に技術的評価が高まるなどの利益を受ける反面、低い評価を受けることによるリスクもある程度受忍すべきと指摘

25-13 答申２５（行情）２９５「中小企業向け為替デリバティブ取引状況（米ドル／円）に関する調査の結果について」に関して金融機関から提出を受けた調査表の一部開示決定に関する件」

- ・ 為替デリバティブ取引状況に関する調査表の項目及びその注記について、金融庁があらかじめ作成したデータ部分であって、各調査表に共通する記載内容であることなどから、５条２号イに該当しないとした例

25-14 答申２５（行情）４０９「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関して落札業者が提出した企画書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 業務委託契約の入札に参加した業者が提出した企画書の一部について、既に開示された部分その他の記載等から容易に推察可能であることなどを理由に、５条２号イに該当しないとした例

25-15 答申２６（行情）１８「特定法人の法人税確定申告書に添付されている貸借対照表等の不開示決定に関する件」

- ・ 特定法人が法人税の確定申告書に添付した貸借対照表等について、別途、民事訴訟手続において内容虚偽の文書を証拠として提出したという特異な経緯を有することから、５条２号イに該当しないとした例

26-6 答申２６（行情）５９「平成２４年度公証事務検閲に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 登簿番号（公証人が作成した公正証書等の事件数に応じて付される一連の番号）、集団囑託人に関する情報について、公証人の能力等に関する情報と解されるおそれがあるとして、５条２号イに該当するとした例

26-7 答申２６（行情）１６４「自衛隊の機動展開に関する調査研究 調査研究報告書」の一部開示決定に関する件」

- ・ 国から調査研究を受託した法人が、自らの判断でヒアリング対象者と不開示等の約束をしても直ちに情報公開法上の不開示理由となるものではないが、本件は、その特殊性から特別な配慮を行う必要性・合理性が認められ、ヒアリング対象者から受けた情報や当該対象者を推知できる情報を公にすると受託法人とヒアリング対象者等との信頼関係が損なわれ、ひいては受託法人の社会的信用の低下を招くおそれがあると認められるとして、５条２号イ該当性を認めた例

26-8 答申２６（行情）２０８「税理士業務の概況報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 税理士業務の概況報告書（税務署ごとに人数を集計した一覧表）につき、対象者が推察されないこととなる

数値を一定の基準で特定できないことを理由として一律に不開示とすることは妥当でなく、本件においては、対象文書の特性に鑑み、少なくとも二桁以上の場合であれば、当該税理士等を特定される可能性は極めて低いなどとし、開示・不開示の判断を行った例

26-9 答申26（行情）367「企業再生支援機構から受け取った特定会社に関する文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 一部を除く文書の標題（文書名）については、機構や特定会社、処分庁の関係において、標題が示すような文書が作成等されたとしても特段不自然ではなく、開示請求時点で再生支援が完了していたことを勘案すると、5条2号イに該当しないとした例

26-10 答申26（行情）570「特定事業所に係るハローワークの紹介状況及び採用状況等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定事業所に対するハローワークの紹介状況等について、当該特定事業所が雇用保険適用事業所設置届等に記載の本社所在地に既に存続していないことが実地調査の結果により確認されていることから、少なくとも諮問の時点において事業活動を行っているとは認められず、5条2号イに該当しないとした例

27-7 答申27（行情）428「特定会社に係る有線テレビジョン放送施設設置許可申請に関する文書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 諮問庁が法5条2号イに該当するとして新たに不開示とすべきとする特定会社の定款の第2章以降の部分については、本件許可申請時（平成10年）、同社は上場しており、その定款は、旧証券取引法の規定に基づき、同社の有価証券報告書の添付書類として、証券取引所等において公衆の縦覧に供しなければならないとされていたことから、同号イに該当せず開示すべきとした例

27-8 答申27（独情）14「私立大学等改革総合支援事業調査票等の一部開示決定に関する件」

- ・ 私立大学等改革総合支援事業調査票の不開示部分については、経営改革等への取組の実態を問うものであり、大学等が自ら積極的に公表するような情報であって、特段秘匿すべき経営情報に係るものが含まれているとは認められず、不開示部分を公にしたとしても特定大学にマイナス評価といった不利益が生じるとは認められないことなどから、法5条2号イに該当せず開示すべきと判断した例

28-6 答申28（行情）388「特殊車両通行許可申請書類等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定法人の代理人として特殊車両通行許可申請を行った特定の行政書士の①氏名、②事務所の所在地、③事務所の電話番号及び④登録番号について、これらの情報を公にすると、原処分で当該特定法人の名称は開示されているので、当該行政書士の顧客情報の一端が明らかとなり、当該行政書士が委任を受けてどのような業務を行っているのかという個別業務の内容が明らかになるとしても、本件の行政書士が行っている業務は何ら特殊なものではないなどとして、法5条2号イに該当しないと判断した例

29-2 答申29（行情）450「特定宗教法人の規則変更認証申請に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 特定宗教法人の名称変更に係る規則変更の認証業務について、関係部署の文部科学大臣に対する当該変更に係る経緯及び対応方針案の説明資料につき、公にすると、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない内部情報等を開示することとなり、これらがインターネット上で拡散される事態も想定されるとして、当該宗教法人の権利・利益を害する旨の諮問庁の説明を否定し難いとし、法5条2号イに該当すると判断した例

29-3 答申29（独情）50「雇用契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 顧問弁護士の氏名について、これを公にしても、当該弁護士の具体的な契約条件が明らかになる事情はなく、他方、公的な会議への出席や一般的な弁護士業務の遂行方法等からは、その氏名を秘匿し続けることが可能であるとは認め難い等の現状等に鑑みれば、これを公にすると、弁護士としての価値観や信条等が公になり、営業権等の正当な利益を害するおそれ等があるとは認められず、法5条2号イには該当しないと判断した例

30-5 答申30（行情）80「特定鉱山の坑内実測図の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 特定法人が鉱業法に基づき処分庁に提出した坑内実測図につき、諮問庁が開示とした部分のうち、鉱区境界線の内側部分等については、当該鉱区内の採掘予定範囲等のおおよその位置及び規模という一般に公にされていない当該法人の事業計画等に係る情報であることから、法5条2号イに該当し、不開示とすべきとした例

30-6 答申30（行情）326「会計検査院法27条の規定による報告（特定日付け特定番号）の一部開示決定に関する件」

- ・ 不開示部分のうち、受託事業者名等に係る部分について、年度ごとの受託事業者名は法務局ホームページで公表されており、記者クラブ宛の公表資料と照合することにより、被疑事実発生当時の受託事業者名は、自ずと明らかになる情報であるから、開示すべきと判断した例

1-4 答申1（行情）485ないし487「特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書のうち、「署長判決」及び「完結の有無」の各欄は、原処分で開示されているものの、いずれも空欄であるため、不開示部分である「労働保険番号」及び「事業場名」（建設工事に係る発注者の氏名を除く）を公にしても、特定監督署による監督を受けたという事実が分かるのみであり、当該事業場に対する監督の結果が明らかになるとは認められないなどとして、従前の答申を変更し、5条2号イ及び6号ホに該当せず、開示すべきとした例

1-5 答申1（独情）28「国立大学法人東京大学医学部附属病院外来患者等アメニティ設備整備・運営事業」に関する定期建物賃貸借契約書の一部開示決定に関する件」

- ・ 公共調達の適正化に係る財務大臣通達により公表の対象とされているのは国の支出の原因となる契約であって、貸付料のような収入については公表の対象に含まれているとはいえないとして、特定企業が事業効果等を見込んで提案・決定した（処分庁の収入となる）貸付料は、これを開示すると、当該企業等の経営体力や事業ノウハウが競業他社に推測され、その事業活動や将来の受注に係る利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとした例

3-1 答申3（行情）394「平成31年度中間貯蔵等福島における環境再生に関する広報業務 報告書」の一部開示決定に関する件」

- ・ 環境再生に関する広報業務に係る報告書のうち、新聞記事等の部分が著作権法42条1項の規定に基づき使用が認められる範囲を超えるなどとして法5条2号イに該当するとされたことに對し、著作権法42条の2によれば著作権を侵害することにはならず、開示すべきとした例

3-2 答申3（行情）562「法制執務業務支援システムに係る特定ソフトウェアアドインの開示決定に関する件」

- ・ 内容を参照できないプログラムファイル（本件対象文書）について、本件対象文書の内容に関する資料等の記載及び競合法人等が本件対象文書を参照し研究することで法令執務業務の達成に必要な機能範囲に関する情報等が明らかとなり、開発者である特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする旨の諮問庁からの説明を踏まえ、法5条2号イに該当するとした例

5-6 答申5（行情）791「特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件」

- ・ インターネット上の特定ウェブサイトに掲載された情報を印刷した書面について、当該情報に記載された法人が、掲載内容の決定に関与していないことが明らかなインターネット上のウェブサイトに掲載されていた情報であるにすぎず、そのような掲載者の独自判断に基づく情報がインターネット上で検索・閲覧可能な状態になることをもって、当該情報の内容が既に公にされているともいえないため、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当とした例

6-5 答申6（行情）322「自衛隊かつ大貨物積付標準」の一部開示決定に関する件

- ・ 鉄道輸送に際し、「特大貨物」となる自衛隊装備品等の積付における積載後の寸法、積載に使用する機材に関する情報及び積載に際しての注意事項等に関する情報が記載されている文書について、当該鉄道事業者が行う事業活動に支障を及ぼすおそれ等があるとして、5条2号イに該当するとした例

6-6 答申6（行情）525ないし527「特定年度障害者総合福祉推進事業費補助金交付決定一部取消通知書の一部開示決定に関する件」

- ・ 補助金等適正化法17条に基づいて出された補助金の返還命令書等に係る開示請求について、不開示部分には明らかに秘匿すべき法人等の内部情報は記載されておらず、予算執行等に係る情報の公表等に関する指針や補助金等適正化法の目的に鑑みれば、返還命令を出した交付先名（法人等の名称）、既に交付された金額等は2号イに該当せず、開示すべきと判断した例

6-7 答申6（行情）404「特定宗教法人の名称変更の申請を受理することを文部科学大臣へ報告を行った際の資料等の不開示決定に関する件」

- ・ 宗教法人からの認証申請に係る審査の結果及び過程が記録された資料について、公にすることにより当該法人の自由な宗教活動を妨害するための材料として用いられる懸念があり、その権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるとして、5条2号イに該当するとした例

6-8 答申6（行情）1084及び1085「特定工事に係る特別調査報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 「設計単価一覧表」の、建設物価調査会の出版物による単価等を使用し作成している部分について、特定工事の特定の作業工程に係る情報のみを抜粋し記載しているにすぎないから、同調査会等から提出された要望書の内容にかかわらず、これを公にすることにより直ちに物価資料の販売に影響を与えるとは認め難い等として、法5条2号イには該当しないとした例

【法5条2号ロ関係】

92 答申14（行情）123「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件」

- ・ 試算のために業界から提出された数値等について、諮問序の要請を受け、公にしないとの条件で任意に提供された情報であることを認めた上で、公にしないとの条件が現時点においても合理性を有するかについて詳細に判断し、開示範囲を広げたもの
- ・ 原子力発電の経済性試算が電力料金の決定に影響があるとしても、公益開示の必要性は認められないとしたもの
- ・ 情報単位論と部分開示の範囲について述べたもの

93 答申14（行情）480「里道等（高知県高知市所在）の払い下げに関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 国有地の売却にあたって参考とされた「売買実例価格」につき、5条2号ロに該当しないとした例

94 答申14（行情）483「茨木労働基準監督署に提出された再発防止対策書の不開示決定に関する件」

- ・ 再発防止対策書につき、事業主から自主的に提出されたものであることを認めつつも2号ロ該当を否定

95 答申15（行情）724「航空機衝突防止装置の作動時に提出する報告書（RAレポート）の不開示決定に関する件」

- ・ 法5条2号ロにつき、提出するかどうか選択ができないような場合は「任意」の提出とは言えないとしたもの

28-7 答申28（行情）247「中央環境審議会大気・騒音振動部会水銀大気排出対策小委員会の非公開資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 原則公開とされている委員会の会議において、委員限りとして配布された資料の一部について、法5条2号ロに該当するとした例

6-9 答申6（行情）862「新型コロナウイルス感染症対策に係る「ミーティングにおける資料」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 新型コロナワクチンの広報の検討のための情報について、特定法人の新型コロナウイルス感染症に関する調査結果を推測し得る記載が存し、これは法人等において通例として公にしないこととされている情報であると認められるから、その当時の状況及びその情報性質に照らし、公にしないとの条件を付することが合理的であるものと認められ、法5条2号ロに該当するとした例

○ 国の安全等に関する情報

【法5条3号（独法5条4号イ）関係】

96 答申13（行情）166「GATTウルグアイ・ラウンド等に関する資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 記者発表要旨と同様の内容が含まれているとしても、両国の最高責任者の率直な意見交換を記録した会議記録は、法5条3号に該当

97 答申14（行情）135「河野-フルシチョフ会談（1956年10月16日～18日）の議事録等の不開示決定に関する件」

- ・ 半世紀以前の会談記録であり、ロシアで公開された事実があることから、信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないとしたもの

- ・ しかし領土交渉がなお解決されていない点等をふまえると、交渉上不利益を被るおそれがあると諮問庁が認めるに相当の理由があるとした例

○ [再掲] 答申 14 (行情) 181 「昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定に関する件」

- ・ 会談の特異性、半世紀以上経過した国際情勢の変化に照らし、3号該当性を否定

98 答申 15 (行情) 131 「米海軍攻撃機「スカイホーク」海中転落事故に係る米国政府との協議の記録等の不開示決定に関する件」

- ・ 対象文書の記載内容、30年以上経過していること等から、3号該当性を否定
- ・ 公電に付された来電時刻、パターンコード等は暗号解読につながるとして3号該当性を認めたもの

99 答申 15 (行情) 224, 225

「平成9年6月の博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書の一部不開示決定に関する件」

「平成9年6月の博覧会国際事務局総会に際し、愛知万博支持要請等に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 国際博覧会の投票行動に関する情報は3号に該当するとしたもの

100 答申 15 (行情) 275～280 「支出計算書の証拠書類(平成10年4月分から11年3月分までの報償費の支出に係るもの)等の不開示決定に関する件」

- ・ 内閣官房報償費の関係文書のうち債主官房長官、サミット関係は開示すべきとしたもの

101 答申 15 (行情) 431 「自衛隊統合防災演習の実施計画にかかわる全文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ 日米共同訓練の統裁官及び訓練時期は、当時としては、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があると認められるが、現時点においては、開示を相当としたもの

102 答申 15 (行情) 448 「平成12年度報償費支出関係書類の不開示決定に関する件」

- ・ 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の日付、使用目的を開示すべきとしたもの

103 答申 15 (行情) 547～566 「平成8年4月分から6月分までの報償費の支出のために作成された文書等の不開示決定に関する件外19件」

- ・ 外務省報償費の支出計算書の証拠書類について、大規模レセプション等の5類型を開示すべきとしたもの

104 答申 16 (行情) 7, 8

「特定個人の拉致事件に係る日韓両国政府で交わした文書の一部不開示決定に関する件」

「特定個人の拉致事件に係る昭和48年に日韓両国政府で交わした文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ ブリーファの氏名・官職について国際的信頼関係が損なわれるおそれを認めなかったもの

105 答申 16 (行情) 12 「特定外務公務員による報償費の事務処理に関する要領、手順等を記載した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 外務省報償費について情報収集活動等の支障及び国際的信頼関係が損なわれるおそれの相当性を認めたもの

106 答申 17 (行情) 303 「第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件」

- ・ 内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書については、3号該当性を認めなかったもの

107 答申 18 (行情) 375 「第13回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の一部不開示決定に関する件」

- ・ 法5条3号の該当性を検討し、本件協議の議題並びに既に公知の事実を説明した発言や交渉の余地のない日本側の立場を説明した発言部分については、同号該当性を認めず開示すべきであるとしたもの

108 答申 18 (独情) 66 「コタパンジャン水力発電事業に関する詳細設計報告書の不開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書はインドネシア政府から公にしないとの条件で任意に提供されたものであるとの諮問庁の説明を認め、その大部分について法5条4号イ及びトの該当性を認めたもの

109 答申 19 (行情) 107 「特定新聞で報じられた処分の原因となった情報流出事件に関する調査にかかわる文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ 流出した情報の内容に関する記述については、特定ファイル共有(交換)ソフトを介した流出事案の特性を踏まえて、法5条3号及び6号柱書き該当を妥当と認めたもの

110 答申 19 (行情) 443 「昭和34年10月21日の藤山外相とマッカーサー米大使との会談録等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 「10月21日藤山大臣在京米大使会谈録」につき、その一部を開示とした決定は、妥当であるとしたもの

○[再掲] 答申21（行情）3「国家公務員倫理法第6条に基づく贈与等報告書（2万円以下：平成12年度）の一部開示決定に関する件」

- ・ 贈与等報告書の記載から、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるもの以外は、①報告者及び公務員同席者の官職、氏名及び印影は外務省職員等の職務遂行情報であり、法5条1号ただし書ハ及びイに該当し開示すべき、②外国・国際機関等の名称、大使館等の住所、相手方の官職及び氏名等の情報は法5条3号に該当し不開示が妥当、③報道機関の名称、報道機関の住所、相手方の役職及び氏名等の情報は法5条2号イに該当し不開示が妥当であり、また、当該贈与等が単に儀礼的なもの、個人的な関係によるものと認められるものは、上記①の情報は不開示が妥当、同②の情報は法5条3号に該当せず開示すべき、同③の情報は法5条2号イに該当せず開示すべきと判断したもの

○[再掲] 答申21（行情）50「特定期間に在外公館あて発出された査証関係通達一覧の一部開示決定に関する件」

- ・ 査証発給手続きの変更や外務本省に対する経向に関する具体的な情報を、法5条6号に該当すると認めたもの

111 答申21（行情）277「法翼」の一部開示決定に関する件」

- ・ 国際赤十字委員会は、3号所定の国際機関に該当するとしたもの

112 答申22（行情）364「日米防衛協力のための指針」関連13の一部開示決定に関する件（総会審議分）」

- ・ 総会の実施により、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更した事例

23-11 答申24（行情）51「日中首脳会談の会談記録の不開示決定に関する件」

- ・ 日中首脳会談の会談記録の不開示部分について、記者会見での発言内容等はいずれも当該会談の内容を詳細に明らかにしたものではなく、不開示部分については、日中間に存在する外交問題に係る機微な点を含む部分が既に公表された情報を記録した部分と容易に区分し難い状態にあることが認められるとして、5条3号該当性を認めた例

24-10 答申24（行情）79「日米安保条約に基づく日米地位協定の民事裁判権に関する合意について記した文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 民事裁判管轄権に関する日米合同委員会合意に係る同委員会議事録につき、その一部は、協議の結果、日米行政協定第18条に関して両国間で合意された内容が記述されているにすぎないなどの理由から、公にしたとしても、我が国と米国の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忘たんのない協議を行えなくなるおそれがあるとは言えないとして、5条3号該当性を否定した例

24-11 答申24（行情）329「アメリカ合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料等の一部開示決定に関する件」

- ・ 合衆国軍隊構成員等の犯した罪に対する刑事裁判権の行使に関し、これらの犯罪の捜査、公判を担当する検察官の執務の参考に供するため、昭和47年3月に作成された秘密指定がされた内部資料について、国会図書館において一般の閲覧に供されている状況を踏まえると、国立国会図書館法が規定する国会図書館の設置目的や社会的役割も考慮して、国会図書館が下した判断と、現実に閲覧が可能となっている状況が継続していることを重く受け止めるべきであって、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、もはや、これを開示しても、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があるとは認め難いとして、5条3号該当性を否定した例

25-16 答申25（行情）34「野田総理発韓国大統領宛親書の不開示決定に関する件」

- ・ 韓国大統領宛に発出された総理親書について、公にしないことを前提に外交上の問題を記載したものであり、記載内容は一体不可分のものであるとして、5条3号に該当するとした例

25-17 答申25（行情）264「CISPRにおいて電力搬送通信設備（PLT）に関連して我が国が提出及び受領した文書の不開示決定に関する件」

- ・ IEC（国際電波標準会議）に係る文書について、IECは5条3号に規定する国際機関ではないことから、同号に該当しないとしつつ、同条6号柱書きに該当するとした例

26-11 答申26（行情）359「第6回五大特許庁長官副長官会合合意議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 五大特許庁長官副長官会合合意議事録について、公表しない旨を当該会合で決定等はしていないものの、各国等は、慣行として公表しておらず、当該議事録の内容に基づき作成した概要を公表しているので、当該議事録を開示することはできないとする諮問庁の説明を踏まえ、各国特許庁の各ホームページ等を事務局にて確認し、本件議事録は公表されていないことが認められたので、5条3号に該当し、不開示妥当と判断した例

26-12 答申26（行情）365「航空自衛隊基地への米軍の探知レーダー配備について、米軍当局等との協議に際して使用又は作成した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書について、その件名、件数及び内容を公にすることにより、米国との協議の時期、回数及び内容が明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれ等があるとともに、自衛隊が米軍と共同して任務を行う際の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとの諮問庁の説明を是認できるとした例

27-9 答申27（行情）898「在米日本国大使館で平成13年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書の不開示決定に関する件」

- ・ 法5条3号及び6号により全てを不開示とされた文書について、審査会として見分した結果、原処分において部分開示された別の文書に類似するので、それに準じて部分開示すべきであるとした例

28-8 答申28（行情）617「「合意に係る日米合同委員会議事録」の不開示決定に関する件」

- ・ 先例答申（答申24（行情）79）においては、諮問庁による不開示理由の説明が不十分であったため開示すべきとされたが、本件においては、諮問庁が新たに日米合同委員会の英文の議事録（本件対象文書の原文に当たるとされる文書）を本件対象文書の該当箇所との対応関係を示しつつ提示するとともに、不開示部分の開示には同意しないとする米側からのレター等が提出されたこと等を踏まえ、法5条3号の情報に該当するとした例

29-4 答申29（行情）403「「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等については、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべき、また、原処分では不存在とされた文書について、請求文言を合理的に解釈すれば本件請求対象に該当すると認められる文書が不開示とされた部分に含まれていることから、これにつき改めて特定の上、開示決定等をすべきとした例

30-7 答申30（行情）539「「日米地位協定の考え方（改訂版）の表紙」の不開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人は、本件対象文書が資料の表紙にすぎないことから法の定める不開示情報には該当せず開示すべき旨主張するが、法3条に定める開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、資料全体の特定部分を独立した文書のように扱い、当該資料全体と切り離して不開示情報該当性を判断することは適当ではないとした上で、本件対象文書（表紙）は資料の一部であっても、公表されていない情報が含まれており、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当とした例

1-6 答申1（行情）73「行政文書ファイル「日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）（昭和43年）」に含まれる文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ 約50年前の米軍基地及び沖縄返還問題に係る政府部内の検討状況及び米国との協議に向けた対処方針等の一部につき、本件開示請求時点で沖縄返還から既に40年以上が経過していることに鑑み、これを公にしても、本件開示請求時点においてもなお、他国との交渉上不利益を被るおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないなどとして、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきとした例

1-7 答申1（行情）301「行政文書ファイル「平成26年度資料丁」につづられた文書の不開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書には、我が国の安全保障上想定される事態に際して政府機関が採るべき具体的措置等が詳細に記載されており、その個々の文書の名称及び文書の件数を含めて、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるなどと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるとして、法5条3号に該当するとした例

1-8 答申1（行情）365ないし380「大臣官房の平成21年9月分ないし平成23年3月分の報償費の全ての支出に係る支出計算書等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 内閣官房報償費に係る不開示決定が争われた最高裁判決等も踏まえ、外務省において特定期間に支出された

報償費の金額並びに事案ごとの決裁書及び領収書等につき、これを公にすることにより、その当時の国際情勢や国際的な問題等に関する情報等と照合することなどを通じて、報償費の個別具体的な使途や我が国の情報関心等が推察される又は情報収集の相手方が特定される結果、情報収集活動等が困難になるなど、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるなどと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当するとした例

3-3 答申3（行情）593「防衛大臣の日程表の一部開示決定に関する件」

- ・ 防衛大臣の日程表につき、防衛大臣の職務の特殊性に鑑みれば、全体として防衛省・自衛隊の情報収集能力や危機管理態勢について推察可能となる重要な情報であるとして、法5条3号に該当するとした例

4-4 答申4（行情）536「行政文書ファイル「令和2年度尖閣専従船関連」に含まれる文書の不開示決定に関する件」

- ・ 巡視船の運用計画に関する文書及び巡視船が実施した訓練に関する文書について、その各記載内容に応じ、いずれの文書もこれを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるとともに、犯罪の予防、鎮圧等の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明を認め、法5条3号及び4号に該当するとした例

○ 公共の安全等に関する情報

【法5条4号（独法5条4号口）関係】

113 答申14（行情）434「接見指定20講の不開示決定に関する件」

- ・ 文書が公にされても、捜査及び公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとしたもの

114 答申15（行情）395「公安調査庁が1991年4月から2001年3月までの間に作成した調査活動費に関する内規の不開示決定に関する件」

- ・ 内規を開示すべきとしたもの

115 答申16（行情）3「平成9年3月分の検察旅費請求書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 検察旅費に係る出張内容について捜査及び公訴の維持への支障を認めたもの

116 答申16（行情）71, 72「最高検察庁における調査活動費に関する支払明細書の一部開示決定に関する件外1件」

- ・ 最高検の調査活動費に係る領収書等について捜査等への支障を認めたもの

117 答申16（行情）639「労働基準監督官必携平成14年度版の一部開示決定に関する件」

- ・ 司法処分及び行政処分の基準を定めた行政文書について、それぞれ法5条4号及び6号イ該当性を認めたものの

118 答申18（行情）371「大阪拘置所の職員研修用出欠確認一覧表の一部開示決定に関する件」

- ・ 印刷局職員録に登載されていない矯正職員の氏名等について、法5条4号該当性を認めたもの

119 答申18（行情）437「名古屋地方検察庁の特定職員に係る出勤簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 名古屋地検特捜部職員の氏名及び印影につき、法5条4号該当性を認めたもの

120 答申19（行情）276及び277「「違法情報に関する通知について」等の一部開示決定に関する件及びインターネット・ホットラインセンターから通報を受けた文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 違法情報がインターネット上のどこに存在するかを示す、サイトの名称、URL等について、4号該当で不開示相当としたもの

121 答申19（行情）424「特定会社に係る個人情報漏えい等に関する報告等の一部開示決定に関する件」

- ・ 原処分で不開示とした漏えいした戸籍データに係る地方公共団体の名称について、開示しても、直ちに脅迫、恐喝等の犯罪を誘発する等のおそれがあるとは言えないことから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは言えないとして法5条4号に規定する不開示情報に該当しないので、開示すべきとしたもの

122 答申21（行情）603「平成20年度CPA派遣報告書の提出について」の一部開示決定に関する件」

- ・ 公務員の氏名等について、一定の範囲の者については、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

ると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるとして法5条4号による不開示を認めつつ、その範囲外の者については、氏名等に公表慣行があるとして、上記のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは言えないので開示すべきとしたもの

- ・ DVDを部分開示する際には、開示部分のみをつなぎ合わせて開示すると不開示部分の場所が分かりにくいので、不開示部分が容易に判別できる方式を工夫するなど適切に処理するよう求めたもの

123 答申22（行情）133「本省指定職で自宅送迎をしている公用車の運転記録の一部開示決定に関する件」

- ・ 公用車の運転記録のうち、使用者（役職名）、部局課名、入庫時間、運行管理時間、行先、運転区間を開示すべきとしたもの

124 答申22（独情）21「下請業者届」の一部開示決定に関する件」

- ・ 競馬の公正確保等に支障が生じるおそれがあるとして、下請業者の名称を不開示としたもの

24-12 答申24（行情）214「特定措置所視察委員会意見書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定死刑確定者のテレビ及びDVDの視聴が認められていない理由等について、これが明らかにされたとしても、特定措置所が被収容者（死刑確定者）の状況に係る事実等を正確に把握することが困難となるおそれがあるとは考え難く、特定措置所が誤った判断に基づき視聴を認めることにより、異常事態をじゃっ起させ、又は、その発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できないなどとして、5条4号及び6号柱書き該当性を否定した例

24-13 答申24（行情）505「平成22年度水質汚濁防止法等の施行状況調査票等の一部開示決定に関する件」

- ・ 水質汚濁防止法等の施行状況調査票等の中の、同法等に違反する行為の具体的内容及びこれに対する処罰の内容が記載されている部分について、その全てを公にすると、どの程度の違反であれば処罰されるのかといった傾向を事業者に類推されるおそれがあり、5条4号に該当するものの、違反に係る数値及び処罰の内容が公にされないかぎり、違反行為の具体的内容が公にされても、前記のようなおそれはないと認められるとして、数値を除く違反行為の具体的内容については、同号該当性を否定した例

24-14 答申24（行情）512「主計局長及びその任命権者の氏名及び経歴が分かる文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書に不穏当な文言が記載されているという個別的事実を不開示処分理由とすることは法の予定するところではないとして、5条4号該当性を否定した例

26-13 答申26（行情）132「平成23年度水質汚濁防止法等の施行状況調査票の一部開示決定に関する件」

- ・ 水質汚濁防止法に基づく改善命令が発せられた事例の汚染状態の数値について、同種事例の継続的な把握により、改善命令を発動する実務上の目安を想定され、基準値を超えた排水を排出しても直罰規定を適用されず、改善命令にとどまると受け取られ、違反行為を誘発するおそれがあるとして、5条4号該当性を認めた例

26-14 答申26（行情）389「特定領置番号特定符号に係る領置票の不開示決定に関する件」

- ・ 領置票の様式部分について、公にしても、証拠品に関する記入欄全体を記入の有無にかかわらず不開示とすれば、「符号の最大値」に至るまでの符号の取り方等が公になることはなく、また、領置票の枚数が明らかになることは否定できないが、捜査の規模等の推測は概括的なものにとどまるものであることから、本件が捜査・公判中であるなど考慮すべき特段の事情が認められない中では、5条4号に該当しないとした例

27-10 答申27（行情）896「依存性薬物検討会の資料一式の不開示決定に関する件」

- ・ 依存性薬物検討会の配布資料のうち、依存性薬物の規制に係る基本的な考え方や判断の基準が記載された文書（開示すべきと判断する部分及び検討会委員の氏名を除く。）について、公にすることにより人体に害をなす物質が蔓延し、犯罪を惹起する可能性があるなどとする諮問庁の説明は、依存性薬物に起因する事件・事故が多発している現在の社会状況を踏まえると一概に著しく不合理であるとして否定するに至らないことから、法5条4号に基づき不開示妥当と判断した例

30-8 答申30（行情）225「特定法人が特定日に提出した報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定法人に係る個人情報流出事案に際して当該法人が処分庁に提出した報告書のうち、特定警察への相談に係る不開示部分につき、既に当該事案に係る刑事手続が終了しており、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条4号に該当せず、開示すべきとした例

1-9 答申1（行情）625「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票（特定期間分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 失踪した外国人技能実習生に係る聴取票の記載内容は、法5条4号に該当するとして不開示とし、当該文書

が、国会の要請により国会議員に閲覧が認められたものであるとしても、情報公開法に基づく行政文書の開示とは異なるとした例

3-4 答申3（独情）16「平成30年度経費予算見積（通知）書（文書局分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 日本銀行の一部局の平成30年度予算を経費項目別に記載した一覧表につき、経理課との調整の開始・終了の日付、日本銀行の支出対象項目の詳細及びその変化等を公にしたとしても、政策運営等に支障を来すとも、犯罪の予防等に支障を及ぼすとも、契約等事務に関し財産上の利益等を不当に害するおそれがあるとも認められず、開示すべきとした例

○【再掲】答申4（行情）536「行政文書ファイル「令和2年度尖閣専従船関連」に含まれる文書の不開示決定に関する件」

- ・ 巡視船の運用計画に関する文書及び巡視船が実施した訓練に関する文書について、その各記載内容に応じ、いずれの文書もこれを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるとともに、犯罪の予防、鎮圧等の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明を認め、法5条3号及び4号に該当するとした例

5-7 答申5（行情）498ないし501「特定空港における旅客取扱施設利用料の上限認可申請に係る審査書類の一部開示決定に関する件」

- ・ 空港機能の維持に必要な重要情報であって保安上の観点から対外秘としている、空港関連施設に係る図面及び電源設備に関する情報について、5条4号に該当するとした例

○ 審議、検討等に関する情報

【法5条5号（独法5条3号）関係】

125 答申13（行情）6「メチル水銀の環境クライテリアに係る調査報告書及び中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 研究者の氏名等につき、水俣病をめぐる事態の変化等により、現時点では法5条5号に該当しないとしたものの

126 答申14（行情）426～430

（428号）「平成12年度教科用図書検定調査審議会第二部会、歴史小委員会及び公民小委員会における配付資料の一部開示決定に関する件」

（429号）「平成12年度教科用図書検定調査審議会における申請図書の合格又は不合格の判定要領の不開示決定に関する件」

- ・ 教科書検定のための内部の判定要領について、5号を否定した例（429、430）
- ・ 検定終了後において、採択期間中か期間後にかかわらず判断は異ならないとしたもの（428）

127 答申14（行情）453～457「平成14年1月11日に実施された法曹養成検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件外2件」

- ・ 録音テープと議事録の違いを踏まえつつも、構成メンバー、会議の性格等により1号イの慣行として公にされるべきものと認定
- ・ また全体としての5号該当も否定。ただし、議事の公開等について議論した部分については、今後率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると5号該当を認めたもの

128 答申15（行情）38「入札参加業者に対する勧告についての新聞発表想定問答等を作成するために職務上取得した一切の資料の不開示決定に関する件」

- ・ 公正取引委員会の勧告書（案）が5号に該当するとされたもの
- ・ 委員会議事録についても、審議・検討に関する情報であるとして、5号該当が認められたもの

129 答申15（行情）410「国際人権日規約の第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 政府の方針に関する各省庁の意見につき、文書の個別具体的性質に応じて法5条5号該当性を判断したもの

130 答申16（行情）174「対イラク攻撃に関する大使意見具申電の不開示決定に関する件」

- ・ 意見具申電について意見交換が損なわれるおそれ及び外交事務に支障を及ぼすおそれを認めなかったもの
- 131 答申 16（独情） 24 「金融政策決定会合議事録の公表に関する件」の一部開示決定に関する件**
- ・ 日本銀行政策委員会議事録について意見交換が損なわれるおそれを認めなかったもの
- 132 答申 17（行情） 391, 393 「火工品安全性評価申請書等の一部開示決定に関する件外 1 件」**
- ・ パブリックコメントの実施を含めた全体の審査が終わっていないため、5号に該当し、不開示が相当としたもの
- 133 答申 17（独情） 25 「香椎副都心土地区画整理事業に関する各係数決定図書等の一部開示決定に関する件」**
- ・ 路線価指数等につき、独情法5条3号該当性を認めなかった例
- 134 答申 18（行情） 454, 455 「委員会議事録で「著作物再販制」に関し言及されているものの不開示決定に関する件」**
- ・ 著作物再販制度の存廃をめぐる議論の法5条5号該当性について、一律に判断せず、一部のみ該当性を認めたもの
- 23-12 答申 23（行情） 175 「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しに係る文書の一部開示決定に関する件**
- ・ 審議、検討又は協議に関する情報については、一律に意思決定前の情報を全て不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責任を全うするという観点から適当でなく、個別具体的に不開示情報の範囲が画されるとした上で、閣議決定前の各省庁の意見について、5条5号該当性を否定した例
- 24-15 答申 24（行情） 362, 366, 368, 371 「災害廃棄物安全評価検討会第7回及び第8回議事録等の不開示決定に関する件」等**
- ・ 災害廃棄物安全評価検討会の録音データについて、当該録音データの内容は、多少の言い回しや表現振りなどの違いはあるものの、本件各議事録の記載内容とほぼ同一であるなどの理由から、これが公になると、委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び処理方針に基づく市町村等による災害廃棄物の処理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとして、5条5号及び6号柱書き該当性を否定した例
- 24-16 答申 24（行情） 419 「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」の委員名が分かる文書の不開示決定に関する件**
- ・ 文部科学大臣の諮問機関として設置された検討会議の委員名が分かる文書について、当該検討会議における議論は、既に取りまとめられ、報告書として公表されているため、当該検討会議の検討作業は終了していると思われるべきであり、また、今後、検討会議の委員が審査会の委員に委嘱される可能性があるとしても、検討会議と審査会は法的に全く別個の組織、制度であること等を考慮すると、協議検討の途上の情報と認められないとして、5条5号該当性を否定した例
- 25-18 答申 25（行情） 329 「平和のフロンティア部会議事録等の一部開示決定に関する件」**
- ・ 有識者会議議事録に記載された発言委員の姓について、出席委員の姓及び発言内容は全て開示されていることから、5条5号及び6号柱書きに該当しないとした例
- [再掲] 答申 27（行情） 896 「依存性薬物検討会の資料一式の不開示決定に関する件」**
- ・ 依存性薬物検討会委員の氏名については、明らかになると外部からの妨害等により率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるとして、法5条5号に基づき不開示妥当と判断した例
- 27-11 答申 27（独情） 76 「科学技術文献情報提供事業に係る提供業務の事業者公募に関する文書の一部開示決定に関する件」**
- ・ 科学技術文献情報提供事業の民間事業者への事業移管に伴う事業者公募の選定における「必須要件及び加点点評価の評価方法の審査基準」の不開示部分について、次回調達の審査基準が全く同一になるとは考えにくく、当該不開示部分に記載されている内容は、公募する事業等について諮問庁が求める条件やより高く評価するポイント等を具体的に示すものであって、これを明らかにすることにより、諮問庁が今後行う事業者公募の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることは想定し難いことから、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず開示すべきと判断した例
- [再掲] 答申 29（行情） 403 「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部開示決定に関する件」**

- ・報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等については、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべき、また、原処分では不存在とされた文書について、請求文言を合理的に解釈すれば本件請求対象に該当すると認められる文書が開示とされた部分に含まれていることから、これにつき改めて特定の上、開示決定等をすべきとした例

1-10 答申1（行情）306「平成28年度生活保護担当指導職員ブロック会議における研究・協議資料」一部開示決定に関する件」

- ・厚生労働省が毎年開催する生活保護担当指導職員ブロック会議資料中、意見を述べた自治体名について、①既に会議の協議内容を踏まえた制度改正が行われていること、②個別具体の生活保護事案に関することや機微にわたることが記載されているとは認められないことから、法5条5号該当性を認めず、開示すべきとした例

1-11 答申1（行情）436「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案の法令審査に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・未成立の法案に対する法案審査等に係る情報につき、検討過程の情報を公にした場合、その内容が必ずしも正確でない形で国民に伝えられ、今後の検討の方向性について憶測や混乱を招く等、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあり、また、本件法案は、一体・不可分を成し、今後、法案全体の取扱いを含めて再検討する可能性もあるので、部分開示を行うことはできないとして、当該文書全体を法5条5号に該当するとした例

4-5 答申4（行情）195「特定地域道路網調査業務の業務成果品の一部開示決定に関する件」

- ・特定地域を対象とした幹線道路網における将来の交通量に係る推計情報等について、これを公にすると近隣用地の評価に影響を与える可能性があり、利害関係者等から事業計画の修正を迫られる等の干渉を受けるおそれがあることから、今後の該当の各事業につき、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明を認め、法5条5号に該当するとした例

5-8 答申5（行情）222「特定番号に係る起案文書の一部開示決定に関する件」

- ・別件の開示請求に対する対応方針を本省と地方支分部局との間で相談した際のメール及び参考資料等について、具体的な対応方針に関する内容等は6号柱書きにより不開示とする一方、公にしても事務的な支障が認められない部分については、別件の開示請求に対する決定が本件の開示決定時点で既に行われていたことも踏まえ、6号柱書きのみならず5号該当性も認めず開示すべきと判断した例

5-9 答申6（行情）32「特定の想定問答の協議に当たって行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件」

- ・〔主管官庁：外務省、協議先：防衛省〕である国会答弁書が一部不開示決定とされた事案につき、協議先である防衛省で保有する答弁書は最終的な意思決定となったものではなく協議中のものであるから、これを公にすると関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当とした例

6-10 答申6（行情）195「輸入木質ペレットに関する認証偽装問題に係る文書の不開示決定に関する件」

- ・資源エネルギー庁と林野庁の間で、いまだ協議途中であり、引き続き情報の収集及び内容の精査等を行っているところであって、本件対象文書に記載された内容は、未成熟な情報であると認められるとして、法5条5号該当性を認めた例

○ 事務又は事業に関する情報

【法5条6号（独法5条4号）柱書き関係】

135 答申14（行情）27「京都大学医学部附属病院医療事故調査検討委員会の議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・事故調査委員会の指示及び事故実情調査については6号に該当するとして不開示としたもの

136 答申14（行情）451「大滝ダム建設に伴う損失補償基準の一部開示決定に関する件」

- ・補償基準は、補償額が推測されるものではなく、また広範囲に配布されていることから、公にしても地権者

との信頼関係を損なうことにはならないとされたもの

- ・ また他のダムへの補償交渉への支障も否定し、6号に該当せず開示すべきとしたもの

○[再掲] 答申15(行情) 275～280「支出計算書の証拠書類(平成10年4月分から11年3月分までの報償費の支出に係るもの)等の不開示決定に関する件」

- ・ 内閣官房報償の関係文書のうち公にすることにより、具体的使途が明らかになるとは認められず、その内容を公にしたとしても諮問庁の主張する内閣官房報償費の目的を損なうおそれが殊更惹起されるとは考え難い部分は開示すべきとしたもの

○[再掲] 答申15(行情) 395「公安調査庁が1991年4月から2001年3月までの間に作成した調査活動費に関する内規の不開示決定に関する件」

- ・ 内規を開示すべきとしたもの

137 答申15(行情) 405「特定の病院で行われた脳死判定・臓器提供に関し、公衆衛生審議会が同病院から提出を受けた治療経過の文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 同一の脳死判定等に係る公表された報告書と一部内容が重なっているとしても公表されていない作業班資料の法5条6号該当性を認めたもの

○[再掲] 答申15(行情) 448「平成12年度報償費支出関係書類の不開示決定に関する件」

- ・ 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の日付、使用目的を開示すべきとしたもの

138 答申15(行情) 506「平成14年諮問第510号に係る答申書案の不開示決定に関する件」

- ・ 情報公開審査会の答申書案について、法5条6号該当性を認めたもの

139 答申15(行情) 541「教育基本法の改正に関する資料の不開示決定に関する件」

- ・ 教育基本法改正検討資料について法5条6号該当性を認めたもの

○[再掲] 答申15(行情) 547～566「平成8年4月分から6月分までの報償費の支出のために作成された文書等の不開示決定に関する件外19件」

- ・ 外務省報償費の支出計算書の証拠書類について、大規模レセプション等の5類型を開示すべきとしたもの

○[再掲] 答申15(行情) 617「特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法5条2号ただし書の公益開示をすべきとしたもの
- ・ 法5条6号の国の機関等の事業の適正な遂行への支障は、公益性を比較考慮の上で判断すべきことを明らかにしたもの

140 答申15(行情) 699「公安調査官調査活動費の支出に関する見積書及び請求書等の不開示決定に関する件」

- ・ 調査活動費支払明細書のうち日付、使用目的欄、表題、取扱責任者の表示並びに前日繰越額、本月受入額、本月支払額及び翌日繰越額の各金額を開示すべきとしたもの

141 答申15(行情) 726「在オーストラリア大使館における公金流用疑惑に係る調査結果報告書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 関係者への事情聴取内容が詳細かつ克明に記録されていることから、法5条6号該当性を認めたもの

○[再掲] 答申16(行情) 12「特定外務公務員による報償費の事務処理に関する要領、手順等を記載した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 外務省報償費について情報収集活動等の支障及び国際的信頼関係が損なわれるおそれの相当性を認めたもの

142 答申16(行情) 49「『平衡操作関係』ファイル中の為替介入に係る実施金額の銀行別内訳の記載部分の不開示決定に関する件」

- ・ 為替介入実施の銀行別内訳について事務支障を認めたもの

○[再掲] 答申16(行情) 174「対イラク攻撃に関する大使意見具申電の不開示決定に関する件」

- ・ 意見具申電について意見交換が損なわれるおそれ及び外交事務に支障を及ぼすおそれを認めなかったもの

143 答申16(行情) 179, 180「特定日の社会資本整備審議会公共用地部会の速記録等の不開示決定に関する件」

- ・ 社会資本整備審議会公共用地部会の議事録における委員の意見等に係る部分について事務支障を認めたもの

○[再掲] 答申16(独情) 20, 21「新潟県社会保険診療報酬支払基金審査委員会名簿の不開示決定に関する件外1件」

- ・ 社保審査委員の名簿は、公にすることが予定されている情報に該当し、その公開の審査業務への支障を認め

なかったもの

144 答申 17（行情） 533「司法試験出願者データの不開示決定に関する件」

- ・ 科目別得点について、公にすると、答案のパターン化等に拍車がかかり、試験の選抜機能が損なわれるとして、事務支障を認めたもの

145 答申 17（独情） 34「浜松市滝沢町に係る標準地価格総括表等の一部開示決定に関する件」

- ・ 取引及び公示（基準）時点並びに取引及び公示（基準）価格につき、独情法 5 条 4 号柱書き該当性を認めた例

146 答申 18（行情） 45～47「府中刑務所に係る出勤簿の一部開示決定に関する件外 2 件」

- ・ 行刑施設に勤務する医師の氏名について、6 号柱書きに該当し、不開示妥当としたもの

147 答申 18（行情） 508「査証事務の手引きの一部開示決定に関する件」

- ・ 不開示部分のうち、査証事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない一般的な記述を除き、法 5 条 6 号の該当性を認めたもの

148 答申 18（独情） 16「『前期日程第一段階選抜成績分布図』（平成 16 年度理科三類）」等の不開示決定に関する件」

- ・ 成績分布図等について、法 5 条 4 号柱書きに該当しないとしたもの
- ・ 成績分布図等について、法 5 条 4 号ハに該当しないとしたもの

149 答申 19（行情） 64「平成 17 年公認会計士第 2 次試験の合否決定に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 記述問題等の解答例について、これを公にすると答案のパターン化に一層拍車がかかり、受験者の能力等を総合的に評価することが困難となるなどとして、法 5 条 6 号柱書き該当性を認めたが、このうち計算問題等の解答例については、答案のパターン化に拍車がかかるとは考え難いなどとして、同号柱書き該当性を認めなかったもの

○ [再掲] 答申 19（行情） 107「特定新聞で報じられた処分の原因となった情報流出事件に関する調査にかかわる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 流出した情報の内容に関する記述については、特定ファイル共有（交換）ソフトを介した流出事案の特性を踏まえて、法 5 条 3 号及び 6 号柱書き該当を妥当と認めたもの

150 答申 19（行情） 329「『不法残留者等の削減のための厳格な上陸審査等の実施について』の不開示決定に関する件」

- ・ 厳格な上陸審査を実施するに当たっての目標、審査項目、不法残留の現状並びに国籍別不法残留者の発生状況を分析する手法及び当該分析の結果と法務省入国管理局が地方支分部局に示した不法残留者を削減するための上陸審査の具体的な方策及び留意点について、法 5 条 6 号柱書き該当性を認めたもの

151 答申 19（行情） 335「戦没者遺骨を千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨するに先立って焼骨を行う火葬場との間で交わした契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 焼骨作業等を請け負った業者名や火葬場名について、これを公にすると当該業者への妨害行為等により請負契約が締結できなくなるなどとして、異議申立人の主張及び提出資料等を勘案し、厚生労働省の事務支障を認めたもの

152 答申 19（行情） 428「医師国家試験について、いわゆる禁忌肢が含まれる問題の分かる文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 禁忌肢が含まれている問題及び禁忌肢である旨の記載について、6 号柱書きに該当し、不開示妥当としたもの

153 答申 19（行情） 495「立太子礼成年式関係会議要録の一部開示決定に関する件」

- ・ 非公務員である者の氏名及び当該者からの質問の要旨とそれに対する宮内庁次長及び課長の答えの部分について、6 号柱書きに該当し、不開示妥当としたもの

154 答申 20（独情） 70「保険料及び特別保険料領収書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 朝銀近畿信用組合の預金保険料額等について、預金保険法の規定により金融機関は預金保険料を支払う義務を負っており、同機構の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない等の理由から開示すべきとしたもの

○ [再掲] 答申 20（行情） 328「外務省所管の特定法人に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法的有効性が確定していない法人の文書であっても、有効な文書として行政機関に提出された以上、開示により法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとしたもの

155 答申 2 1 (行情) 2 4 「文化大革命の近況に関する内話」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 情報提供者を示すアルファベットを、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認めたもの

156 答申 2 1 (行情) 5 0 「特定期間に在外交館あて発出された査証関係通達一覧の一部開示決定に関する件」

- ・ 査証発給手続きの変更や外務本省に対する経伺に関する具体的な情報を、法 5 条 6 号に該当すると認めたもの

○ [再掲] 答申 2 1 (行情) 6 4 1 「特定国道改築工事に伴う特定区間における用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 公共事業に伴い、国が個人地権者から買収した起業地の土地代金等については、一般人であればおおその見当をつけることができる客観的な価格なので法 5 条 1 号の不開示情報に該当せず開示すべきであるが、借地権等が設定されている土地の買収価格や代替地の価格の売買価格は推定が困難なため不開示が妥当としたもの

○ [再掲] 答申 2 2 (行情) 1 3 3 「本省指定職で自宅送迎をしている公用車の運転記録の一部開示決定に関する件」

- ・ 公用車の運転記録のうち、使用者（役職名）、部局課名、入庫時間、運行管理時間、行先、運転区間を開示すべきとしたもの

157 答申 2 2 (行情) 6 0 4, 6 0 5, 6 0 7, 6 0 8 「燃料施設新設土木その他工事に係る積算価格内訳明細書の一部開示決定に関する件外 3 件」

- ・ 公共工事の予定価格及び積算内訳等について、開示すべきとしたもの

23-13 答申 2 3 (行情) 3 2 7 「神奈川労働局に提出された熱中症に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件」

- ・ 熱中症に係る災害調査復命書のうち、災害の原因や再発防止策の一部について、5 条 6 号柱書き該当性を否定した例

23-14 答申 2 3 (行情) 5 1 4 「裁決書の一部開示決定に関する件」

- ・ 更正処分に係る裁決書の名宛人情報について、適時開示規則という制度に従って、既に広く公にされているものであることからすれば、その限りにおいて、国税不服審判所における審理の非公開原則が一定程度制約されることは、制度上当然のこととして予定されているものというべきであり、開示したとしても国税関係審査請求を行っている法人や国民（納税者）全般からの信用を失うといった事態が生じるおそれがあるとは認められないとして、5 条 6 号柱書き該当性を否定した例

24-17 答申 2 4 (行情) 1 3 7 「平成 2 1 年 8 月開催の医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 都道府県が養成施設設置計画書を厚生労働大臣に進達するに当たり付した意見について、法令上求められているものではなく、また、養成施設の設置に関しては、関係者の利害が対立することが予想されるところ、都道府県の意見は、これを公にすると、今後、その率直な意見が得られなくなり、養成施設の認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、5 条 6 号柱書き該当性を認めた例

○ [再掲] 答申 2 4 (行情) 2 1 4 「特定拘留所視察委員会意見書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定死刑確定者のテレビ及びDVDの視聴が認められていない理由等について、これが明らかにされたとしても、特定拘留所が被収容者（死刑確定者）の状況に係る事実等を正確に把握することが困難となるおそれがあるとは考え難く、特定拘留所が誤った判断に基づき視聴を認めることにより、異常事態をじゃっ起させ、又は、その発生の危険性を高めるおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できないなどとして、5 条 4 号及び 6 号柱書き該当性を否定した例

○ [再掲] 答申 2 4 (行情) 4 7 8 「特定会社に係る債権管理回収業に関する特別措置法に基づく営業の許可について」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁が定期検査の周期を予測できる等により不開示を主張する情報について、これを公にしても定期的に行われる検査についての実施間隔の傾向が分かるにすぎないなどとして、5 条 2 号イ、6 号柱書き及び同号イ該当性を否定した例

24-18 答申 2 4 (行情) 5 1 5 「平成 2 1 年度指導対象保険医療機関数等に係る文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 指導を予定している保険医療機関等の年間の対象件数等の表中の個別指導対象機関数欄の情報について、保

険医療の指導・監査業務の流れを踏まえると、個別指導を行い、その結果により監査等に移行した案件等について監査が終了するまでに3年度間程度かかる案件が存在し、その間に当該情報が開示されると、保険医療機関等に対する指導・監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした上で、本件については、諮問庁が主張する上記期限を超えているとして、5条6号柱書き該当性を否定した例

○[再掲] 答申25（行情）88「特定調査研究に係る総合評価方式による一般競争入札における「技術審査評価（案）」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 総合評価方式による一般競争入札における入札業者に係る担当課による評価の情報について、総合評価基準が評価項目ごとに明確にされ、かつ、事前に公表されている状況では、担当者いかに評価結果に大きな差異が生じるとは考え難い等として、5条6号柱書きに該当しないとした例
- ・ また、入札情報に関する従来の答申との関係にも言及

25-19 答申25（行情）154「平成20年度第2回選定委員会議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 保険医療機関等の個別指導の選定理由欄について、情報提供を選定理由とする個別指導は存在しないことから、個別指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないとして、5条6号柱書きに該当しないとした例

○[再掲] 答申25（行情）264「CISPRにおいて電力搬送通信設備（PLT）に関連して我が国が提出及び受領した文書の不開示決定に関する件」

- ・ IEC（国際電波標準会議）に係る文書について、IECは5条3号に規定する国際機関ではないことから、同号に該当しないとしつつ同条6号柱書きに該当するとした例

○[再掲] 答申25（行情）329「平和のフロンティア部会議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 有識者会議議事録に記載された発言委員の姓について、出席委員の姓及び発言内容は全て開示されていること等から、5条5号及び6号柱書きに該当しないとした例

25-20 答申25（行情）420「特定鉄道事故に係る口述聴取に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 鉄道事故に係る運転士口述聴取記録のうち、特定運転士の口述聴取記録が何回目のものなのかを明示することは、既に開示等されている情報から具体の口述内容の部分を開示することと同様の結果を生じさせるとして、5条6号に該当するとした例

○[再掲] 答申26（行情）18「特定法人の法人税確定申告書に添付されている貸借対照表等の不開示決定に関する件」

- ・ 特定法人が法人税の確定申告書に添付した貸借対照表等について、別途、民事訴訟手続において内容虚偽の文書を証拠として提出したという特異な経緯を有することから、これを公にしても、今後、法人が適正な申告書類の提出をちゅうちょすることになるとはいえないなどとして、5条6号柱書きに該当しないとした例

26-15 答申26（行情）95「平成24年度保険医療機関等の指導及び監査の実施状況報告書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件不開示部分である選定機関等及び実施機関等数について、別の開示請求において開示されており、それによる具体的な支障について諮問庁が把握していない事実を照らせば、情報提供者に様々な不利益が生じる等保険医療機関等の指導事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる、あるいは高まるとは認められないとして5条6号柱書きに該当せず開示すべきとした例

26-16 答申26（行情）195「医療指導監査業務等実施要領（監査編）の一部開示決定に関する件」

- ・ 医療指導監査マニュアルに関して、様式例、記載例、一般的な標題・留意事項・設問内容等については個別指導の対象となる保険医療機関等の選定方法、監査の事前調査に当たっての着眼点等を端的に示す具体的な記載ではないことから、5条6号柱書き及びイに該当せず開示すべきとした例

26-17 答申26（行情）382「男女雇用機会均等関係業務取扱要領（平成25年4月）の一部開示決定に関する件」

- ・ 不開示情報該当性についての説明を類型化した上で、それぞれの該当部分を別表に整理し、その余の部分は、雇用均等行政機関が行う事務についての一般的な記載や法令等で明らかにされている部分などであるから、5条6号に該当しないとした例

○[再掲] 答申26（行情）456「特定保険薬局に対する個別指導に係る全資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定保険薬局に係る個別指導による返還金額について、その情報は、特定保険薬局が本件個別指導において、

指摘された不正・不当な診療報酬の請求に係るものであり、本件請求に限定された情報で、個別指導における指摘事項は、事例ごとに様々であることから5条6号柱書きに該当するとの諮問庁の主張を是認できないとした例

26-18 答申26（独情）53「もんじゅの炉内中継装置の落下に係る損害賠償請求に関する民事調停において、申立人、相手方及び裁判所が発出した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 民事調停において提出等された文書について、これを公にすると、機構が行う民事調停に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、全体として5条4号柱書きに該当するとした例

○〔再掲〕答申27（独情）76「科学技術文献情報提供事業に係る提供業務の事業者公募に関する文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ 科学技術文献情報提供事業の民間事業者への事業移管に伴う事業者公募の選定における「必要要件及び加点評価の評価方法の審査基準」の不開示部分について、次回調達の審査基準と全く同一になるとは考えにくく、当該不開示部分に記載されている内容は、公募する事業等について諮問庁が求める条件、より高く評価するポイント等を具体的に示すものであって、これを明らかにすることにより、諮問庁が今後行う事業者公募の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることは想定し難いことから、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず開示すべきと判断した例

28-9 答申28（独情）71「年金相談マニュアル」の一部不開示決定に関する件」

- ・ 年金相談マニュアル全編の開示請求に対し、法律上保護されるべき特定被保険者等については、法律の趣旨等から推認できる内容のものは、法5条1号及び4号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、当該特定被保険者等を保護するための手法の内容等は、同号柱書きに該当することから不開示妥当とし、また、日本年金機構の業務上の必要性により取扱いを区別している特定被保険者等については、区別の手法の内容のみならず、機構の業務の必要性により取扱いを区別していること自体の情報も、これを公にすると、当該特定被保険者等が無用な興味の対象となり、又は差別や偏見の一因になるおそれがあるとして、同号柱書きに該当することから不開示妥当とした例

28-10 答申28（独情）90「言語機能の障害に関する対応案及び高次脳機能障害の障害認定に係る意見照会（指示・依頼）等の不開示決定に関する件」

- ・ 成案となる前の段階の文書について、障害認定基準そのものの具体的な案の部分については、これを公にすると、障害年金請求者等から、決定された障害認定基準と比較して、十分な検討や議論が尽くされていないのではないかといった誤解や、認定要件の記述内容が変化している事実のみを捉え、それをとりわけ問題視し、障害認定基準の適切性について疑問を抱くような誤った印象を与えることがあり得ると考えられ、障害認定基準に対する信頼性を失わせるおそれがあると認められるため、法5条4号柱書きに該当することから不開示妥当とする一方、言語機能の障害の有無に応じて必要となる窓口案内や、診断書等に係る一般的な対応に係る案など、公にしても外部からの働きかけや無用の混乱が生じる事態が想定し難い部分については、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきとした例

29-5 答申30（独情）2「職業能力開発総合大学校旧相模原校の土地及び建物に係る特定法人との間の売買契約書等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 法務局（法人登記部門）に登録されている独立行政法人（諮問庁）の印影について、通常の契約書や通知文書において使用するものではなく、不動産売買契約等の権利移転が生じる重要な案件においてのみ使用するものであり、これを公にすると、文書の偽造等に悪用された場合は、機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きに該当するとした例

29-6 答申29（行情）191「財務省配席図の不開示決定に関する件」

- ・ 財務省の配置図について、その業務の内容を踏まえ、執務室の配置や形状、配席等を公にすると事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条6号柱書きに該当すると判断した例

○〔再掲〕答申29（行情）403「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等については、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべき、また、原処分では不存在とされた文書について、請求文言を合理的に解釈すれば本件請求対象に該当すると認められる文書が不開示とされた部分に含まれている

ことから、これにつき改めて特定の上、開示決定等をすべきとした例

**29-7 答申29（独情）39「配偶者暴力（DV）被害者への対応手順書」にかかる取扱い（指示・依頼）の不
開示決定に関する件」**

- ・ 日本年金機構が行う被害者を保護するための手法の内容等は、これを公にすると、被害者の安全の確保及び秘密の保持に支障を及ぼすとともに、これにより加害者が被害者に係る情報を入手する事案が生じた場合は、多数の個人情報扱う機構の事業に対する信頼が大きく損なわれると同時に更なる情報秘匿措置の検討が必要になる等、機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明を認め、法5条4号柱書きに該当するとした例

**30-9 答申30（行情）253「特定会社の「特定商取引に関する法律」23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に
関する業務の停止に係る文書等の一部開示決定に関する件」**

- ・ 特定法人に対する業務停止命令の決定に関与した処分庁職員の氏名及び所属等につき、当該事案の特殊性に鑑み、これを公にすることにより、当該職員が当該法人の関係者から嫌がらせや攻撃の対象とされるなどの結果、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当とした例

**1-12 答申1（行情）207「行政文書開示請求に対する開示実施と各々の職員の分担について記録した文書の一部
開示決定に関する件」**

- ・ 職務分掌表に記載された公務員の官職と氏名について、法5条6号柱書きに該当するとして不開示とすべきと判断した例

**2-1 答申2（行情）429「沖縄防衛局（29）資材価格等調査」に関する各事業者への見積依頼文書等の不開
示決定に関する件」**

- ・ 沖縄防衛局が発注した資材価格等調査において、これを受注した調査会社が調査を行った相手方事業者との間で交わした見積依頼文書と見積書について、同調査と同種の調査業務は、沖縄防衛局において入札参加者を増やす努力を鋭意続けているものの、一向に入札参加者は増えていない状況にあるとの諮問庁の説明を踏まえると、当該文書を公にすると、調査会社の調査手法及び内容並びに調査会社に対する事業者からの回答内容等が明らかとなり、今後、本件調査と同種の契約に際して、本件の調査会社も含めた一般の事業者が、調査手法等の情報を公にされることを恐れて、同局との契約をちゅうちょするような事態も想定され、その結果、同局において必要な情報を得ることができず、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるとした例

3-5 答申3（行情）336「普天間飛行場代替施設建設工事に係る施工体系図の一部開示決定に関する件」

- ・ 普天間飛行場代替施設建設工事に係る施工体系図に記載の下請企業名について、建設業法上は施工体系図を掲示することとされているものの、当該建設工事場所の特殊性等個別事情を踏まえると、既に公になっている情報、または、公にすることを前提として作成された情報であるとまではいえず、過去に国と契約を行った企業が妨害行為等を受けた事例を踏まえれば、本件不開示部分を公にすると、国の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどがあるとする諮問庁の説明は首肯できることから、法5条6号柱書きに該当するとした例

3-6 答申3（行情）469ないし475

「平成30年度及び令和元年度の過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）に係る契約書等の一部開示決定に関する件」

**「平成27年度及び平成28年度の過労死等防止対策推進シンポジウム事業に係る契約書等の一部開示決定に
関する件」**

**「平成29年度ないし令和元年度の過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業に係る契約
書等の一部開示決定に関する件」**

- ・ 総合評価落札方式による契約同いに添付された技術評価点を開示すると、評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うこととなるなどのおそれがある旨の諮問庁の説明について、当該部分は、各評価委員による評価点の平均点又は平均点の合計であるにすぎないこと等を踏まえると、これを公にしても、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した例

○【再掲】 答申3（独情）16「平成30年度経費予算見積（通知）書（文書局分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 日本銀行の一部局の平成30年度予算を経費項目別に記載した一覧表につき、要望段階の計数、国際協力のための経費及び重要物件の輸送事務に関する情報が記載されている一部を除き、政策運営等に支障を来すとも、犯罪の予防等に支障を及ぼすとも、契約等事務に関し財産上の利益等を不当に害するおそれがあるとも認められず、開示すべきとした例

4-6 答申4（行情）167「特定文書番号の文書に係る決裁文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法人から国に情報提供時点における暫定的な情報として提供された情報について、公にすることにより、今後、同様の事案が発生した際に、国等が行う建築基準法違反に係る調査並びに是正の事務のために行う情報収集及び情報共有が迅速かつ円滑に行われず、当該事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする諮問庁の説明を認め、法5条6号柱書きに該当するとした例

○【再掲】 答申4（行情）554「特定基地における移転措置に伴う土地の買入れに係る土地売買契約書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定基地における移転措置に伴う土地売買契約書における土地の所在地、地目及び面積について、法5条1号及び6号の不開示情報に該当するとした諮問庁に対し、当該部分は特定の個人を識別することが可能であるが、不動産登記簿等により何人でも知ることが可能なものであり、また、今後の国による土地等の購入業務の円滑な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性までは認められないとして、開示すべきとした例

5-10 答申5（行情）629「令和4年度総括業務新任者研修 研修資料」の一部開示決定に関する件」

- ・ 研修資料に記載された国会業務関係の記載の一部＜※＞を不開示とした事案につき、当該不開示部分の一端でも公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるおそれがあるなどの理由から、国会質問等の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことを妥当とした例

＜※＞

- ①質疑通告や説明（レク）要求の内容等が記された文書の画像データ
- ②説明（レク）要求及び資料提出要求に係る対応手順及び資料名

5-11 答申5（独情）87「改選時における国会議員又は地方公共団体の議会の議員の事務処理の見直し」において指示された特定の事項が記載されたメール等の一部開示決定に関する件」

- ・ 国会議員に老齢厚生年金の在職支給停止届等の届出義務があり、議会事務局等から年金事務所への議員情報の提供等は補完的に行われているにすぎず、議会事務局等の同意なく公にしたとしても、年金事務所と議会事務局等との協力関係が失われることになることまでは認められないことなどの理由で、独法5条4号柱書き該当性を否定し、開示すべきとした例

○【再掲】 答申5（行情）222「特定番号に係る起案文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 別件の開示請求に対する対応方針を本省と地方支分部局との間で相談した際のメール及び参考資料等について、具体的な対応方針に関する内容等は6号柱書きにより不開示とする一方、公にしても事務的な支障が認められない部分については、別件の開示請求に対する決定が本件の開示決定時点で既に行われていたことも踏まえ、6号柱書きのみならず5号該当性も認めず開示すべきと判断した例

6-11 答申6（行情）507「動物愛護法PT」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 環境省が公にしている文書があることを考慮しても、議員連盟が本件不開示部分を公にすることとしているとは認められないのであって、これを開示すると、環境省と議員連盟やその所属国会議員との関係が損なわれ、環境省がこれらの問題意識等を把握するのが困難となるおそれがあるとして、法5条6号柱書き該当性を認めた例

6-12 答申6（行情）706「人権擁護委員等に対する人権擁護局長表彰規程（内規）の施行について」の一部開示決定に関する件」

- ・ 人権擁護委員等に対する人権擁護局長表彰規程（内規）の開示請求に対する一部不開示決定について、局長表彰被表彰者の要件、基準等に関する具体的かつ詳細な情報である不開示部分の内容が公になれば、今後の局長表彰の授与審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するとした例

【法5条6号イ（独法5条4号ハ）関係】

158 答申16（行情）118「特定日付けの独占禁止法違反の不当販売に係る通知書の調査資料等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 不当販売に係る調査資料等について存否応答拒否を妥当としたもの

○【再掲】答申16（行情）639「労働基準監督官必携平成14年度版の一部開示決定に関する件」

- ・ 司法処分及び行政処分の基準を定めた行政文書について、それぞれ法5条4号及び6号イ該当性を認めたもの

○【再掲】答申20（行情）58「社会保険労務士試験委員の選任に関する届出について」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 社会保険労務士試験委員氏名の開示が5条6号イ等に該当しないとしたもの

23-15 答申23（行情）407「監督指導による賃金不払残業の是正結果に係る起案文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 賃金不払残業は正結果一覧に記載されている企業名のうち、法5条2号において法人その他の団体から除かれている国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、5条4号並びに6号イ及びホ該当性を否定した例

24-19 答申24（行情）99「職業性疾病预防のための特別監督指導計画についての一部開示決定に関する件」

- ・ 昭和51年当時の措置基準に関する通達の不開示部分について、当該不開示部分が現行の通達に引き継がれていること等が認められ、当該部分を公にすると検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとして、5条6号イ該当性を認めた例

○【再掲】答申24（行情）478「特定会社に係る債権管理回収業に関する特別措置法に基づく営業の許可について」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁が定期検査の周期を予測できる等により不開示を主張する情報について、これを公にしても定期的に行われる検査についての実施間隔の傾向が分かるにすぎないなどとして、5条2号イ、6号柱書き及び同号イ該当性を否定した例

24-20 答申24（独情）38「特定日に特定ポリテクセンターにおいて行われた筆記試験の模範解答等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定ポリテクセンターにおいて行われた特定筆記試験の問題について、各施設が使用する試験問題は、内容・レベルの標準化を図るとともに、問題作成に係る事務を効率化するため、原則として、筆記問題事例集に記載されている問題を組み合わせて各施設において作成し、問題の種類に限りがあることから、これを開示すると、訓練受講希望者の能力の把握が困難になること等により、入所選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、独法5条4号ハ該当性を認めた例

○【再掲】答申26（行情）132「平成23年度水質汚濁防止法等の施行状況調査票の一部開示決定に関する件」

- ・ 水質汚濁防止法に基づく改善命令が発せられた事例の汚染状態の数値について、改善命令が発せられない違反の程度を事業者が想定して、それに達しない程度の違反を誘発するなどとして、同条6号イ該当性を認めた例

○【再掲】答申26（行情）195「医療指導監査業務等実施要領（監査編）の一部開示決定に関する件」

- ・ 医療指導監査マニュアルに関して、様式例、記載例、一般的な標題・留意事項・設問内容等については個別指導の対象となる保険医療機関等の選定方法、監査の事前調査に当たっての着眼点等を端的に示す具体的な記載ではないことから、5条6号柱書き及びイに該当せず開示すべきとした例

○【再掲】答申26（行情）208「税理士業務の概況報告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 税理士業務の概況報告書（税務署ごとに人数を集計した一覧表）につき、対象者が推察されないこととなる数値を一定の基準で特定できないことを理由として一律に不開示とすることは妥当でなく、本件においては、対象文書の特性に鑑み、少なくとも二桁以上の場合であれば、当該税理士等を特定される可能性は極めて低いなどとし、開示・不開示の判断を行った例

26-19 答申26（行情）585「特定会社に対する景品表示法に基づく措置命令に係る鑑定書等の不開示決定に関する件」

- ・ 調査報告書等について、一部でも公になると、調査の検討回数等や調査過程における着眼点が明らかになるなど、違反事実の発覚を免れようとする者にその対策を講じる余地を与えるおそれは否定できず、法5条6号イに該当するとした例

1-13 答申1（行情）389「特定地裁特定日判決（社会保険労務士の懲戒処分取消請求事件）の一部開示決定に関する件」

- ・ 判決文の別紙として添付されている厚生労働省の定めた「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準」の不開示部分については、原処分において開示されている量定の基準と同種の情報であると認められるなどとして、法5条6号イに該当しないとした例

1-14 答申1（行情）538「特定会社に対する行政処分に係る事実関係が分かる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 消費者庁が特定会社に対して行った行政処分に係る消費者庁内部の検討資料について、これを公にした場合、今後の事件調査において正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとして不開示とした例

5-12 答申5（行情）758「特定日に特定労働基準監督署から特定事業場に出された指導票の不開示決定に関する件」

- ・ 特定労働基準監督署から特定事業場に出された労災事故に係る指導票について、当該事業場及び特定地方公共団体が、自らのウェブサイトで、主な指導内容や指導を踏まえた再発防止対策等を具体的に公表していることを踏まえ、指導票に記載された特定事業場に対する指導事項等を公にしても、特定事業場と特定労働基準監督署との信頼関係が失われるとは認められず、監督指導業務に支障は生じない等として開示すべきと判断した例

6-13 答申6（行情）538「船員労務官司法処分要領の一部開示決定に関する件」

- ・ 船員法等に基づく船員の労働保護等に関する監査に係る情報、運航労務監理官（船員労務官）が司法処分に付すべき事案の類型等、運航労務監理官の司法警察権限の行使に関する情報について、これを公にすると監督指導務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法5条6号イに該当するとした例

【法5条6号ロ（独法5条4号二）関係】

159 答申13（行情）155「中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟の際の部内検討資料の不開示決定に関する件」

- ・ 法5条6号ロの「争訟」には、将来提起される蓋然性が高い場合も含まれるものとして、不開示を認めたもの

160 答申14（行情）231「特定の産業廃棄物処分業者が産業廃棄物処理施設の設置不許可を不服として厚生大臣に行った審査請求にかかわる一切の公文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 行政処分が行われる過程において、当該処分の適正を保持するために作成・取得された文書は、後日当該行政処分に対する争訟において証拠として提出されることがあり得るとしても、法5条6号ロに該当しないとしたもの

○〔再掲〕答申15（行情）41「特定訴訟に係る国側訴訟代理人弁護士と国との間の訴訟代理等に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 選任弁護士の報酬額について、法5条6号ロ該当性を否定

161 答申15（行情）327「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用に関する応接録の不開示決定に関する件」

- ・ 法務省訟務部門の法律意見照会に対する回答の法5条6号該当性を認めたもの

○〔再掲〕答申18（独情）26「大阪医療センターに係る院内清掃に関する契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 契約金額について、法5条2号イに該当しないとしたもの
- ・ 契約金額について、法5条4号二に該当しないとしたもの

162 答申20（行情）325「平成15年度予定価格調書の一部開示決定に関する件」

- ・ 刑務所が購入した物品の予定価格の積算方法を確認したところ、入札における予定価格について、これを開示することにより今後の入札における予定価格を推測することは困難であり、国の財産上の利益を不当に害す

るおそれがあるとは認められないとして、法5条6号ロの不開示情報に該当せず、開示すべきと判断したもの

163 答申21（行情）53「特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公共工事の当初入札における予定価格を積算するために用いた単価等について、これを開示することにより契約変更時の予定価格が推測されたとしても、国と工事請負業者との関係を考慮すると、工事請負業者の見積努力が著しく損なわれるとまで言うことはできず、法5条6号ロの不開示情報に該当しないと判断したもの

164 答申21（行情）123「国民年金保険料の電話による納付督促業務に係る契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 役務に係る契約における、入札書比較価格、最低入札額との差額及び基準相当価格について、将来における同種又は類似の契約の予定価格を類推させるおそれがあるとして、法5条6号該当性を認めたもの

○[再掲] 22（行情）162「国道二次改築工事に係る用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 国道二次改築工事に係る用地買収に関し、特定神社に係る補償金額等につき、開示すべきとしたもの

165 答申22（独情）28「仮設店舗配置計画案」の不開示決定に関する件」

- ・ 原処分後の事情の変化を踏まえると、現時点においては法5条2号イ、3号及び4号ニに該当しないとしたもの

24-21 答申24（行情）252「B型肝炎訴訟の和解協議入りに向けて作成した国の費用負担に係る検討資料等の不開示決定に関する件」

- ・ B型肝炎訴訟の和解協議入りに向けて作成した国の費用負担に係る検討資料等について、その一部については、和解手続は現在も進められているところ、これを公にすると、今後の和解における国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められるとして、5条6号ロ該当性を認めるとともに、一部については、かかるおそれは認められないとして、同号ロ該当性を否定した例

25-21 答申25（行情）286「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に関して法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件（総会審議分）」

- ・ 総会の開催により、先例答申（5条6号ロに該当し不開示が妥当）における不開示情報該当性の判断を変更した例

○[再掲] 答申25（行情）409「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理業務に関して落札業者が提出した企画書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 入札の予定価格調書等の予算額等について、毎年同じ仕様により定型的・継続的に行っている契約ではないことから、今後の同種業務に係る予定価格が類推されるおそれはないとして、5条6号ロに該当しないとしたもの

26-20 答申26（独情）25「エレベーター工事に係る予定価格内訳書等の一部開示決定に関する件」

- ・ エレベーター新設工事入札案件に係る下見積書、予定価格算出内訳明細書、入札一覧表及び特記仕様書については、先例答申において5条4号による不開示を妥当としていたが、エレベーター設備工事に係る価格算定方法等を巡る環境の変化が起きていること等を踏まえ、もはや諮問庁が説明するようなおそれが生ずるとは認められないとして、5条4号には該当せず、開示すべきとした例

30-10 答申30（行情）460「『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点」の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書は、国立国会図書館ウェブサイトに掲載され、何人も閲覧が可能な状況であるほか、旧原子力安全・保安院が過去に別件開示請求を受けて全部開示しており、本件開示請求時点でその一部を改めて不開示とすべき事情の変化も認められないことから、原処分で不開示とされた部分は法5条6号ロに該当せず、開示すべきとした例

1-15 答申1（独情）17「保証人の分別の利益を認めるに当たり作成した決裁済原議書の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁が提起した訴訟の判決書につき、その一部を当事者としての地位を不当に害するとして不開示としたことについて、当該部分は、機構の内部情報ではなく、被告の主張及び裁判所の判断が記載されている部分であって、当該裁判が公開の法廷で行われていることも考え併せると、これを公にしても、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認め難く、法5条4号ニには該当しないとしたもの

2-2 答申3（行情）3「裁判の事件記録（不妊手術をされた人が原告になったもの）」の不開示決定に関する件」

答申3（行情）4「強制不妊手術に関する裁判記録」の不開示決定に関する件」

答申3（行情）5「『裁判書類一式（強制不妊手術をされた人が原告になったもの）』の不開示決定に関する件」

- ・ 裁判において、民事訴訟法92条1項に基づき、原告から裁判記録の全ての部分について閲覧制限の申立てが行われていた期間中に行われた原処分において、法5条6号ロ該当を理由に本件対象文書の全部を不開示としたことについて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求は、民事訴訟法の訴訟記録の閲覧等とは仕組みが異なるものであり、原処分は妥当とは認められないとした例

○【再掲】答申3（独情）469ないし475

「平成30年度及び令和元年度の過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）に係る契約書等の一部開示決定に関する件」

「平成27年度及び平成28年度の過労死等防止対策推進シンポジウム事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件」

「平成29年度ないし令和元年度の過労死等防止対策推進シンポジウム及び過労死遺児交流会事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 総合評価落札方式による契約同いに添付された技術評価点を開示すると、評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うこととなるなどのおそれがある旨の諮問序の説明について、当該部分は、各評価委員による評価点の平均点又は平均点の合計であるにすぎないことを踏まえると、これを公にしても、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した例

○【再掲】答申3（独情）16「平成30年度経費予算見積（通知）書（文書局分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 日本銀行の一部局の平成30年度予算を経費項目別に記載した一覧表につき、要望段階の計数、国際協力のための経費及び重要物件の輸送事務に関する情報が記載されている一部を除き、政策運営等に支障を来すとも、犯罪の予防等に支障を及ぼすとも、契約等事務に関し財産上の利益等を不当に害するおそれがあるとも認められず、開示すべきとした例

5-13 答申5（行情）602「新任局付・部付協議会に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法務省において新任局付・部付検事を対象に開催した協議会で配布した以下の資料＜※＞の一部を不開示とした事案について、一般的な訟務業務に係る事項に関する記載等は開示すべきであるが、訟務部局における訴訟処理方針に対する基本的な姿勢や考え方、訴訟処理上の留意事項等が具体的に記載されていると認められる記載については、これを公にすると、実際の事件における国の応訴体制及び当該事件に対して国がどの程度重要視しているかが推認され、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、法5条6号ロに該当し、不開示としたことを妥当とした例

＜※＞

- （1）訟務局長訓示について
- （2）訟務時報第542号記事について
- （3）「部付・局付の役割について」と題する文書について
- （4）協議問題について

6-14 答申6（独情）52「北陸新幹線金沢・敦賀間事業費総額のうち特定の項目に係るデータの一部開示決定に関する件」

- ・ 特定会議で示された契約見込額、目標額、リスク対応額につて、機構のウェブサイトに掲載されているグラフからおよその金額は類推できるものの、具体的な金額については、これを公にすると予定価格が類推され公正な競争による適正な契約が困難となるおそれ、交渉に係る事務が難航するというおそれがあり、法5条4号ニに該当するとした例

【法5条6号ハ関係】

166 答申14（行情）57「東北大学医学系研究科付属動物実験施設における動物実験計画審査願等の一部開示決定に関する件」

- ・ 研究課題、実験目的のうち、研究者の優先権・プライオリティーに相当する部分は、法5条6号ハに該当
- ・ 実験用動物を納入する民間業者のうち、業者名開示に支障がないとしている業者名は法5条2号イに該当しないとしたもの

【法5条6号ニ（独法5条4号ヘ）関係】

167 答申14（行情）352「平成10年度分の職員の職責に関する内議書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 懲戒処分に当たって担当者が検討した内容等が、法5条6号ニの人事管理に係る事務に関する情報に当たるとした例

168 答申15（行情）326「特定会社の盗伐事件に係る関係者の懲戒処分に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 懲戒関係文書について法5条6号ニ該当性を判断したもの

169 答申16（独情）10「特定日の薬学部教授会記録（録音テープ）の不開示決定に関する件」

- ・ 教授会録音テープについて公正、円滑な人事の確保に対する支障を認め、独情法5条4号への不開示情報に該当するとしたもの

30-11 答申30（行情）350「中部地方整備局管内における特定期間の人事評価結果の所屬別内訳の一部開示決定に関する件」

- ・ 人事評価の結果を取りまとめた文書の開示請求につき、各部署における評価ごとの人数について、人が人を適切に評価することが困難を伴う作業であることは経験則上明らかであり、評価ごとの人数の配分率が明らかになると、評価者が一般的な基準を欲するあまり、これを参照する危険性が相当程度あり、その結果、絶対評価として行われるべき人事評価の正確性、公平性が害されるおそれがあるとして、法5条6号ニに該当すると判断した例

4-7 答申4（独情）13「給与額一覧（臨時出張所7か所）の一部開示決定に関する件」

- ・ 法テラスの臨時出張所7か所の職員の人数について、これを公表することで職員の人数のみに拘泥した意見が寄せられることがあるとしても、それが直ちにセンターの人事管理に係る事務に関する外部からの不当な干渉であるとまではいえないとして法5条4号ヘに該当性しないとした例

【法5条6号ホ（独法5条4号ト）関係】

○[再掲] 答申15（行情）311「平成13年9月1日から30日までに東京中央労働基準監督署が収受した時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件」

- ・ 公的企業と民間企業について、法5条6号ホ及び同条2号イ該当性の判断基準を区別したもの

○[再掲] 答申23（行情）407「監督指導による賃金不払残業の是正結果に係る起案文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 賃金不払残業は正結果の企業名のうち、法5条2号において法人その他の団体から除かれている国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、5条4号並びに6号イ及びホ該当性を否定した例

25-22 答申25（行情）195「独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配布資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 都市再生機構は、独立行政法人ではあるが、民間の不動産取扱業者に比して機構のみ個々の資産の評価額等を明らかにすることは、機構が企業経営上不利益を被るおそれがあるとして、機構の個々の資産評価額等については、5条6号ホに該当するとした例
- ・ ただし、①他の開示部分から自明なもの、②他の情報と照合しても評価額等が判明しないもの等については、これを公にしても機構に不利益を生じさせるおそれはないとして、同条6号ロ及びホに該当しないとした。

25-23 答申25（独情）70「平成23年度財産台帳（総括）の一部開示決定に関する件」

- ・ 都市再生機構の保有する財産台帳における国庫補助金、寄付金等の額については、民間業者と条件が異なるものであって、民間事業者において秘匿される経営情報と同等に取り扱われるものとは言い難いとして、5条4号トに該当しないとした例

○[再掲] 答申1（行情）485ないし487「特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件対象文書のうち、「署長判決」及び「完結の有無」の各欄は、原処分で開示されているものの、いずれも空欄であるため、不開示部分である「労働保険番号」及び「事業場名」（建設工事に係る発注者の氏名を除く）を公にしても、特定監督署による監督を受けたという事実が分かるのみであり、当該事業場に対する監督の結

果が明らかになるとは認められないなどとして、従前の答申を変更し、5条2号イ及び6号ホに該当せず、開示すべきとした例

5-14 答申5（行情）444及び446「特定労働基準監督署の監督復命書（特定期間分）の表面等の一部開示決定に関する件」

- ・ 労働基準監督官が臨検監督指導を行った結果を取りまとめた監督復命書について、地方公共団体については地方公務員法により職員の法令遵守義務等が定められており、地方公共団体に対する指導に係る情報の一部を公にしても、労働基準行政機関が行う監督指導に関し、違法・不当な行為の発見を困難にするおそれ等が生じるとは認められず、開示すべきと判断した例

○ 部分開示

【法6条1項関係】

170 答申19（行情）232「特定年の標本事業所名簿の不開示決定に関する件」

- ・ 特定年の標本事業所名簿中の特定の市町村を名指しした開示請求に対し、当該市町村に、標本事業所の母集団となる事業所が多数のときは部分開示し、1ないし少数のときは部分開示しないこととすると、結果として、部分開示しない場合、処分庁自らが、当該市町村に、標本事業所の母集団となる事業所が1ないし少数であることを認めることとなり、調査対象事業所名が特定され、あるいは推測されるおそれを生じさせるとしたもの

171 答申21（行情）547「平成20年度（行情）答申第48号の答申書に記載された「件名等のその余の記載部分」に該当する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 件名等その余の記載部分について、開示決定及び補充理由説明書により明らかにされていることから、有意な情報とはいえないとしたもの

25-24 答申25（行情）451「尖閣上陸事件に関して海上保安庁が撮影したビデオの不開示決定に関する件」

- ・ 海上保安庁巡視船等から撮影したビデオについて、当該ビデオを編集して広報用のビデオが作成されているものの、広報用ビデオは一部を単に抽出したものでなく、音声の一部を消去したり、被覆を施す等して作成されたものであり、容易に区分することは難しい状況にあること等から、部分開示を否定した例

27-12 答申27（行情）860「特定法人の法人税確定申告書に添付されている仮払金等の内訳書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 個人名については氏名のうち「名」のみ、法人名については「(株)」を除いた部分の50パーセントの開示を求める本件開示請求について、部分開示を定める法6条1項は、法人名等の1つの固有名詞につき、行政機関の長に対し、これを更に細分化して開示することまで求めるものとは解されず、開示請求者も、かかる方法による部分開示を請求することはできないとした例

【法6条2項関係】

172 答申16（独情）36「医師の名義貸し等に関する調査票」等の不開示決定に関する件

- ・ 一定の事実の有無に対する回答欄の記載について法6条2項の権利利益侵害のおそれを認めなかったもの

○ [再掲] 答申25（行情）288「平成21年（行情）諮問第431号に係る理由説明書の「過去事例」とは、これらの事例を指すものであり」という言い回しを誰が考えたのか等が分かる文書の一部開示決定に関する件

- ・ 異議申立人の代理人の氏名、住所等について、開示すれば、異議申立人の知人等一定の範囲の者には、異議申立人が誰であるかを特定する手掛かりとなる可能性が高く、異議申立人の権利利益が害されるおそれがあるとして、6条2項による部分開示ができないとした例

○ [再掲] 答申25（行情）471「医師法及び歯科医師法上の行政処分事案に関し特定日に開催された医道審議会医道分会の議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 医道審議会分会資料のうち、類似事案の前例の各項目に記載された医師等被処分者の処分に係る情報について、項目ごとに個人識別性を検討し、6条2項の部分開示の可否を判断した例

○ [再掲] 答申27（行情）691「住宅事情調査に係る調査結果ファイルの一部開示決定に関する件」

- ・ 国家公務員に対する住宅事情調査に係る調査結果ファイルから職員の居住地が広島市内であるものを抽出した文書の一部を法5条1号により不開示としたことの妥当性は、同号本文前段に該当する職員とその余の職員のいずれについても、同号本文前段に該当する職員の個人識別部分を除き、公にすることによる当該個人の権利利益を害するおそれの有無によって判断されることとなるため、同号本文前段に該当する職員の情報の法6条2項による部分開示の可否と、その余の職員の情報の同号本文後段該当性について、一括して判断した例

29-8 答申29（行情）49「平成27年度に愛知県より受理した「使用者による障害者虐待について（報告）」文書一式の一部開示決定に関する件」

- ・ 障害の種類、障害の程度区分及び心身の状況については、通常人に知られたくない機微な情報であり、関係者にとっては被虐待者が特定される可能性があり、これらを公にすると、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないとし、法6条2項による部分開示ができないとした例

29-9 答申29（行情）282「特定地番の土地建物等賃貸借契約書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定地番の土地建物等賃貸借契約書に係る賃貸借契約の対象となる土地の地番、地目、面積及び登記番号等の情報のうち、駐留軍提供地が所在する地方自治体名については、これを公にしても、他の情報と照合することにより本件賃貸借契約の対象となる土地の所有者として登記されている個人を特定することはできず、個人の権利利益を害するおそれはないと認められ、法6条2項の部分開示が可能であるとした例

30-12 答申30（行情）433「特定機関特定課に係る「タクシー（18fy）検査」の一部開示決定に関する件」

- ・ 帰宅のためにタクシー券を使用した場合の降車地について、先例答申を変更し、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえず、部分開示できないと判断した例

1-16 答申1（行情）12「『懲戒処分説明書の写し（特定年度分）』の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分権者から被処分者に対して交付した公務員の懲戒処分説明書の写しのうち、処分の理由に係る不開示部分の一部につき、その情報の性質に照らし、被処分者や関係者個人の権利利益を害するおそれはないものと認められるとして、法5条1号に該当せず、法6条2項により部分開示すべきとした例

3-7 答申3（行情）405「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査・調査されている特定個人に関する「特定個人に係る文書（特定年月日付け）」の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定個人の情報について、法5条1号の個人に関する情報に該当するとして不開示とした原処分に対し、当該情報が同号に該当するとした上で、当該情報の一部については個人の権利利益が害されるおそれがないため、法6条2項に基づく部分開示ができるとした例

5-15 答申5（行情）803「特定職員が特定期間に送受信した電子メールの一部開示決定に関する件」

- ・ 職員の人事異動情報について、個人識別部分である氏名を除いたとしても、当該人事異動情報が2名分と少数であることから、一定範囲の者には当該職員を特定する手掛かりとなり得るものであり、法6条2項による部分開示ができないとした例

○ 公益上の理由による裁量的開示

【法7条関係】

173 答申13（行情）12「特定個人に係る前科等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定個人の前科等の有無に関する情報を開示することにつき、7条該当性を否定した例

174 答申13（行情）71「平成9年の死刑執行報告書の不開示決定に関する件」

- ・ 死刑執行に関する情報の取扱いについて7条該当性を認めなかったことを裁量権の逸脱ないし濫用としなかった例

175 答申22（行情）559「特定日に提出された特定会社による特定不動産の鑑定評価書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 特定会社による特定不動産の鑑定評価書につき、法7条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであるとの諮問庁の主張を妥当としたもの

30-13 答申30（行情）376及び377「特定個人が特定少年施設で受けた医療的措置等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきと認められる本件においては、法7条（裁量的開示）は適用できないと判断した例

○ 行政文書の存否応答拒否

【法8条関係】

- [再掲] 答申13（行情）9「明治39年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 犯罪歴であっても、実際の公表状況等を踏まえ、詳細に判断し法5条1号ただし書イに該当するとしたもの
- 176 答申14（行情）84「司法試験出願者データ等の不開示決定に関する件」
 - ・ 情報公開法が本人開示を認めないものであることを明らかにした例
- [再掲] 答申14（行情）459「特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 情報公開法と税務職員の守秘義務の関係について整理
- 177 答申15（行情）98「特定バイクの盗難の有無に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 4号に該当する不開示情報について、存否応答拒否を認めた例
- 178 答申15（行情）237「日本の核政策に関する基礎的研究の開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 3号及び6号による存否応答拒否の主張を認めなかったもの
- [再掲] 答申15（行情）314「特定会社に対し横浜税関が実施した事後調査の開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 税関による事後調査の事実の有無を明らかにした場合の法5条2号イ該当性を認めたもの
- [再掲] 答申16（行情）118「特定日付けの独占禁止法違反の不当販売に係る通知書の調査資料等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 不当販売に係る調査資料等について存否応答拒否を妥当としたもの
- 179 答申17（行情）392, 394「特定市契約室が提出した「公正取引委員会への通知書」及び「事情聴取調査書」の開示決定（存否応答拒否）に関する件外1件」
 - ・ 存否情報を通知者が議会で明らかにしているとの審査請求人の主張を考慮しても、6号イの開示情報を開示することとなるとして、存否応答拒否を妥当としたもの
- 180 答申18（行情）190「特定事件の訴状及び答弁書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 特定個人が国家賠償訴訟を提起した旨の存否事実について法5条ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当するとして、存否応答拒否を認めなかったもの
- 181 答申18（独情）23「特定学部教授会議事録のうち特定時期の特定学部教官によるセクシャルハラスメント事件に関して記述されているもの等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ セクシャルハラスメント事件に係る「教授会議事録」の開示請求について、当該事件の有無にかかわらず、およそ教授会議事録そのものが作成されていない場合には、存否応答拒否ができないとしたもの
 - ・ 上記事件に係る「教授会案内」の開示請求について、文書の存否を明らかにすると、教官に係る法5条1号本文後段の開示情報を開示することとなるとして、存否応答拒否を認めたもの
- 182 答申19（独情）85「特定教授にかかわる研究疑惑に関して作成又は取得された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 特定教授にかかわる研究疑惑に関する調査等の存否事実について、開示決定時点においては、法5条1号の開示情報に該当するので本件決定は妥当であるが、現時点においては、同号の開示情報には該当しないと言ふべきであり、改めて開示決定等を行うことが相当としたもの
- 183 答申20（行情）573「特定日付けの「土地家屋調査士の懲戒処分について」に係る関係書類の開示決定（存否応答拒否）に関する件」
 - ・ 土地家屋調査士の懲戒処分の通知に係る関係書類につき、本件通知の起案・決裁文書及び懲戒を求めたときの申請文書については、その存否を明らかにすべきであるが、上記文書を除く関係書類については、存否応答

拒否を認めたもの

184 答申 2 1 (行情) 1 5 8 「特定個人に対する特定日付け勧告が発せられるまでに作成・取得した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定人権侵犯事件につき、例外的にであれ、勧告及び当該勧告に至るまでに調査が行われたこと等が公表され、当該公表から 1 年以内に開示請求された本件対象文書については、当該人権侵犯事件処理結果の公表に係る情報は、原則として、法 5 条 1 号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきとしたもの

185 答申 2 1 (行情) 2 8 5 「愛知労働局に法令違反の申告書が提出された特定会社に係る労働者派遣事業関係指導監督記録の不開示決定に関する件」

- ・ 特定会社に係る労働者派遣事業関係指導監督記録について、その存否を答えることは法令違反の有無を明らかにするものであり、当該会社に係る法 5 条 2 号イの不開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否を認めたもの

186 答申 2 2 (行情) 3 4 9 「特定事業所における偽装請負について特定会社に対し是正指導したことに係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定会社に対する是正指導は、厚生労働大臣会見等により公になっており、存否応答拒否すべき場合には当たらないとして、改めて開示決定等すべきとしたもの

23-16 答申 2 3 (行情) 1 0 6 ないし 1 0 9 「特定職員に係る通勤届出の不開示決定に関する件」等

- ・ 個人を特定して、当該個人に係る通勤手当及び住居手当に関する文書の開示を求めた開示請求について、存否情報は 5 条 1 号に該当するとして存否応答拒否を認めた例

23-17 答申 2 3 (行情) 3 1 8 「医療機関に対する立入監査に関連した資料の不開示決定に関する件」

- ・ 病気腎移植及び臓器売買に関連する医療機関に対する監査は、行政上の措置が行われるまでの間は非公表とされるべきものであるとして、当該監査に関連した文書の開示請求に対する存否応答拒否を認めた例

23-18 答申 2 4 (行情) 1 9 「特定保険医療機関が不正請求を行ったとの公益通報の後に実施された調査に係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定医療機関に対する厚生局による調査・指導の有無について、当該存否情報は 5 条 2 号イに該当しないとして、存否応答拒否を否定した例

23-19 答申 2 3 (独情) 5 8 「特定日付け特定新聞掲載の投稿について特定学部長が行った懲戒申請に関する文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定日付け特定新聞の特定投稿欄に掲載された記事に係る開示請求について、当該欄には特定個人以外からの投稿記事は掲載されておらず、結果的に特定の者を名指ししていることになる等として、存否情報の 5 条 1 号に該当性を認めた例

24-22 答申 2 4 (行情) 3 5 2 「宮城労働局需給調整室に特定会社 A と特定会社 B が契約したとされる書類を含め特定個人が提出した書類一式の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 個人の姓を特定して、当該姓を有する個人が宮城労働局需給調整室に特定会社 A と特定会社 B が契約したとされる書類を含め提出した書類一式の開示を求めた開示請求について、存否情報は 5 条 1 号に該当するとして、存否応答拒否を認めた例

24-23 答申 2 4 (行情) 3 7 6 「特定個人の所得税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定個人の所得税確定申告書及び事業廃止届出書の開示を求めた開示請求について、所得税確定申告書に係る存否情報は法 5 条 1 号に、事業廃止届出書に係る存否情報は法 5 条 2 号イにそれぞれ該当するとして、存否応答拒否を認めた例

24-24 答申 2 4 (行情) 5 0 9 「特定宗教法人等の財産目録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定宗教法人の財産目録、収支計算書、貸借対照表及び当該書類より作成された各団体の収入や保有資産額の状況が分かる資料の開示を求めた開示請求について、当該書類の提出に係る存否情報は、それが明らかになることによって、事務所備付け書類提出制度の運用にも、不活動宗教法人対策にも、支障を及ぼすおそれがあるとは言えないから、5 条 6 号柱書きに該当するとは認められないとして、存否応答拒否を否定した例

24-25 答申 2 5 (行情) 1 3 「特定管理組合と特定会社との間で締結された業務委託契約書の不開示決定に関する件」

- ・ 特定会社と特定管理組合とが締結した特定住宅に係る業務委託契約書の開示を求めた開示請求について、当

該契約書に係る存否情報は、これを明らかにすると、近畿地方整備局において、マンション管理業の適正な運営を確保する必要があるとして、マンション管理適正化法に基づき、特定会社に対し契約書の提出を要求した事実の有無を明らかにするものであって、同社が同法に違反する行為を行ったのではないかと憶測を呼ぶなど、特定会社の事業活動に支障を及ぼし、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、５条２号イに該当するとして、存否応答拒否を認めた例

25-25 答申２５（行情）１０１「最高裁に係属していた特定刑事裁判に関して作成された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定刑事事件に係る事件報告について、関連法の改正契機となった著名な事件であること等から、報告規程に基づく報告がなかったとは考えにくいとして、存否応答拒否を否定した例

25-26 答申２５（行情）３００「横浜地方裁判所特定事件番号損害賠償請求事件について関係機関から受けた文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定事件番号の損害賠償請求訴訟に係る資料等について、開示請求が判決日の約２週間後であって、新聞報道等により当該訴訟があったことは公知の事実であるとして、存否応答拒否を否定した例

26-21 答申２６（行情）５０５「憲法第１６条に基づく請願を処理した際の行政文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 開示請求書に添付した請願書を処理した際の一切の行政文書に係る開示請求について、開示請求書に添付した当該請願書の差出人は黒塗りされているが、特定の刑事事件の事件番号等の記載があるため、当該請願に係る関係者には差出人の特定がある程度可能で、また、請願書の内容は特定の刑事事件に関する請願であることから、本件存否情報は、５条１号本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、存否応答拒否を認めた例

28-11 答申２９（行情）１８「特定日の特定個人の事件に関する文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 平成２０年の特定個人の事件に関する文書を求める開示請求に対して存否応答拒否をした原処分が争われた事件につき、本件対象文書の存否を明らかにすれば、特定の個人が平成２０年に発生した事件に関与したという事実の有無（本件存否情報）が明らかとなり、仮に、平成２０年に特定個人が関与した事件があり同事件について公表されていたとしても、既に相当程度の期間が経過していることを踏まえると、本件存否情報はもはや現に法５条１号イの「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」とも認められないとして存否応答拒否は妥当であると判断した例

28-12 答申２８（行情）１５０ないし１５２「特定日の特定個人の農林水産省の建物への出入データの不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定個人が特定日に特定省庁の建物に出入りした事実の有無に係る情報は、特定個人が特定省庁で勤務する者であったとしても、法５条１号ただし書ハに該当せず、当該出入りに係るデータの存否を答えることは、同号の不開示情報を開示することとなるため、法８条により存否応答拒否とした原処分を妥当とした例

28-13 答申２８（行情）７６５「「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成２８年２月３日総理指示）の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 本件対象文書の存否を答えるだけで法５条３号及び６号の不開示情報を開示することになるとして存否応答拒否とした原処分について、本件総理指示がなされたことは既に明らかになっており、また、本件開示請求は当該総理指示が発出されてから一定期間が経過してからなされたものであることを踏まえると、本件対象文書の存否を公にしても、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどる処分庁（内閣情報調査室）が、総理指示に従って一定期間内に情報の収集・分析に従事して何らかの文書を作成・取得した事実の有無が明らかになるだけであって、法５条３号及び６号の不開示情報を開示することにはならないとして原処分は取り消されるべきであると判断した例

28-14 答申２８（行情）７７７「特定地番の除染作業の日報等の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定個人が所有する特定の土地等についての除染等の措置が実施された事実の有無という情報については、①特定の土地等についての除染等の措置の実施に関する個別の情報は公表されていない上、除染特別地域内の土地等であっても当然に除染等の措置が講じられるとはいえないことから、法５条１号ただし書イに該当せず、また、②除染特別地域内の地権者等であっても正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり

得るところ、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすると、他者から非難が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない一方、放射線による人体への影響という観点からは土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に係る情報の方が重要であり、特定地域の住民等が当該地域内の放射線量に係る情報を得る手段も複数存在することから、同号ただし書口にも該当しないなどとして、本来、存否応答拒否すべきであったと判断した例

28-15 答申28（行情）833「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買登記に関する書類の一部開示決定に関する件」

- ・ 「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買に関する不在者財産管理人選任申立書（写）、不在者財産管理人選任に関する許可審判書（写）及び権限外行為許可に関する審判書（写）」の開示請求に対し、対象文書を特定し一部開示した決定について、開示請求書では特定個人の氏名は明示されていないが、不動産登記簿によって審査請求人が示す特定地番から土地所有者である個人が容易に判明するとした上で、このような開示請求に対し該当する文書の存否を答えることは、公表慣行のない「特定地番の土地売買に関し、不在者財産管理人の選任を行い、特定河川国道事務所不動産の売却を行うため権限外行為許可の審判を得たという事実の有無」（法5条1号の不開示情報に該当）を明らかにすることになるので、本来は存否応答拒否をすべきであったと判断した例

29-10 答申30（行情）34「特定契約の解除の理由等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 同一の契約件名による入札公告が2回なされたことにつき、1回目の契約の解除の理由及び契約書上の適用条項が分かる文書の開示請求に対し、存否応答拒否とした原処分につき、2回の入札公告の役務は同じ内容であること、特定業務に係る契約期間は1年間とされている一方で、2回目の入札公告は、特定業務に係る契約期間の開始日から約3か月後に行われたが、両方の入札公告に係る契約の終了日は同一日であることなどが認められることから、特定事業者と中国経済産業局との間で締結された契約が、何らかの理由により、当該契約の期間中に終了したとの事実、何人によっても容易に推認することができ、既に公知となっていることからすれば、本件存否情報は法5条2号イに該当するとは認められないので、本件対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきとした例

29-11 答申30（行情）35及び37「特定商取引に関する法律に基づく特定会社からの申出に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特商法に基づく申出がなされたという事実の有無を明らかにすると、特商法違反の行為を行っている疑いのある事業者等に調査活動への対策を講じる機会を与え、正確な事実の発見を困難ならしめる、又は、申出を行った者が探索されることをおそれて申出をちゅうちょする結果、情報収集が妨げられるなど、行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件存否情報は法5条6号イに該当するとした例

29-12 答申29（行情）174「特定地方裁判所に正式に提出された国有林査定全図等の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書に判決書（氏名等はマスキング）が添付されており、開示請求に係る文書の存否を答えると、特定の者が訴訟を提起された事実の有無が明らかになるところ、判決書の内容から、関係者等一定範囲の者には被告が特定個人であることが特定できる可能性があり、その権利利益を害するおそれがあるとして、存否情報が法5条1号本文後段に該当し、本来、存否応答拒否すべきであったと判断した例

29-13 答申29（行情）236「特定労働基準監督署が特定事業場の労働者過半数代表者選出に関する指導等に当たって交付等を行った指導票等の控え等の不開示決定に関する件」

- ・ 特定事業場に対して労働基準監督機関から労働基準関係法令に関する行政指導が行われたという事実の有無（本件存否情報）について、行政指導には、労働基準関係法令違反が認められた場合にされる是正勧告（是正勧告書の交付）のみならず、そのような法令違反が認められない場合にされる改善指導（指導票の交付）も含まれるため、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものではないとし、本件存否情報は、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、存否応答拒否すべきであったとは認められないとした例

29-14 答申29（行情）237「厚生労働省からパワーハラスメントに関して助言等がなされたか否かが分かる文書（特定事業場）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 本件対象文書は、特定事業場が都道府県労働局又は厚生労働省からパワーハラスメントに関する助言やあっせん等の指導がなされたか否かが分かる文書であり、助言やあっせん等の指導をしたか否かが分かる文書の存否を明らかにしたとしても、都道府県労働局又は厚生労働省が特定事業場に対してパワーハラスメントがあっ

たことを前提とする助言やあっせん等の指導をしたという事実の有無までを示すことにはならないことから、当該文書の存否を答えるだけで法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとは認められず、存否応答拒否した原処分を取り消すべきであるとした例

29-15 答申29（行情）437「諫早湾干拓事業の開門をめぐる和解協議の交渉過程において特定期間に特定漁協等の関係者に提示等した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

答申29（行情）438「諫早湾干拓事業の開門をめぐる和解協議に関連して作成した全20項目の問答集の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 同一の和解協議に関する文書の存否応答拒否につき、開示を求められた文書の存否を答えた場合に明らかになる事実を詳細に検討し、存否応答拒否の妥当性について異なる判断をした例

29-16 答申29（行情）494「特定事件について特定物件が独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人発注物件が納入予定メーカーの決定等に係る合意に基づいて納入された事実の有無に係る情報は、法5条6号イに該当するとして、存否応答拒否とした原処分を妥当とした例

29-17 答申29（独情）29「特定法人の厚生年金保険料の納付状況を示す書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 文書が存在しないことを明らかにすると特定法人の利益を害することになることから、存否情報が法5条2号イに該当するとした例

29-18 答申29（独情）74「特定事案に係る「職員に対する懲戒処分について」の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定年月日に特定事件で職員が逮捕された件についての文書に係る開示請求につき、一部不開示とした原処分は、本来存否応答拒否とすべきであったとして、原処分は結論において妥当と判断した例

30-14 答申30（行情）59「特定記事に記載の自殺（未遂）事件の概要が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 開示請求の内容は、公表している事案に関して、その概要が分かる文書の開示を求めるものであると解する余地が十分にあったといえることから、処分庁は、まずもって、原処分前に、審査請求人に対し、当該事案について情報提供し、開示を求める文書の名称等について意思確認又は補正を求めるといった措置を講じた上で、開示決定等をすべきであったものであり、そのような情報提供等を行わないまま、直ちに存否応答拒否としたことは相当とは認められないと判断した例

30-15 答申30（行情）102「福岡国税局査察部が作成した特定法人に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

答申30（行情）259「特定法人が提出した特定事件に関する不祥事件等届出書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 新聞報道の内容と、開示を求められた文書の存否を答えた場合に明らかになる事実を詳細に検討し、存否情報が法5条2号イに該当しないと判断した例

30-16 答申30（行情）121「特定市が提出した特定物件に係る違反建築物等処理簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人所有の建築物（飲食店）について特定市から特定地方整備局に提出された報告書等の開示請求につき、当該報告は違法行為等に関する情報を特定行政庁が国土交通大臣に提供する場合に行われるものであり、当該報告書等の存否を明らかにすることは、審査請求人所有の建物が違反建築物であるという事実の有無を明らかにするものであり、法5条1号又は2号イに該当し、本来は存否応答拒否すべきものであったと判断した例

30-17 答申30（行情）353「特定太陽光発電プラントの認可場所に違法廃棄物があることが分かって提出された改善計画書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 関係法令に基づく改善命令は、違法な状態があり、指導及び助言があってもなお、事業者が当該指導及び助言に従わない場合に発令されるものであることから、事業者が改善命令を受けたことを前提に提出される文書の有無を明らかにしないことが、法5条2号イに規定する法人の正当な利益に該当するとは認められず、原処分は取り消すべきであると判断した例

1-17 答申1（独情）51「製薬企業や臨床検査企業、医療機器メーカーから特定教授への資金提供に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 事件名の文書の開示請求に対し、当該情報は大学教員の兼業情報に当たり法5条1号に該当し、その存否を答えると当該教員が兼業申請を行ったという事実の有無が明らかになるとして開示請求を拒否したことにつき、当該情報は、日本製薬工業協会のガイドラインにおいて、資金提供を行った製薬企業等が公開することとされており、同号ただし書に該当すると認められることから、存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきとした例

2-3 答申2（行情）78「『日米共同で作成した作戦計画（特定記号）』の開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 開示請求書に記載のある「日米共同で作成した作戦計画」の存在自体は明らかになっているものの、その具体的な名称、内容等については公表していないため、具体的な名称等を特定した形での開示請求に対し、文書の存否を明らかにすることは米国との信頼関係を損なうおそれがある旨の諮問庁の説明は否定し難いとして、本件対象文書の存否応答拒否が妥当とされた例

2-4 答申2（行情）338「環境省が特定学会に特定症状をめぐる見解を出すことを依頼した文書等（特定症状に係る知見に関する意見照会及び回答を除く）の開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 対象文書を特定して全部不開示とした前回処分が理由の提示に不備があるとして取り消された後、同一の文書につき存否応答拒否で不開示とした処分について、合理的な理由が認められないなどとして、取り消すべきとした例

3-8 答申3（行情）146「特定検察官が辞職した結果、業務の継続的遂行に生じる障害について分析した文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」は、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるとして、原処分において法8条の規定により不開示とした部分のうち「訴訟に関する書類」について、結論において妥当であるとした例

3-9 答申3（行情）340「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査・調査されている特定個人に関する文書（特定文書を除く）の開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 複数の文書を特定し、具体的な文書の名称等を明らかにしないまま一部開示とした上で、そのほかの文書については法5条6号柱書きに該当するとして存否応答拒否とした原処分に対し、特定された文書を同号柱書きにより一部を不開示としたことに鑑みれば、仮に文書の存否が明らかとなっても諮問庁がいう業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、改めて開示決定等をすべきであるとした例

4-8 答申4（行情）244「内閣総理大臣の健康状態等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 「特定個人内閣総理大臣の健康状態およびその推移についてすべてが分かる一切の文書」の存否を答えるだけで、特定個人の健康状態に関して、医師による診察が行われた等の事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせると認められるとした上で、当該内閣総理大臣の外遊に関連して受検した新型コロナウイルス感染症に関する検査の結果の情報については、内閣官房長官の記者会見において説明をされていたことから、法5条1号ただし書に該当するとして、存否応答拒否を認めなかった事例

4-9 答申4（行情）452「死刑執行命令の取消し等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 死刑執行の取消命令や停止命令の発出に関する文書につき、対象期間を特定しない請求であったとしても、定期的に同様の情報公開請求が繰り返されることにより、不存在以外の回答があった時点で、特定の時期に死刑執行命令の取消し等があったことを推知させることとなるとの諮問庁の説明を認め、最終的に、存否応答拒否した決定は妥当とした例

○ [再掲] 答申4（行情）519「ゲーム依存症等に関する特定国会議員とのやり取りが分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 「特定国会議員に対して、厚生労働省が行ったレクチャー、資料提供等のやり取りがわかる一切の文書」に係る開示請求について、当該国会議員が自らの特定ウェブサイトチャンネルにレクの模様を詳細に話した動画を投稿していることを踏まえ、当該動画に公表慣行がある等として存否応答拒否を認めなかった例

5-16 答申5（行情）708「特定文書番号の裁決書に対象審査請求を特定する情報に誤った記載があることを報告した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定年月日付けの裁決書の誤った情報が記載されていることを報告した書面について、存否応答拒否をした原処分は、そこで明らかとなる裁決書の作成年月日と文書番号自体、あるいはそれと他の情報を照合することにより、当該裁決を受けた審査請求人である特定個人を識別可能になるとは認めがたいとして、改めて開示決

定等をすべきとした例

5-17 答申5（行情）889及び890「特定被疑事件に関し特定地方検察庁等に任意提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 捜査機関に任意提出した文書の開示請求について、法5条4号を理由に存否応答拒否をした原処分について、取り消すべきとした例

5-18 答申6（行情）12「特定期間に係る特定職員の出張に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 情報収集調査に関する事務の内容及び性質並びに対象期間の長さ等に鑑み、内閣情報官が特定時期に出張した事実が明らかになる本件対象文書の存否は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するとして、存否応答拒否をした原処分を妥当とした例

6-15 答申6（行情）138ないし141「平成21年度 審理1課（陳情・照会）」の不開示決定に関する件」

- ・ 本件請求文書の存否を答えることによって、首席監察官に対して特定日に「平成21年度 審理1課（陳情・照会）」等と題する各文書により公益通報がされた事実、あるいは首席監察官に対して公益通報がされたのに伴って当該各文書が取得された事実の有無が明らかになるが、具体的な公益通報の内容や本件請求文書の内容を特定することはできず、法5条1号並びに6号柱書き、イ及びロのいずれにも該当しないとして、存否応答拒否の妥当性を否定した例

6-16 答申6（行情）303及び304「特定被疑事件の捜査において特定地検に提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 本件対象文書の存否を開示し、「何らかの」文書を任意提出した事実が明らかになる場合であっても、当該文書の通数や分量こそ明らかになるものの、その名称、作成者や内容は必ずしも明らかにならないと考えられ、それによって捜査機関の手の内情報が明らかになるとはいえないこと、本件の主要な複数の被疑事件については既に不起訴処分とされていることなどを理由に、法5条4号に該当するとは認められないとして、存否応答拒否の妥当性を否定した例

6-17 答申6（行情）425「特定期間において特定職員が特定事項について議員に説明を行った訪問リスト等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 審議会の取りまとめ結果を基に、処分庁が国会議員に対して法改正の必要性に係る説明を行ったことに関する訪問リスト及び説明資料等の開示請求について、取りまとめを踏まえた法改正の方向性は既に公表されており、当該訪問リスト等の存否を明らかにするだけでは関係者は明らかにならず、不当な圧力は生じないとして、法5条5号及び6号柱書き該当性を認めず、存否応答拒否を取り消すべきとした例

6-18 答申6（行情）1018「特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた職員とされる個人が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書添付の写真から識別可能な特定の個人に関し、①特定庁舎に勤務する職員である事実及び②特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた事実が存在することを前提として、職務専念義務がかったことが分かる文書の開示を求める請求について、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないが、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する上記①及び②の各事実の有無という法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否すべきであったとした例

○ 第三者不服申立て（逆FOIA）

187 答申16（行情）102, 103, 104「日本郵政公社に対する会計監査人監査に関する企画書の一部不開示決定に関する件外2件」

- ・ 逆FOIAにおいては、諮問庁が原処分を維持して開示を妥当とする部分だけでなく、諮問庁が原処分を変更して不開示としようとする部分についても、諮問の範囲に含まれるので、審査する必要があるとして、審査したもの

○ [再掲] 答申16（行情）112「特定会社の採掘権に係る施業承認申請書及び認可書の一部不開示決定に関する件」

- ・ 逆FOIAにおいて、諮問庁が原処分を変更して不開示とすべきであるとしている部分について、参加人で

ある開示請求者が不開示を支持している場合には、審査の対象にならないとした上で、施業案認可申請書記載の鉱床の規模等について法5条2号イ該当性を認めたもの

○【再掲】答申19（行情）192「保安規程変更届出書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 逆FOIAにおいて、資源エネルギー庁が開示するとした部分について、審査請求人独自のノウハウとして不開示を認めたもの

○【再掲】答申22（行情）559「特定日に提出された特定会社による特定不動産の鑑定評価書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 特定会社による特定不動産の鑑定評価書につき、法7条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであるとの諮問庁の主張を妥当としたもの

○【再掲】答申23（行情）112ないし122「有線ラジオ放送業務の正常化につき特定会社が提出した文書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 審査請求人（第三者不服申立人）が有線ラジオ放送法3条等に違反して営業している地域が明らかになり、そのような事実が参加人（開示請求者）により顧客の勧誘等の営業活動上利用されるおそれがあるとしても、そのことは真実の指摘であるから、開示請求によって得られた情報を用いる参加人の営業活動が審査請求人に不利益を生じさせるおそれがあるとしても、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えず、審査請求人としてはこれを受忍すべきとして、5条2号イ該当性を否定した例

28-16 答申28（独情）22「受託研究契約書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 異議申立人（特定報道機関）からの受託研究の契約書の一部を開示した原処分につき、当該契約書の存否を答えるだけで、特定報道機関の取材内容等に係るノウハウが明らかになり、法5条2号イの不開示情報を開示することになるため、本来、存否応答拒否をすべきであったとした上で、開示の実施が停止されていることを踏まえ、原処分を取り消し、その全部を不開示とすべきとした例

2-5 答申2（行情）506「特定会社から提出のあった特定事案に係る報告書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 国土交通省が航空法に基づき審査請求人である特定会社に報告を求め提出された報告書について、開示された部分のうち、処分庁による報道発表と同等の内容が記載された部分を除く部分は、報道発表の記載内容にとどまらない詳細かつ広範囲な特定会社の内部情報であると認められ、特定会社のノウハウや内部管理情報とみられる情報等が混然一体となって記載されていることから、法5条2号イに該当し、不開示とすべきとした例

4-10 答申4（行情）246「特定医療機器に係る医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請書等の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 1回目・2回目の開示請求で、第三者（審査請求人）の意見を踏まえ不開示としたが、3回目の開示請求の際に、処分庁と審査請求人の中で意思疎通の齟齬があり、審査請求人が開示に同意してしまった情報について、4回目の開示請求に係る審査請求において、開示することにより審査請求人に実質的な不利益が生ずるおそれがあること等を理由に、審査請求人の主張を認めて不開示とすべきと判断した例

○ 理由の提示等

188 答申14（行情）75～80，85～90

（85号）「国家公務員法第103条関係審査状況等（林野庁分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 85～88につき、理由付記の違法を認定した例

189 答申21（独情）37「医学部附属病院が保有する「平成18年度奨学寄附金受入一覧」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分庁が不開示理由において、根拠条文のみを示し、当該条文を適用する具体的根拠を示さなかった点につき、行政手続法8条の趣旨に照らし不備があるとしたもの

190 答申22（行情）538「平成17年度航空安全会議資料」の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象文書の原本、開示実施文書及びインカメラ文書との間に看過できない相違点があり、原処分における成立過程に重大な瑕疵があるなどとして、原処分を取り消すべきとしたもの

191 答申22（独情）31「特定学校が特定月以降にセンターに提出した文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 法人文書の開示請求に対し、文書名やページ数について何ら明らかにしないまま全部不開示とした決定につき、理由付記に不備があるとして取り消すべきとしたもの

192 答申 2 2 (独情) 3 2 「雇用・能力開発機構が裁判所に提出した準備書面における「職業訓練の受講に関する契約」が何を示すのかが分かる文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 文書名やページ数を明らかにしないで全部不開示とした原処分につき、理由付記の要件を欠くとして、取り消した上、特定の法人文書を対象として改めて開示決定等すべきとしたもの

26-22 答申 2 6 (行情) 2 6 2 「日本政府が国際原子力機関 (I A E A) とやり取りした際の I A E A 女川ミッションに係る公電等の一部開示決定に関する件」

- ・ 原処分から不開示部分と不開示理由の対応関係を正確に把握できず、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法 9 条 1 項及び 2 項の趣旨並びに行政手続法 8 条に照らし違法であり、取り消すべきであるとした例

27-13 答申 2 7 (行情) 2 4 7 「環境対応車普及促進事業補助金に係る質問・照会の内容・件数が分かる文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 行政文書開示決定通知書では、請求文書と特定された文書の対応関係及び特定された文書の不開示部分が明確に記載されていないことから、原処分には、当該通知書の記載から処分の内容が把握できないという重大な瑕疵があり、違法であるので、取り消すべきであるとした例

27-14 答申 2 7 (行情) 2 5 1 「労働安全衛生法に基づく特定共同住宅の建設工事計画届の一部開示決定に関する件」

- ・ 不開示部分について、処分庁がどのような行政文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかにされているとはいえず、また、不服申立て後の段階で原処分における理由を諮問庁が変更しても原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものではないことから、理由の提示の要件を欠くとして、法 9 条 1 項及び 2 項の趣旨並びに行政手続法 8 条に照らして違法であるので、原処分を取り消すべきと判断した例

27-15 答申 2 7 (行情) 5 8 1 「原子力損害賠償紛争和解仲介室長が在職中に送受信した電子メール等の不開示決定 (行政文書非該当) に関する件」

- ・ 退職した特定職員が使用していた P C 内に保存されている電子メールを前提に行政文書非該当を理由に不開示とした原処分について、特定職員が「文部科学省の職員ではなくなった」ことのみをもって「組織的」に用いるものとして保有されているものではないとはいえず、十分な説明がされているとは認められないことなどから、理由の提示の要件を欠くと判断した例

**27-16 答申 2 7 (行情) 7 9 9 , 8 0 0 「東京地方裁判所特定事件に係る確定証明申請書の一部開示決定に関する件」
外 1 件**

- ・ 法 1 1 条を適用した原処分は、開示決定通知においてその旨の教示がなく、残りの行政文書に係る記載もないため、違法である等の審査請求人の主張について、原処分前に審査請求人に通知した特例延長通知において、その旨が明記されていることなどから、理由の提示等に違法があると認めることはできないと判断した例

27-17 答申 2 7 (行情) 9 2 4 「政府事故調 (福島第一原発事故) の中間報告及び最終報告書を作成する上で集めた文書の一覧表の不開示決定に関する件」

- ・ 原処分及び 2 度にわたる変更決定において、開示又は不開示とした部分及び不開示部分に対応する不開示理由に記載されておらず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ないことから、法 9 条 1 項及び 2 項の趣旨並びに行政手続法 8 条に照らして違法であるので取り消すべきであると判断した例

27-18 答申 2 7 (独情) 3 7 「日本・ブラジル・モザンビーク合同ミッション全参加者一覧等の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示決定通知書では、複数の不開示理由により不開示としているものの、不開示理由に該当する根拠が示されていない上、各不開示部分を具体的に特定する記載はなく、文書の種類、性質等とあいまって異議申立人が不開示部分を特定することも困難であり、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できない状況であるので、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法 9 条 1 項及び 2 項の趣旨並びに行政手続法 8 条に照らし違法であり、取り消すべきであるとした例

30-18 答申 3 0 (行情) 3 4 6 「平成 2 5 年度 準備及び結果に関する文書 6」につづられている文書等の不開示

決定に関する件」

- ・ 原処分の「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載は、「先の決定により開示決定された文書以外の文書」という極めて漠然としたものであるのみならず、先の決定に該当する文書自体も、どのような文書を指すのか具体的に明示されているとはいえないから、結局、原処分においては、具体的にどのような文書が特定されたのかが一切不明であるというほかはないなどとして、原処分は、違法であり、取り消すべきと判断した例

1-18 答申1（行情）27「特定文書の原本の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 行政文書不開示決定通知書には、対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報が法5条各号に規定するいずれの不開示事由に該当するのか、また、当該事由に該当すると判断した具体的な理由について明示されているとは認められないことから、原処分は、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、取り消すべきであるとした例

1-19 答申1（行情）253「『平成』改元に係る事務手続の経緯等関係資料」の一部開示決定に関する件」

- ・ 「元号『平成』の選定過程に関する文書」の全部を不開示とした決定について、当該文書には複数の文書が含まれているにもかかわらず、不開示理由は当該文書の一部の情報についてしか記載されておらず文書全体を不開示とする理由にはなっていないことなどから、各文書に記載された情報に応じて個々に不開示情報該当性について検討し、改めて開示決定等をすべきとした例

3-10 答申3（独情）44「医療法に基づき、事故等事案について、日本医療機能評価機構へ報告した事案の件数等が記載されている文書の不開示決定に関する件」

- ・ 「報告した事案の件数」と「（報告した）事案の報告内容」という別々の内容の文書の開示請求に対し、不開示決定通知書に決定の対象とした文書が具体的に何であるかという情報を全く示すことなく、諮問庁が該当すると判断した不開示条項のみを記載し、その全部を不開示とした決定は、理由の提示の要件を欠き違法なものであるとした例

5-19 答申5（行情）351「特定事業場に対する臨検監督指導に係る監督復命書の不開示決定に関する件」

- ・ 行政文書不開示決定通知書の「不開示とした理由」欄の内容が、法5条各号の条文がほぼそのまま引用された内容であり、処分庁が対象文書のどの部分をどのような理由や根拠によって不開示としたかについて開示請求者が了知し得るものになっていないことから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項の趣旨に照らして違法であり取り消すべきと判断した例

5-20 答申5（行情）519「デジタル改革関連法案WG議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ デジタルの日を設立することに至った経緯がわかる文章に関する開示請求について一部不開示決定を行った原処分について、不開示理由としては該当する条文の文言が記載されているのみであり、開示請求者（審査請求人）にとって、どのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できず、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、原処分は取り消されるべきであると判断した例

5-21 答申5（行情）526「特定事件について特定期間に特定元職員が作成した文書に係る一部開示決定に関する件」

- ・ 行政文書開示決定通知書の「不開示とした理由」が、法5条1号の条文がほぼそのまま引用されているにとどどまり、不開示とした部分も「記載内容」と表記するのみであって、いかなる部分につきいずれの「個人」に関する情報であるとして不開示と判断したのか及び当該判断の具体的根拠は、何ら示されていないことから、理由提示の不備を理由に取り消すべきとした例

○ 文書の不存在

193 答申13（行情）145「水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 現地調査により不存在を覆したもの
- ・ 文書管理について付言

○[再掲] 答申14（行情）99「特定の病院で行われた脳死判定に関し、厚生省が同病院等から報告を受けた内容を示す記録等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 文書の廃棄時期を確定することは出来ず、かつ、廃棄処分が適正であったとは言えず、不存在を理由に不開示としたことは妥当ではなかったが、現時点においては、不存在であると認定

194 答申 18 (独情) 56 「ライスラー河洪水予警報案件に係る積算時の3社比較表等の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 外部のコンサルタントが保管中の本件対象文書については、諮問庁は事実上の支配をしているので、諮問庁は右文書を保有していると認められる旨判断したもの

195 答申 19 (行情) 509 「労災保険行政一般に関する手引通達類の一覧表の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 通達の一覧表について、不存在を覆し、主要な通達が掲載されている通達集の目次部分を特定すべきとしたもの

196 答申 20 (行情) 166 「後方(ロジスティクス)通信教育基本テキストの不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 開示対象文書の特定ワープロソフトで利用できる電子ファイル化されたものについて、本件開示請求時点における当該文書はその内容についても大幅に修正されており、両文書が同一のものとは認められないことから、これを保有していないとして不開示を妥当としたもの

197 答申 20 (行情) 567 「外国人芸能人の在留資格認定証明書交付申請に係る文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 外国人芸能人の在留に関する統計を作成するための基礎データがコンピューターに入力されていない、又は基礎データはコンピューターに入力されていても統計データとして集計し出力するためのプログラムが開発されておらず、いずれも統計を作成することは不可能であるとして、法務省においてこれらの統計データが記載された文書を保有しているとは認められないと判断したもの

198 答申 20 (独情) 84 「特定センターの職員のセクハラ行為の有無に関する調査等の記録等の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 開示請求文書を狭く捉えており改めて開示決定等すべきと判断したもの

23-20 答申 23 (行情) 289 「省内メールの閲覧申請等に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 省内メールの閲覧申請等に係る文書の開示請求につき、本人の承諾なしにメールを開封するためには、本人が設定したパスワードの初期化(強制変更)を行わなければならないが、初期化が行われたことを異議申立人が認識することとなる等から文書不存在とする諮問庁の説明を是認した例

23-21 答申 24 (独情) 4 「平成23年度筑波大学入学試験(前期)特定学群特定学類における全受験者及び合格者の科目別平均点が分かる文書の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 法に基づく開示請求権は、あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であり、処分庁には、新たに法人文書を作成又は加工する義務はないものと解されるが、コンピュータから出力される帳票について、当該帳票を出力するためのプログラムとデータが共に保存されていることから、実質的には電子データとして文書が保存されていると判断すべきとした例

23-22 答申 24 (行情) 34 「第17回個人通報制度関係省庁研究会に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 研究会に係る文書について、研究会を開催する必要が薄れたため開催されておらず保有していないとする諮問庁に対し、研究会開催の必要性はあったと指摘しつつ、諮問庁の説明は是認せざるを得ないとした例

25-27 答申 25 (行情) 140 「安倍首相(当時)が集団的自衛権の行使について新たな解釈の検討を指示したことを受けて行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 首相の指示を受けて、作成・保有した文書の開示請求について、首相が国会でそのような指示はしていない旨の答弁をしていることなどから、保有しているとは認められないとした例

28-17 答申 29 (行情) 16 「『国家安全保障会議 総理指示』のうち『北朝鮮の動向等に関し、情報収集・分析の徹底を期すこと』の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定(不存在)に関する件」

- ・ 開示請求者が、開示請求書に開示請求先の記入をせず、内閣官房の受付先において、開示請求先(請求文言の「主管部局」に相当する組織)を記入することを依頼したところ、内閣官房内部での調整の結果、国家安全保障局が本件開示請求を受理して担当することとなったが、同局は、情報の収集・分析を担当せず、請求文言でいう「主管部局」ではないとして不開示(不存在)とした原処分について、同局が自ら情報の収集・分析を行う機関でないとしても、同局が本件開示請求を受理したという経緯に鑑みて、請求文言を解釈して文書の保

有の有無を判断した例

28-18 答申28（行情）463「行政不服審査法25条に基づく審理に関して定めた規則の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求書の不明確な記載に関する処分庁の解釈について、開示請求の趣旨を合理的に解釈するもので、妥当でないとはいえないとした例

30-19 答申30（行情）252「特定年の文書管理状況点検において不適切な文書管理をしたとされた海上自衛隊の文書管理者等に対する被疑事実通知書等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 本件対象文書につき、関係者に手交又は送付したが、本件開示請求時点において所在が不明であり、その保存期間や行政文書ファイル管理簿への登録状況も判然とせず、もはやその保有さえ確認できないとする諮問庁の説明は、当該文書の保存期間が標準文書保存期間基準において最も短い分類である1年であったとしても、本件開示請求時点では保存期間を満了していないことに鑑みると、実際には当初から当該文書を作成又は取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ないものの、いずれにしても当該文書を保有していないとする説明を覆すに足りる事情も見いだせないとして、不存在不開示とした原処分を妥当とした例

30-20 答申30（行情）297「特定の開示決定で開示された文書が何という名称の行政文書ファイルとして電子政府の行政文書ファイル管理簿に登録されているか分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 本件開示請求の趣旨は、別件開示決定で特定された文書がつづられている行政文書ファイルの名称が分かる文書を求めるものと解され、処分庁において、当該決定で特定された文書が元々つづられていた各行政文書ファイルを保有していると推認されるので、これを探索し、改めて開示決定等をすべきであると判断した例

30-21 答申30（行情）545「『人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定割分）入力票A（特定年度作成分）、人件費システムの使用方法がわかるもの』の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 行政文書を「保有している」とは、当該文書を事実上支配している状態にあることをいい、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有している状態にあることと解されるところ、財務省所管の「予算編成支援システム」に掲載されている人件費システムのマニュアル（財務省作成）について、「職員が、これを端末の画面に映し出して利用する場合があるが、「予算編成支援システム」に掲載されている同マニュアル自体は、厚生労働省では変更・削除等する権限がなく、同省において事実上支配している状態にあるとはいえない」とする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められないとした例

1-20 答申1（行情）51「特定団体代表者宛て『個人投資家における株価指数等連動債の償還時及び譲渡時の税務上の取扱いについて（平13.12.14付照会に対する回答）』と題する書面等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 仮に文書が作成・取得されたとしても、保存期間満了により廃棄済みであることから、不存在不開示とすべきであったとして、請求された文書を存否応答拒否とすべきであるかどうかを検討せずに原処分を結論において妥当と判断した例

1-21 答申1（行情）76「『特定日現在で外務省が保有するワインのリストの最新版』の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 消耗品であるワインの異動を記録する帳簿の作成は法令上義務付けられておらず、保管しているワインの銘柄及び数量等を網羅的に記載したリストがなくとも実務上の支障はなく、当該リストは作成も取得もしていないなどとする諮問庁の説明を是認し、不存在不開示とした原処分を妥当とした例

1-22 答申1（行情）284「特定日までに特定室が送付した『防人服第809号（20.1.28）』にいう『審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面』の原議等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 懲戒関連文書の保存期間をおおむね5年を標準として設定しているとの諮問庁の説明及び本件開示請求が書面を送付したとされる特定日から約1年半後に行われたことに鑑みれば、諮問庁が当該書面の電磁的記録の保有すら確認できないとしていることは首肯し難く、実際には当該電磁的記録を廃棄した、又は、当初から当該書面を作成若しくは取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ないとしつつも、いずれにしても当該書面を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないとして、原処分妥当とした例

4-11 答申4（行情）435「特定営林署が作成した特定期間の収穫実行簿の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 原本は廃棄済みであるが、一部が訴訟の証拠資料として保有されている事例について、文書管理規則に基づ

く分類上の収獲実行簿として保存されている文書に限定して開示を求めるものと解することができないことからすると、訴訟に関する書類として保存されていたものであっても対象文書として特定すべきであるとした例

5-22 答申5（行情）213「平成28年度決算から令和2年度決算までにおける「旧税」の内訳の開示決定（不存在）に関する件」

- ・ システムから抽出可能であることを理由に、不存在不開示とした原処分は妥当でないとした例

5-23 答申5（行情）590「『新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている論文（クローン化に成功しているもの）』の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 審査請求人が特定のテーマの論文の開示を求め、処分庁が異なる内容の論文の開示決定を行い、審査請求人が文書の特定に異議を唱え、求める論文が存在しないならばその旨の決定を行ってほしいと主張した事案について、本来は不存在を理由に不開示とすべきであったが、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有していないという意味で、原処分は結論において妥当であると判断した例

5-24 答申5（行情）768「特定の開示決定等に当たり第三者に意見書提出の機会を付与した決裁文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 第三者宛ての開示決定の通知書の保有の有無について、処分庁が第三者が開示に反対する部分の全てが不開示であれば、13条3項における通知は不要であるとの解釈の下で、特定法人に対する通知を行わなかったため、当該通知書は保有していないとの説明に対して、処分庁がその責任において、法13条3項の通知が不要であると解釈し、当該通知を行わなかった旨の説明は不自然、不合理であるとまではいえず、当該通知書を保有しているとは認められないとした例

5-25 答申6（行情）11「特定空港事務所特定課職員のメール送受信記録の開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求文書を狭く捉えた原処分の妥当性を否定し、文書の不特定という形式上の不備とならないよう適切に情報提供及び求補正を行った上で改めて開示決定等をすべきと判断した例

6-19 答申6（行情）49「外務省領事局旅券課が保有している全ての行政文書についての目録の開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 処分庁は、行政文書の名称が記載された文書（「目録」）に限定せず、行政文書ファイルの名称が記載された文書を含めて特定するなど、開示請求者の利益になるよう解釈すべきであったとして不存在を認めなかった例

6-20 答申6（行情）613「特定期間において特定刑事施設の職員食堂で提供されている食事に関するメニューの開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 審査請求人による開示請求の内容を補正する趣旨で行われた意思表示の存在を考慮することなく、開示を求める文書は開示請求書に記載の文言のとおりであるとして不存在により不開示とした原処分を行ったことは不当であるといわざるを得ないとして、取り消すべきであるとした例

6-21 答申6（行情）1119「特定刑事施設保有の専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立の熱量及び塩分が分かる文書の開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立（レシピ）の熱量及び塩分が分かる文書について、過去の時点のデータについて開示請求がされた場合、当該時点における当該レシピのデータが存在しないのであれば、開示決定時点で存在する最新時点の当該レシピのデータを開示すれば足りることから、当該文書を作成又は取得し、保有していると認められるとした例

6-22 答申6（行情）1128「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定（不存在）に関する件

- ・ 開示請求書に記載されている請求内容が特定文言のとおりであって、バージョンを限定しているものではなく、また、引用を含め添付文書に関する記載が何ら存しないことからすれば、添付文書は参考として添付されたのに止まり、本件において開示請求の対象となるのは、特定文言と題する文書であって、そのバージョンを問わないものと解すべきであるとして、別のバージョンの特定文言と題する文書を保有していながら不存在とした原処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきであるとした例

○ 文書の特定

- 199 答申15（行情）328「不開示決定に対する異議申立ての取扱いにかかわる全文書の一部不開示決定に関する件」
- ・ 開示請求時に保有せず原処分時に保有していた文書の特定の要否について当該事案の事実経過に即して判断したもの
- 200 答申16（行情）105「行刑施設の居房内の照明器具の標準的な仕様を記載した図面の一部不開示決定に関する件」
- ・ 単一の文書の一部のみを開示決定等の対象としたのは妥当でないとしたもの
- 201 答申17（行情）237「『日米合同委員会開催日』の開示決定に関する件（文書の特定）」
- ・ 異議申立人の主張について、文書の特定をしているのではなく、開示を求める情報の特定をしているとして、法の趣旨、目的に沿ったものではないと判断したもの
- 202 答申18（行情）235「『領空侵犯に対する措置に関する訓令』等の一部不開示決定に関する件」
- ・ 上位の法規範のある条項を指定したことにより直ちにそれにかかわる下位の法規範のすべてが特定されるわけではなく、諮問庁が本件対象文書を特定したことを妥当と認めたもの
- 203 答申19（独情）11「ハラスメント問題について被害学生等に対応した教員として、特定個人の授業等以外場で起きたゼミ学生間のハラスメントに関する学部等の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」
- ・ 処分庁が独自の解釈により開示請求文書の特定範囲を狭めたことを指摘するとともに、対象文書を特定した上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきとしたもの
- 204 答申20（行情）308「警察関係に係る平成11年度総理府一般会計証明書類の不開示決定に関する件」
- ・ 文書特定の概念は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のための機能的概念であり、本件のような包括的大量請求は、請求権行使の要件としての文書特定が不十分であるとして、不開示を妥当としたもの
 - ・ 1つの行政文書ファイルについての開示請求につき、文書特定が不十分としたもの
- 205 答申21（行情）304「平成20年度第2回海賊対策官民連携訓練実施概要」等の一部不開示決定に関する件（文書の特定）」
- ・ 原処分において特定すべき文書を特定しなかった場合、原処分後に同一の開示請求者からなされた別途の開示請求に対して当該文書の開示決定をしたことをもって、原処分における文書の特定漏れがさかのぼって妥当となるものではないとしたもの
- 206 答申21（行情）617「平成18年度中に仮釈放又は仮退院した発達障害等を有する人の保護観察事件記録の不開示決定に関する件」
- ・ 本件対象文書につき、任意の1件を特定し、その全部を不開示とした決定について、これを取り消し、審査請求人に対し、開示請求する文書の範囲等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとしたもの
- 207 答申23（行情）85「特定商取引法違反の事案について行政処分に至る事実関係をまとめた報告書の不開示決定に関する件」
- ・ 文書に記載のうちの一部分のみを対象文書として特定したことは、法の解釈適用に誤りがあるとして、原処分を取り消すべきであるとしたもの
- 23-23 答申23（行情）231「口蹄疫・現地対策本部（日報）を作成及び閲覧した職員の人事記録の一部不開示決定に関する件」
- ・ 日報を閲覧した職員の人事記録について、閲覧した職員を特定できないとして不開示としたことにつき、特定可能であり、改めて開示決定等すべきとした例
- 23-24 答申23（行情）559「特定事件の担当検察官の氏名及び経歴が分かる文書の不開示決定に関する件」
- ・ 文書特定を行わずに5条1号及び4号に該当するとして不開示としたことは、第2章の趣旨に反し違法とした例
- 23-25 答申24（行情）37「特定宗教法人等の財産目録等の不開示決定に関する件」
- ・ 文書特定を行わずに5条2号に該当するとして不開示としたことは、第2章の趣旨に反し違法とした例
- 25-28 答申25（行情）83「特定アイドルグループを『平成24年度個人向け復興応援国債』に起用した経緯が分かる文書の一部不開示決定に関する件（文書の特定）」
- ・ 開示請求の対象文書に該当する行政文書の特定に当たっては、当該行政文書の一部のみを対象とすることが

明確に示されていない限り、当該行政文書全体を対象として特定すべきである等として、改めて開示決定等をすべきとした例

25-29 答申25（行情）196「特定ダム工事の発注方法等につき検討した文書の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ ホームページで公表されている文書であることを開示請求者に説明したことをもって、当該文書を開示請求対象文書から除いたことについて、適当でないとした例

25-30 答申25（行情）330「原子力規制庁の職員名簿の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求者の求める文書の範囲等が必ずしも明確でないにもかかわらず、開示請求書の記載内容のみから一方的に求める文書を判断していることについて、不当であるとした例

26-23 答申26（独情）47「特定部署が保有する時間外勤務手当の決裁文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 11条適用事案の「相当の部分」に係る開示決定等に対する文書特定の疑義について、「相当の部分」として特定すべき文書の範囲が明らかであり、その対象として特定されるべき文書が特定されていないとの主張は、許されずとした例

27-19 答申27（行情）165「家計調査 事務要領」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件請求事項が含まれる行政文書全体を対象とした上で、異議申立人の開示請求の趣旨を考慮し、本件請求事項に該当する箇所を含むページのみを、何ら手を加えることなく、本件対象文書として特定したことは、適法とした例

27-20 答申27（行情）592「特定事件番号の答申に記載の「各科ごとに設定されているパソコン内のフォルダ」に保存されている文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書に記載すべき「行政文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）については、原則として、開示を求める文書の保存場所等の範囲を示すだけでは不十分であり、開示を求める文書自体を識別し得る事項を明らかにする必要があるとした例

28-19 答申28（行情）520「一般事故調査委員会の設置の一部変更について（通知）」等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 本件開示請求は、約8年前の時点で行政文書であったものの開示を求めるものであるが、本件開示請求時点では、いずれの文書が約8年前の時点で確実に行政文書であったか確定できず、補正後の請求文言をもってしても処分庁が請求文言に該当する文書を特定することは困難であり、本件開示請求には、文書の不特定という形式上の不備が認められることから、本来は、形式上の不備により不開示とすべきであったとした上で、本件における補正の手続きは不十分であり、処分庁としては、異議申立人に対して請求する文書の名称等の補正を求める等の必要があると判断した例

28-20 答申28（行情）686「特定議員が取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と同様な内容を含んだ資料の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 特定国会議員が国会で取り上げた特定文書と「同様な内容」を含んだ資料の開示請求に関して文書の特定が争われた事件につき、何をもって請求文言の「同様な内容」というかは明らかでなく、「同様な内容」という請求文言だけでは、処分庁が同請求文言に該当する文書を特定することは困難であって、本件開示請求には、文書の不特定という形式上の不備が認められ、処分庁としては、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために、請求文書の補正を求めた上で、本件対象文書以外の補正された請求文言に該当する文書があれば、これを特定し、改めて開示決定等を行う必要があると判断した例

29-19 答申29（行情）218「特定文書が編み込まれている行政文書ファイル内の特定文書を除く文書（特定刑事施設）の不開示決定に関する件」

- ・ 行政文書ファイル管理簿上の行政ファイル名の引用による特定の仕方でも、文書の特定として不十分とはいえず、本件対象文書の量（2万枚程度）を理由として、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とすることは許されないと判断した例

○[再掲] 答申29（行情）403「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等については、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべき、また、原処分では不存在とされた文書について、請

求文言を合理的に解釈すれば本件請求対象に該当すると認められる文書が不開示とされた部分に含まれていることから、これにつき改めて特定の上、開示決定等をすべきとした例

29-20 答申29（行情）430「平成26年度及び27年度に開催された薬価算定組織に係る議事概要等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 審査請求人は、薬価算定組織の議事録の開示請求を行ったところ、薬価算定組織は非公開であり、議事録を作成することとされていない状況においては、開示請求の趣旨を踏まえた上で文書を特定すべきであることから、本件対象文書として議事概要を特定したことを妥当であるとした例

30-22 答申30（行情）196「平成28年度パワハラアンケートの結果について」の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ パワー・ハラスメントの調査に係る「設問及び調査結果」の開示を求める請求に対し、「設問」のみが記載された文書については、「設問及び調査結果」が記載された本件対象文書と内容が重複することから特定の必要はないと諮問庁は説明するものの、審査請求人は必ずしも「設問」と「調査結果」の双方が記載された文書のみの開示を求めていると解することはできないとして、「設問」に係る文書を特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであるとした例

30-23 答申30（行情）285「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 諮問庁が諮問に当たり追加して特定すべきとしている文書について、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例

30-24 答申30（行情）331「特定一般社団法人の申告がありましたか」の不開示決定に関する件」

- ・ 請求文書に該当する文書を複数保有している可能性があるから見込まれる場合に、開示請求者が該当する全ての文書を求めているとは考え難いことから、そのうちの一文書のみを特定すべきであるとする諮問庁の説明を是認した例

30-25 答申30（行情）473「特定課が保有する裁判結果報告の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 諮問庁が諮問に当たり新たに特定すべきとしている文書について、諮問庁は、一部開示決定をすることが妥当であるとして、その不開示部分の不開示理由についても説明するが、①本件対象文書が約50件の報告から成り、約70件の判決書が含まれるなど、比較的文書量が多いこと、②原処分は不存在を理由とする不開示決定であり、現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書自体を確認していない段階であることなどを勘案して、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については判断せず、特定の妥当性についてのみ判断した例

30-26 答申30（行情）534「『そうび』の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 請求文書に該当する文書については、法11条の規定を適用した上で行われた請求文書の相当部分に係る先行開示決定である原処分で特定された文書の外にないとは限らず、相当の期間内に2回目の開示決定等での開示・不開示が決定されることは明らかであるから、先行開示決定である原処分に対して文書の特定を争うことは、理由がないとした例

30-27 答申30（独情）3「特定年度前期試験判定資料一覧等の一部開示決定に関する件」

- ・ 大学入学試験の合格者最低点が分かる文書等の開示請求に対し、試験判定資料一覧のうち合格者最低点が記載されている頁のみを特定したことにつき、法に基づく開示請求権の対象は情報ではなく文書であり、文書の名称等により他の文書と識別できる程度に特定されたものが一つの文書であると解されることから、当該一覧全体を特定すべきと判断した例

1-23 答申2（行情）10「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されない」と判断する根拠となっている文書等の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 特定文言とはほぼ同じ趣旨の国会答弁が遅くとも昭和47年には行われていたなどとする審査請求人の主張にも鑑みれば、特定文言に係る政府の立場について検討又は整理したような文書を含め、平成14年5月に作成された本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかったなどとする諮問庁の説明は疑問なしとしないが、改めて探索を行ったものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有を

確認できなかったなどとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないと認めざるを得ないとした例

1-24 答申1（行情）130「特定課で作成されたマニュアル、手引、要綱」の不開示決定（不存在）に関する件」
答申1（行情）131「特定課で作成された事務取扱要領と事務取扱規程」の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 「厚生労働省大臣官房地方課で作成されたマニュアル、手引き、要綱」の開示請求につき、諮問庁が、文書の表題に「マニュアル」、「手引き」、「要綱」と記載された文書について追加して特定し、開示すべきとしていることについて、開示請求者が開示を求める文書は、単に表題に「マニュアル」等の文言が用いられているものに限定されず、内容に照らしてマニュアル等に相当する文書も該当するのであり、開示請求者に請求の意図を確認する必要があったとして、原処分を取消し、開示を請求する名称等について補正を求めた上で、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例

1-25 答申1（独情）68「レーザー科学研究所が保有する平成22年度の給与支給内訳書の一部開示決定に関する件」

- ・ 事件名の文書の開示請求につき、当該文書は研究所と大学本部がそれぞれ保有していたところ、当該年度の9月分以降は研究所での保有をやめ、大学本部のみで保有することになったにもかかわらず、開示請求書の記載を、研究所のみが保有する文書に限定するような補正をしており、このことを審査請求人が認識していたとは認められないことから、大学本部が保有する9月分以降のものも特定し、改めて開示決定等をすべきとした例

2-6 答申2（行情）295「特定年度に行った名古屋入国管理局管内の職員研修に関する案内・研修資料の不開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 処分庁が、一の開示請求に対して、開示できる文書と開示できない文書を分けて開示決定等を行い、後者の文書に係る原処分について特定誤りがあるとして審査請求がされたところ、当該文書の特定誤りを認めた上で、他に特定すべき文書は、既に前者の文書に係る処分で特定されていたことから、外に特定すべき文書を保有していないという意味で、結論において妥当とされた例

2-7 答申2（行情）318「特定日付け通達及びこれと行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条2項の規定の適用上1件の行政文書と観念されるべき文書の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 文書特定概念は、開示請求制度の適切かつ円滑な運用のための機能的概念であるところ、本件開示請求の趣旨は明確ではなく、処分庁が、本件請求文書に該当する文書を特定することは困難であると認められ、処分庁としては、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために必要な情報提供を行い、請求文書の補正を求めた上で、本件対象文書以外の対象文書を特定し、改めて開示決定等を行う必要があるとした例

2-8 答申2（行情）352「国が都道府県等に示した発達障害者支援法上の定義・判断基準が記載された文書の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 開示請求書の記載では開示請求者が何の開示を求めているか明示されていないにもかかわらず、処分庁は、開示請求者の意図を確認しないまま、別件の開示請求内容をもって本件開示請求内容を狭く解して文書を特定し、さらに同様の考えに基づき追加で文書を特定するとしていることに対し、審査請求人に対して、必要な情報提供をするなどして、開示を請求する文書の名称等について補正を求めた上で、改めて文書の特定を行うべきとした例

2-9 答申2（行情）473「特定刑事施設の組織図の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 処分庁が、開示請求者に対し、開示請求の趣旨に合致する文書が存在しないと説明した上で、別の文書を対象とする請求に補正させ、原処分を行ったものの、当審査会からの照会を受け諮問庁が再確認を行った結果、当初の開示請求の趣旨に合致する文書の存在が判明したことから、処分庁の求補正手続を不適切とした上で、当該文書を開示すべきとした例

3-11 答申3（行情）222「不正受給関係疑義解釈集の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分庁が、ある文書全体が開示請求の対象に該当するとしつつも、その内容の大半は不開示情報に該当するとの理由により、当該文書の一部のみを開示決定の対象として特定したことについて、開示請求の対象となる文書の特定の問題と不開示情報該当性の判断に混同がみられるとして、改めて開示決定等をすべきとした例

5-26 答申5（行情）479及び480「特定の出張の報告に係る文書の不開示決定に関する件」

- ・ 同旨の開示請求に対し、異なる文書を特定し、開示決定及び不開示決定した各原処分について、それぞれ文書の特定漏れを認め、処分庁の原処分における文書の特定についての検討が不十分及び諮問庁の審査請求に対する対応が不十分かつ一貫性に欠けると付言した例

5-27 答申5（行情）625「日米安全保障協議委員会に関して行政文書ファイルにつづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求時点において、行政文書ファイルを作成・取得していなかったことを理由に文書不存在とした決定に対し、開示請求者が明示的に示さない限り、行政文書ファイルにつづられた文書に限定せず、行政文書ファイルにまとめられる前段階において、単独で管理している行政文書も含めて特定すべきであるとした例

6-23 答申6（行情）283「情報公開・個人情報保護審査会第3部会が作成した・取得した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求の対象行政文書の特定のために諮問番号等の回答を求めた求補正に対する回答がなく、形式上の不備が補正されなかったことを理由に不開示とした原処分について、審査請求人が開示を求める文書が特定されたとは認められないから、妥当であるとした例。

6-24 答申6（行情）351「生活保護制度の改正等に当たって特定法人へ提供している文書等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 生活保護制度の改正に当たり、処分庁が特定出版社に情報提供した文書に係る開示請求について、既存の通知等を行政サービスとして提供した場合であっても、これらの提供された通知等は本件開示請求の対象となり得るとして、審査請求人に対して必要な補正を行った上で、改めて文書の特定及び開示決定等を行うべきとした例

○ 行政文書・法人文書該当性

【法2条関係】

208 答申13（行情）77「1945年の皇族会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 不存在とされていた皇族会議の議事録が宮内庁書陵部に存在することが確認されたが、行政文書に該当しないとしたもの

209 答申14（行情）99「特定の病院で行われた脳死判定に関し、厚生省が同病院等から報告を受けた内容を示す記録等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 返却することを前提に提出を受けた文書について行政文書に該当すると認めた例
- ・ 文書の廃棄時期を確定することは出来ず、かつ、廃棄処分が適正であったとは言えず、不存在を理由に不開示としたことは妥当ではなかったが、現時点においては、不存在であると認定

210 答申15（行情）392「広島大学大学院教授が住民討論集会で配布した資料に係るバックデータの不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 大学教授の研究に関する資料を、その性質、作成、利用及び管理の実態を総合勘案して、行政文書には該当しないとしたもの

211 答申15（行情）641「税務署で収入印紙を取り扱わないことを説明するために特定職員が見せた文書の不開示決定（行政文書非該当性）に関する件」

- ・ 職員が窓口説明の際に参照した文書につき、その内容及び使用等の状況から行政文書に該当しないとしたもの

212 答申15（行情）750「特定団体の総会議事録、役員名簿及び規約書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 特定団体の事務局のロッカーが行政機関の建物の中にあるとしても、管理が区分されていれば、行政機関が保管している行政文書ではないとしたもの

213 答申15（行情）751「平成13年公認会計士第二次試験の合否判定に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 公認会計士試験委員保有文書について、行政文書該当性を認定したもの

- ・ 「解答」の保存等について付言したもの
- 214 答申18（行情）430「クッキーフォルダ等の不開示決定に関する件」
 - ・ 職員が職務で使用するパソコンに関して、一定のファイル等につき、組織共用性がないとして、行政文書該当性を否定したもの
- 215 答申20（行情）239「入国・在留審査実務の手引の不開示決定に関する件」
 - ・ キャビネットに保管されていた廃棄予定の入国・在留審査実務の手引について、組織共用性を失ったと解することはできないとして、法2条2項の行政文書に該当するとして、改めて開示決定等をすべきとしたもの
- 216 答申22（行情）1「個人所得税の徴収と還付に関する一切の文書等の不開示決定に関する件」
 - ・ 法令の条文を行政文書に該当しないとしたもの
- 217 答申22（行情）380「派遣海賊対処水上部隊（1次隊）の成果報告書の不開示決定（不存在）に関する件」
 - ・ 派遣部隊で作成され、同部隊の指揮官の決裁を了としていたが、自衛艦隊司令官宛に提出されていなかった文書について、行政文書該当性を認めたもの
- 23-26 答申23（行情）256「『子供の奪取に関するハーグ条約』について検討した経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」
 - ・ 職員が検討用として作成していたという「記録」について、保管の態様等も踏まえると、当該「記録」は、職員の個人的な検討の過程で作成されたものであるとして、行政文書該当性を否定した例
- 23-27 答申23（行情）298「健康診断の取扱いについての不開示決定（不存在）に関する件」
 - ・ 諮問庁が担当者の個人的な検討段階の文書と主張する文書の行政文書該当性を認めた例
- 23-28 答申23（独情）47「平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」委託事業実績報告書等の一部開示決定に関する件」
 - ・ 研究者の実験ノートは、法人文書に該当しないとしたもの
- 24-26 答申24（行情）237「内閣府行政刷新会議事務局有志が運営するツイッターの運用マニュアル等の不開示決定（不存在）に関する件」
 - ・ 内閣府行政刷新会議事務局有志が運営するツイッターの運用マニュアル等について、不存在を妥当としつつ、当該ツイッターの運営は、刷新会議事務局職員有志による運営か、同事務局自体による運営かが、曖昧なものであったと言わざるを得ず、そのような曖昧なままの運営であったという事実自体が、刷新会議事務局がその運営等に関する文書を組織的に用いるものとして保有していないという事態を招いていたとも考えられ、望ましいことでないとした例
- 24-27 答申24（行情）283「天皇、皇后又は皇太后の用に供すべき自動車に係る自動車検査証等の一部開示決定に関する件」
 - ・ 車両に添付された検査標章、自動車登録番号標及び保管場所標章並びに車台部分に打刻された車台番号について、物品又は物品の付属物と解し、行政文書に該当するとは認められないとした例
- 24-28 答申24（行情）336「尖閣諸島沖中国漁船衝突事件に関して海上保安庁の職員が撮影したビデオ映像を記録したビデオテープ等の受領等の手続に関して作成又は取得された文書の一部開示決定に関する件」
 - ・ 行政文書に該当する電磁的記録とは、通常の設備、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものに限られるとした例
- 24-29 答申24（行情）496「文部科学事務次官が業務に使用しているパーソナルコンピュータの主たるハードディスク内に作成された特定名称のファイルの不開示決定（行政文書非該当）に関する件」
 - ・ 異議申立人が開示を求めているレジストリファイルは、職員のパーソナルコンピュータに搭載されているオペレーティングシステムである「Windows」の提供する機能により自動的に作成・更新等がなされるものであり、その利用は当該パーソナルコンピュータを正常に移働させることにのみ限定され、職員が組織的に用いるものではないことから、「行政文書」に該当するとは認められないとした例
- 24-30 答申24（独情）39「特定学校法人との間で締結された土地譲渡契約に基づく協議内容の不開示決定（不存在）に関する件」
 - ・ 機構の特定職員が作成したとされる会議メモについて、作成時の状況等から、行政文書に該当すると認めた例
- 26-24 答申26（行情）34「秋の園遊会において特定個人から天皇に渡された文書の不開示決定（不存在）に関する件」

る件」

- ・ 天皇陛下宛ての私信は侍従職がお預かりし、お上げすべきものを侍従職からお上げしており、本件対象文書はお預かりした私信であり、組織共有していないので行政文書に当たらないとの諮問庁の説明を是認できるとした例

26-25 答申 2 6（行情） 5 8 6 「事務引継書（民事局総務課分）」の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 事務引継ぎの際に担当者が作成したメモについて、その作成・利用・保存・廃棄のいずれの過程においても、組織としての関与は何ら存在せず、専ら職員個人の便宜的判断に委ねられていると認められること等から、行政文書に該当しないと判断した例

27-21 答申 2 7（行情） 8 6 「特定文書のデータ容量が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 特定文書（電磁的記録）のデータ容量が分かる文書（プロパティ情報）の開示請求について、処分庁の文書管理規則上、プロパティ情報に関する規定が存在せず、組織として当該情報を作成・利用・管理していないなどとする諮問庁の説明を是認し、処分庁が本件対象文書を保有しているとは認められないと判断した例

27-22 答申 2 7（行情） 4 9 4 「脳死下臓器提供事例に関し提供施設から検証のために借用した「検証資料フォーマット」等の不開示決定に関する件」

- ・ 脳死下臓器提供事例に関し、提供施設が処分庁に提出した資料の開示請求について、当該資料は、脳死下での臓器提供事例があった医療機関から一時的に借用しているものであり、処分庁が保有しているとは認められないとして、行政文書に該当しないと判断した例

27-23 答申 2 7（独情） 1 3 「法科大学院における特定科目の定期試験問題等の不開示決定に関する件」

- ・ 法科大学院の定期試験を実施した教員のうち希望する教員が授業期間外に開催している正課外の会合である講評会の配布資料について、法人文書非該当を認めた例

28-21 答申 2 8（行情） 6 4 6 「長官が特定日の参議院決算委員会で存在すると認めた」と報じられた「国会に情報開示していない内部検討資料とみられるデータ」の不開示決定（行政文書非該当）に関する件」

- ・ 内閣法制局長官等に上げた段階で不採用になったものの、消去されず共有フォルダに残存していた国会答弁資料案（電子データ）について、国会の審査に備えて職務上作成され、複数の職員の検討等にも供されるなど、組織的に利用されていたことが容易にうかがえるものであり、行政機関内部における一般的な取扱いや職員の主観的な認識、文書の作成後の利用実績の有無により、行政文書該当性が左右されるものではなく、本件対象文書に係る具体的・客観的状況に照らし、開示請求時点においても、廃棄又はこれに準ずるような状況にあったなどとはいえず、行政文書該当性を否定するに足る特段の事情は認められないとして、改めて開示決定等をすべきとした例

29-21 答申 2 9（独情） 2 3 「特定の細胞サンプル提供依頼承諾から返納に至る記録の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 特定の大学教員が送受信したメールやファックスについて、大学においては個々の研究者が自由な発想に基づき自主的・自律的に研究活動を展開することが認められており、請求に係るメール等に大学が組織として関与するものではないとの諮問庁の説明を認め、当該文書は法人文書に該当しないと判断した例

30-28 答申 3 0（行情） 2 4 8 「法務大臣が特定SNSに掲載した新任検事辞令交付式の写真の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 本件写真データは、秘書課職員が、法務省の広報等で利用することを想定し、法務省のカメラを使用して辞令交付式の写真を撮影したというのであるから、当該秘書課職員がその職務上作成したものであることは否定できず、また、本件写真データが当該秘書課職員から法務大臣に提供された経緯に照らせば、本件写真データが組織的に利用されたものであることは明らかであるから、行政文書に該当することは否定できないと判断した例

30-29 答申 3 0（独情） 1 2 「特定期間に開催された特定学部教授会の議事録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 教授会等の音声記録の開示請求に対し、当該音声記録は議事要旨を作成する職員が手書きのメモを補うために個人的に使用するものであり、文書管理規則にも定めがなく、法人文書に該当しないとしていることにつき、当該音声記録は担当職員が職務上、作成が義務付けられている議事要旨を作成するために、担当部署において利用、保存されており、組織共用性が認められることから、法人文書に該当すると判断した例

30-30 答申 3 0（独情） 1 8 「特定工事に係る特定工の数量算出根拠に関する文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 機構が発注する工事の積算業務に用いる積算要領について、工事の受注を希望する事業者等に販売している書籍と同一であるとして、法人文書に該当しないとしたことにつき、当該書籍には受注に必要な一部の記載が省略されていることから、同一の文書とは認め難いとして、当該積算要領を特定し、改めて開示決定等すべきと判断した例

30-31 答申30（独情）25「特定日に所有権移転登記を錯誤抹消した土地についての経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 特定土地の抹消登記に係る決裁文書について、関西国際空港の「運営」に係る文書であるとして、開示請求の対象外としたことにつき、当該文書は処分庁の文書管理規程上、開示請求の対象である法人文書に該当する「共通」に分類されているところ、諮問庁は誤りである旨説明するが、これが誤りであるとする根拠は必ずしも明確でなく、「共通」に分類されている以上、開示請求の対象外とは認め難く、法人文書に該当すると判断した例

4-12 答申4（行情）343「特定ウェブサイトに係る「銀の盾」の不開示決定（行政文書非該当）に関する件」

- ・ 審査請求人が開示を求める文書は物品であり、物品に表示されている文字やマークが、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有機的に可視的状态に表現したものとはいえないとして、行政文書該当性を否定した例

5-28 答申5（独情）42「特定のセミナーのために出席者等とやり取りした文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 法人の経理システムに記録・保存し、謝金等の支払調書の作成に用いる情報について、職員が職務上作成・取得した電磁的記録であって組織的に用いるものである以上、法人文書に該当するとした例

6-25 答申6（行情）561「特定公共職業安定所において特定職員がハローワークシステムの相談記録に登録するために作成した下書き等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分について、下書き資料として、備忘等のために個人的に使用する目的で作成されるものであるから、法2条2項に規定する行政文書に該当しないと認められるので、結論において妥当であるとした例

6-26 答申6（行情）1119「特定刑事施設保有の専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立の熱量及び塩分が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立（レシピ）の熱量及び塩分が分かる文書について、当該アプリを使用して、行政文書である被収容者に給与する食料の献立を作成していること、管理栄養士が作成したレシピは削除されずに蓄積されると、複数の職員が当該アプリにアクセスすることが可能であることが認められることから、当該文書の行政文書性を認めた例

○ 訂正

218 答申16（行情）170「社会保険労務士法第25条の47及び第25条の49の発動について（請願）」等の收受印が押印された頁の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書の訂正手続上問題があるが、訂正がされないで存否応答拒否事案となることから、訂正を無効とせず判断したもの

○ 適用除外

219 答申14（行情）29「札幌医科大学附属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定書及び添付意見書の不開示決定に関する件」

- ・ 不起訴記録についても「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用対象外とすることを認めた例

220 答申15（行情）464「特定自動車に関する文書の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 道路運送車両法36条の3第3項による情報公開法の適用除外の範囲について判断したもの

221 答申16（行情）34「特定の業務上過失致死被疑事件に係る検視に関する文書の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 検視調書等について訴訟に関する書類の該当性を認めたもの

222 答申 1 7 (独情) 1 1 「厚岸局における料金別納扱いの不適正事案に関する復命書兼報告書等の不開示決定に関する件」

- ・ 郵政監察官の復命書兼報告書について訴訟に関する書類の該当性を認めたもの

223 答申 2 2 (行情) 5 5 「特定医療刑務所が保有する被収容者身分帳簿の別添書類の不開示決定に関する件」

- ・ 判決言渡日より後に作成され、刑の執行関係文書に添付された前科調書について、刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」として法の適用除外とするのではなく、法 5 条 1 号により判断した事例

23-29 答申 2 3 (行情) 2 0 6 「特定防衛施設局が記録した特定事案に係る「ヒアリング調査議事録」の不開示決定に関する件」

- ・ 特定防衛施設局が記録した特定事案に係る調査委員会報告書について、刑事事件の告発状の添付資料とはされておらず、また、証拠物として押収された形跡も認められないなどの理由から、「訴訟に関する書類及び押収物」該当性を否定した例

23-30 答申 2 3 (行情) 2 9 0 「中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事案につき海上保安庁が撮影したビデオの不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 海上保安官が撮影したビデオについて、公務執行妨害被疑事件の被疑者である中国漁船船長は不起訴処分となっているものの、当該被疑事件の捜査の過程において、証拠とするために撮影されたことなどを理由に、「訴訟に関する書類」該当性を認めた例

24-31 答申 2 4 (行情) 3 8 5 「第五管区海上保安本部に属する巡視艇うらなみの航海日誌のうち平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日の航海に係る記録を含むものの不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 対象文書が過去に捜査機関に押収されたという一事をもって刑訴法 5 3 条の 2 第 1 項の訴訟に関する書類に該当すると認めることはできないとした例

26-26 答申 2 6 (行情) 4 2 「第十一管区海上保安本部に属する船舶の航海日誌の一部不開示決定に関する件」

- ・ 航海日誌の一部分について、当該文書そのものは、船員法等の規定に基づき作成、保管されているものであり、捜査目的で作成、保有されているものではないので、その写しが検察庁に送致されているとしても、刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」には該当しないとした例

27-24 答申 2 7 (独情) 5 4 「特定宿泊施設特定事件に係る文書の不開示決定（法人文書非該当）に関する件」

- ・ 日本私立学校振興・共済事業団の場合、専ら共済業務に係る文書は法の対象から除外されているところ、共済業務に従事する事業団の職員が起こした特定事件に係る文書は、事業団としての職員の人事管理に関するものというべきであるから、「専ら」共済業務に係る文書とは認められないと判断した例

29-22 答申 3 0 (行情) 1 4 「平成 2 7 年司法試験問題漏えい事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書等の不開示決定に関する件」

- ・ 「捜査機関に提出した告発関係書類の写し」について、諮問庁が法 5 条 1 号、4 号、5 号並びに 6 号柱書き及びイに該当するとして不開示を主張したことに対し、告発状は、捜査の端緒となる告発（刑訴法 2 3 9 条）の内容を示す文書であり、被疑事件に関して作成又は取得された書類であるところ、刑訴法 5 3 条の 2 第 1 項に定める訴訟に関する書類に該当するものであり、また、訴訟に関する書類には、訴訟記録や告発状のほか、当該告発状の添付書類を含む趣旨であるとして、告発状の写し及び添付資料について訴訟に関する書類該当性を認め、不開示としたことは結論において妥当とした例

1-26 答申 1 (行情) 2 2 8 「記録閲覧を拒否したとされる特定個人の事件記録等の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 保管期間が満了した訴訟記録のうち、保管検察官が特に必要があると認めて特別処分により保存されている記録は、当該記録自体が訴訟記録としての性質を失うものではないことから、刑事訴訟法 5 3 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定は適用されないとして不開示とした例

○ [再掲] 答申 3 (行情) 1 4 6 「特定検察官が辞職した結果、業務の継続的遂行に生じる障害について分析した文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」は、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるとして、原処分において法 8 条の規定により不開示とした部分のうち「訴訟に関する書類」について、結論において妥当であるとした例

○ 移送

【法 12 条関係】

224 答申 16（行情）243「前特許庁長官の特定会社の顧問への天下り又は再就職に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 特定の元特許庁長官の再就職に関する文書を保有していないと判断したときに移送しなかったことは違法ではないとしたもの

4-13 答申 4（行情）386「職員の兼業の許可に関する内閣官房令の策定過程における文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 開示請求を受けた移送庁が、文書を特定せず移送の手続きを行い、移送庁が保有している文書の範囲を超えて文書を特定し行った原処分は、移送の手續に瑕疵があるが、移送後、審査請求人に対し必要な補正を求め、文書を特定し、審査請求人もこの点について不服を申し立てていないことから、移送の手續に瑕疵があることを理由に開示請求に係る決定を取り消すのは適当ではなく、処分庁に対する開示請求が行われたものとして扱うのが妥当とした例

○ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

【法 13 条関係】

○ [再掲] 答申 5（行情）768「特定の開示決定等に当たり第三者に意見書提出の機会を付与した決裁文書等の一部開示決定に関する件」…………… 47

- ・ 第三者宛ての開示決定の通知書の保有の有無について、処分庁が第三者が開示に反対する部分の全てが不開示であれば、13条3項における通知は不要であるとの解釈の下で、特定法人に対する通知を行わなかったため、当該通知書は保有していないとの説明に対して、処分庁がその責任において、法13条3項の通知が不要であると解釈し、当該通知を行わなかった旨の説明は不自然、不合理であるとまではいえず、当該通知書を保有しているとは認められないとした例

○ 付言

225 答申 13（行情）75「昭和天皇の回想内容をまとめた「拝聴録九冊と結語」の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 情報公開の適用対象外とされた歴史的資料について宮内庁書陵部における公開のための整備が遅れていることに苦言

○ [再掲] 答申 13（行情）145「水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 文書管理について付言

226 答申 15（行情）19「特定の財団法人の一部民営化に関して通商産業省が行った行政指導等の具体的施策に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 事案の移送につき、特定した文書以外に対象文書がない旨を異議申立人に明示する必要があったと付言したもの

227 答申 15（行情）477, 478「岩国基地から米本国への米海兵攻撃中隊の一部の移駐に関する日米両国政府間の協議に関する文書の不開示決定に関する件外1件」

- ・ 諮問の遅延につき付言したもの

○ [再掲] 答申 15（行情）751「平成13年公認会計士第二次試験の合否判定に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 「解答」の保存等について付言したもの

228 答申 15（独情）31, 32「金融政策決定会合議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 金融政策決定会合の議事録につき、一律10年不開示とするのではなく適切な時期の公表が望ましいと付言したもの

229 答申20（行情）139「『中期防』につづられている文書の不開示決定に関する件」

- ・ 行政文書ファイル名について、単に連番を付して区別するのではなく、わかりやすいファイル名を工夫するよう付言したもの

230 答申20（行情）277「特定医療用具の医療用具製造承認申請書等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 原処分におけるマスキングにより、本来開示されるべき部分が隠れてしまう場合であって、開示請求者から求めがあった場合の諮問庁の対応について、付言したもの

231 答申20（行情）406「特定職員の旅行命令簿等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 開示の実施方法等の申出に係る手続が適正に行われなかったこと等が不服申立ての一因となったとして、事務処理の適正化を指摘したもの

232 答申20（独情）28「職業能力開発促進センターの職業訓練内容に係る記録の一部不開示決定に関する件」

- ・ 処分庁の担当職員による開示請求書の記載をもって異議申立人の補正としており、事務処理の適正化を指摘したもの

233 答申20（独情）77「ライヌラー河洪水予警報システム整備計画に係る機材価格諸元及び三者比較表の開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求時に降に当該請求文書が廃棄され、あるいは亡失することがないよう配慮すべき法的責務を指摘の上、文書管理につき付言したもの

○ [再掲] 答申21（行情）603「『平成20年度CPA派遣報告書の提出について』の一部不開示決定に関する件」

- ・ DVDを部分開示する際には、開示部分のみをつなぎ合わせて開示すると不開示部分の場所が分かりにくいので、不開示部分が容易に判別できる方式を工夫するなど適切に処理するよう求めたもの

234 答申23（行情）87「『国以外の者による協力』の亡失に伴い『秘密保全に関する規則』8条に基づき採られた措置に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求がなされるまでの間、行政文書ファイルの亡失事実が判明していなかった点につき、付言したもの

23-31 答申23（行情）225「イラク関連事案等緊急対策本部会議に係る文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ 原処分において本来不開示とすべきであったところ、開示するとの原処分を行ったことにつき、原処分における内容の精査について付言

23-32 答申23（行情）416「特定個人に係る死亡原因調査委員会調査報告の開示決定に関する件」

- ・ 本件における諮問の遅れは関連資料が公にされているとは言えない状況を故意に作出したとの疑念を抱かせる行為であることから、今後、開示請求及び不服申立てに対して適切な対応をすることが望まれると付言
- ・ 本答申の射程について付言

23-33 答申23（行情）435「厚生労働大臣説明用資料の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 異議申立人が開示請求書及び異議申立書において一貫して開示を求めている文書について、処分庁及び諮問庁がそれを開示しない理由を説明しておらず、仮に開示決定通知時点等において適切に理由付記又は教示が行われていれば早期の段階で希望する文書の開示が受けられた可能性があると付言

○ [再掲] 答申24（行情）79「日米安保条約に基づく日米地位協定の民事裁判権に関する合意について記した文書等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 情報公開制度の趣旨に鑑み、今後、同様な開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、日米間の協議を行う等、諮問庁は開示に向けて最大限の努力をすることが望まれる旨付言

24-32 答申24（行情）122「昭和39年の刑事確定記録保存簿等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 刑事参考記録等保存簿について、掲載された事件は、いずれも著名なものであるばかりか、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあり、裁量的開示を許容する法7条の趣旨に照らしても、これらも一律に裁量によっても開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかに納得し難いものが残るとして、諮問庁においても、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待されると付言

○ [再掲] 答申24（行情）362, 366, 368, 371「災害廃棄物安全評価検討会第7回及び第8回議事

録等の不開示決定に関する件」等

- ・ 議事録及び録音データを保有していないとの諮問序の説明自体が不自然、不合理とまでは言えないとしつつ、本件検討会の議事内容を保存することの重要性への認識が不足していたと言うべきであるとして、今後においては、会議ごとに議事内容保存の重要性の程度を見極めて、適切な保存を図ることが望まれると付言

24-33 答申 2 4（行情） 3 6 5, 3 6 7 「平成 2 1 年度幹部学校業務分析について（回答）」の開示決定に関する件」

- ・ 表紙以下合計 6 枚の本件対象文書につき、処分庁が法 1 1 条の特例延長を適用して、まず表紙のみ（1 枚）を開示し、その約 2 か月後に内容部分（5 枚）を開示していたことについて、処分庁が相当長期にわたり、日常的に法 1 1 条を適用する運用をしていたことは、あくまで特例としての延長を認めた法 1 1 条の趣旨に沿うものとは言い難いので、処分庁においては、多数かつ大量の開示請求に対応できるように体制を見直すなど、法 1 1 条の運用の改善のために適切な方策を取るよう要望すると付言

25-31 答申 2 5（行情） 1 2 9, 1 3 0 「規制緩和委員会、規制改革委員会及び総合規制改革会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件他 1 件」

- ・ 総合規制改革会議の議事録等について、議事録は、同会議の運営規則において作成・公表義務があるところ、公表もせず、開示請求及び国会質問に対しては、作成・保有していないと不開示決定及び答弁を繰り返していたことなどから、適切な対応を求める旨を付言した例

25-32 答申 2 5（行情） 2 3 3 「護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査結果について（通知）」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 原処分において不存在とされた開示対象文書の一部が諮問後に発見されたことに関し、行政文書の保存の在り方等多数の問題点を指摘し、組織としてこれらに真摯に取り組むよう付言した例

25-33 答申 2 5（行情） 2 9 8, 2 9 9 「昭和 4 6 年建設省住指第 4 8 7 号土塗壁同等第 1 号の認定年月日等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件外 1 件」

- ・ 開示請求の受付、補正等の段階で、開示請求者に丁寧な説明、情報提供等が行われていれば、本件異議申立ては回避できたものと思料するとして、今後の窓口対応の適正化について付言した例

25-34 答申 2 5（行情） 3 1 5 「東京電力福島第一発電所事故に伴う避難指示に関して原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部で開かれた全ての会議等の議事録等の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 全部開示をした行政文書について、開示請求後にホームページで公表していることから、開示請求者にその旨の情報提供をすべきであった旨を付言している例

25-35 答申 2 5（行情） 3 4 7 「特定個人が豊岡河川国道事務所に土地を売却した契約書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 処分庁が本来保有しておくべき開示請求対象文書等を紛失していたことについて、公文書管理法に基づく行政文書の紛失事件として所要の手続が行われていること等を確認し、不存在であることを是認し、文書管理の徹底について付言している例

○ [再掲] 答申 2 6（行情） 2 0 3 「護衛艦たちかぜに関する訴訟に関して横浜地方務局が防衛庁・自衛隊から取得した文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 今後の判例検索システムの普及状況等によっては、今後事件番号について公表慣行を認める余地がある旨付言した例

26-27 答申 2 6（行情） 5 8 2 「接受保管簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 当初の一部開示決定に対する異議申立て及び当審査会の答申を受けて、本件対象文書を追加開示決定するに当たり、当初の異議申立てで棄却決定された文書の名称を、追加開示決定の通知書に改めて記載することは、同文書についても再度の異議申立てができるとの誤解を与えかねないので、今後は、これを是正し、開示決定等に当たって適切な対応を行うことが望まれる旨の付言を行った例

27-25 答申 2 7（行情） 2 7 8 「労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うために送付した文書の決裁書類等の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査会に対する諮問後に、処分庁が新たな処分を行った事実を審査会に連絡せず、また、審査会によるインカメラ文書の提示の求めに対し、長期間、当該文書を提示しなかったことについて、迅速かつ適切な対応が強く望まれる旨付言した例

27-26 答申 2 7（行情） 4 4 0 「PKOの在り方に関する懇談会」に関して管理している行政文書の一部開示決定

に関する件」

- ・ 原処分において、ファイルごとに一文書として記載し、個々のファイル内の具体的な文書名が特定されておらず、いかなる文書が対象文書として特定されたかが明確とはいえないので、今後、法9条1項及び2項の趣旨を踏まえ、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示するべきである旨付言した例

27-27 答申27（行情）569「特定年度に実施を希望する世論調査について（回答）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 開示請求の内容から対象となる文書が十分特定できたと考えられるところ、補正により対象文書を限定した結果、存否応答拒否により不開示とされたものであり、処分庁は、今後、開示請求の対象となる文書の特定の要否について、より慎重な対応が望まれる旨付言した例

27-28 答申27（行情）769「特定期間に景品表示法に基づき行った行政指導に関して交付した文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁は、原処分で不開示とされた部分のうち、原処分時には既に公表されていた平成24年度運用状況等に掲載がある文言等については新たに開示するとしている一方、原処分後に公表された平成25年度運用状況に掲載がある文言と対応する箇所については開示しないとしているところ、諮問時点で平成25年度運用状況は公表されている以上、当該文言に対応する部分を公にしたからといって、諮問庁が説明するおそれはないと考えられることから、現時点では、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当せず、開示相当である旨付言した例

○【再掲】答申27（行情）924「政府事故調（福島第一原発事故）の中間報告及び最終報告書を作成する上で集めた文書の一覧表の不開示決定に関する件」

- ・ 原処分、理由説明書等のいずれも、どの不開示部分がどの不開示理由に該当するのか曖昧で、処分庁が漫然と文書全体を不開示としたのではないかという疑問等すら生じさせるだけではなく、諮問庁も原処分に対し適切な判断をしないまま諮問を行ったと考えざるを得ず、法18条の趣旨を逸脱し当審査会の責務を否定するものであって情報公開制度の趣旨等にもとるものといわざるを得ないとし、今後、適切な処分・諮問を行うよう強く望む旨付言した例

28-22 答申28（行情）790「平成28年度「幹部職員名簿」（特定刑事施設）の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 本件開示請求の時点では存在しなかった本件対象文書について、原処分時には作成されていたことが判明したことから、処分庁は、改めて審査請求人に対し、本件対象文書が作成されている旨の情報提供を行うなど、適切な対応を行うことが望まれる旨付言した例

29-23 答申29（行情）381「「特定期間の所長、課長、首席等、達示、指示等の全ての例規」の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 文書の特定は開示請求時点を基準として行うべきであるが、開示請求時点から時間が経過していることも考慮すれば、審査請求人に対し、改めて開示請求の後の改廃状況に関する情報提供を行うことが望ましいと付言した例

29-24 答申29（行情）505「「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 国家安全保障局が受理した本件開示請求書には、「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており、請求人は過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められるところ、このような場合には、請求人に当該開示請求の趣旨を確認した上で、「前回開示請求」といった文言ではなく、過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど、請求文言の補正を求めるのが相当であるとする付言を行った例

29-25 答申29（行情）527「特定新聞が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 諜報工作対応強化策に係る文書の存否を明らかにすれば、外務省がこれにいかに対応しているのか又はしないのか明らかとなり、その存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるとして、存否応答拒否とした原処分は妥当と判断しつつも、本件は異議申立てから諮問までに約10年8か月が経過しており、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切な対応であるとの付言を行った例

○【再掲】 答申３０（行情）２９７「特定の開示決定で開示された文書が何という名称の行政文書ファイルとして電子政府の行政文書ファイル管理簿に登録されているか分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 行政文書ファイル管理簿の保有の有無について、当該管理簿の管理状況や内部的取扱い等に基づいて具体的に説明することが可能であると考えられるにもかかわらず、当審査会からの再三の照会に対しても、具体的な根拠に基づく説明を行わなかったとして、付言を行った例

30-32 答申３０（行情）４１４「特定有機登録認定機関に対する独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる調査に関する文書の一部開示決定に関する件」

答申３０（行情）４１５「特定有機登録認定機関が提出した登録認定機関登録の更新申請書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 文書特定後にメモ書きを消去したことについて、適切さを欠くものである旨の付言を行った例

30-33 答申３０（行情）５２２「『行政文書開示請求書（特定受付番号）の移送について』の決裁文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 会計検査院長に事案の移送を行い、会計検査院長において開示決定等をすべき文書についてまで不開示とする原処分を行ったことに對し付言した例

30-34 答申３０（独情）８「特定事件番号の答申を受けて法人が行った決定に係る決裁文書の一部開示決定に関する件」

- ・ ２件分の開示請求及び同手数料を受けながら、特定した文書が同一であったため、１回の開示決定しか行わなかったにもかかわらず、当該決定通知書にはその旨の説明がなかったことにつき、請求文書が特定されていないとの審査請求を招く結果となったものであり、複数の開示請求を受け付けた場合、特定した文書が同一であったとしても、それぞれの開示請求に対するものであることを明らかにして開示決定等を行うべきと付言した例

2-10 答申２（行情）１１５「特定道路の料金見直しに係る決裁文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ １件の文書として開示された８、０００枚近くの文書のうち、審査請求人が求める文書はごく一部で、必要のない手数料を負担せざるを得なかったとの審査請求人の主張に対し、文書単位でその全部を特定したことは不適法とはいえないが、本件は、審査請求人が求める文書を容易に区分することが可能であったことから、開示の実施に先立ち、その旨を審査請求人に情報提供するなど、今後の対応について諮問庁に期待する旨付言した例

2-11 答申２（行情）２６３「特定事件番号の答申において『改めて開示決定等すべき』とされた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

答申２（行情）２６６「『平成３１年度以降に係る防衛計画の大綱について』等の対外想定問答に該当する文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 別件開示決定により決定された文書は、当初決定において全部開示とされた文書の当初決定を取り消し、同文書を新たに不開示とするものであると解され、開示請求者に不利益な変更を行うものと認めざるを得ず、別件開示決定により決定された文書については、行政手続法１３条２項の除外事由等がない限り、同条１項１号イに基づき、開示請求者に対して聴聞手続を行うべきであったといえるとして、付言とした例

3-12 答申３（行情）５７６「行政文書ファイル『令和２年度 原発警備』に保存された文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 当該年度に該当する文書の作成・取得がなく、年度当初にe-Govに掲載した行政文書ファイルは削除すべきであったところ、削除が更新作業時期に間に合わず存在しない文書が実在するかのように掲載されていたという文書管理の実態に対し、今後、慎重かつ適切な文書管理が強く望まれるとした上で、不開示決定通知書に上記の不開示の経緯等が分かるよう記載していれば審査請求を回避できた可能性もあったと考えられ、その内容に応じた理由を適切に記載するよう留意すべきである旨付言した例

3-13 答申３（独情）５４「『医薬品自主回収に関する手順書（平成２８年）』の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示された文書は開示請求した文書ではなく、該当する文書がない場合には不開示決定通知書を発行すべきという開示請求者からの指摘を受けて行われた場合であっても、対象文書を全部開示とした処分を取り消す行為は、行政手続法１３条１項１号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当し、同条２項の除外事由等がない限り、同条１項１号イに基づき、開示請求者に対して聴聞手続を行うべきである旨付言した例

4-14 答申4（行情）363「特定年度の分限処分等に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 請求文書を3件と算定し、行政文書を特定した原処分において、行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」の項に、具体性を欠く行政文書名を1つのみ記載したこと及び「行政文書の種類・数量」欄に1件ごとの内訳を記載しなかったことは、適切さを欠くといわざるを得ず、今後の開示請求への対応に当たり留意すべきである旨付言した例

5-29 答申5（行情）612「特定役職への就任経緯及び退任経緯に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 開示請求書の記載において請求する文書の範囲について疑義があり、別途審査請求人に確認を行っている場合、開示決定に際しては、開示請求書の記載を引用するのみではなく当該確認の結果に沿って探索を行った結果であることを了知し得るような措置を講じるべきであったと付言したもの

5-30 答申5（行情）765「特定の文書誤送付事案に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 情報公開法に基づく開示請求について、開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に係る情報の開示を求める趣旨を含むことがあることが認められるため、個人情報保護法に基づく開示請求について教示を行うよう、今後開示請求に係る事務手続において的確に対応することが望まれると付言した例

5-31 答申6（行情）82「『警備対策官集合教育（在外邦人等の輸送）（特定日付け）』の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示決定等における不開示部分とその理由の示し方については、不開示とした部分それぞれに明確に対応した不開示理由を示すべきところ、開示決定等通知書においては、各不開示理由に該当する不開示部分が半然としない内容となっている。したがって、本件開示決定における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを著しく欠くものといわざるを得ず、処分庁においては、今後、不開示部分の特定を具体的に行うこと及びそれに対応した適切な不開示理由を記載すべきであると付言した例

○ [再掲] 答申5（行情）479及び480「特定の出張の報告に係る文書の不開示決定に関する件」

- ・ 同旨の開示請求に対し、異なる文書を特定し、開示決定及び不開示決定した各原処分について、それぞれ文書の特定漏れを認め、処分庁の原処分における文書の特定についての検討が不十分及び諮問庁の審査請求に対する対応が不十分かつ一貫性に欠けると付言した例

○ その他

235 答申15（行情）499、500「柔道整復師に対する行政処分の命令書の一部開示決定に関する件」

- ・ 答申に従って開示部分が拡大された再決定を妥当としたもの

236 答申16（行情）17「『e!プロジェクト』（平成13年度補正予算分）の公募に係る応募一覧等の一部開示決定に関する件」

- ・ 類似の行政文書について各行政機関の長が同様の開示決定をしなかったことを妥当としたもの

237 答申17（独情）51～53「『淀川左岸線（2期）の概要』の一部開示決定に関する件外2件」

- ・ 他の行政機関より同種の情報が公表されていることを理由に開示を求める不服申立人の主張を退けたもの

238 答申18（行情）94「特定工場に係る日本工業規格表示許可申請書の一部開示決定に関する件」

- ・ 関係法人から法13条1号の照会に対する意見書の提出がなかったことをもって、当然に文書の公開を承諾したと解すべきではないとしたもの

○ [再掲] 答申18（行情）109「昭和聖徳記念館建設計画の内容変更等について等の一部開示決定に関する件」

- ・ 著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、公表権を侵害する可能性があるとして、2号イ該当性を認めたもの

239 答申18（行情）270「警視庁等に係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象文書が膨大であるもの
- ・ 異議申立人が主張するような法27条4項（現在は情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項）の規定する調査を実施すべきものとは認められないと判断したもの

240 答申19（行情）356「特定時刑事施設にかかる被収容者身分帳簿の不開示決定に関する件」

- ・ 「被収容者身分帳簿（ただし、称呼番号が2000番台の被収容者に係るもので、平成18年11月1日か

ら同年12月31日までの間に、その一部が、法に基づいて開示されたもの（特定刑事施設）」につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、取り消すべきであるとしたもの

241 答申20（行情）102「岩国刑務所組織図（平成19年2月1日現在）の一部開示決定に関する件」

- ・ 平成18年度岩国刑務所組織図（平成19年2月1日現在）につき、その一部を不開示とした決定は、行政手続法13条1項の規定に反する違法なものであり、取り消すべきであるとしたもの

242 答申21（行情）457「西日本入国管理センターの被収容者が収容される部屋につき外部が見えない構造とされている根拠となる文書等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 法務大臣あての開示請求につき、西日本入国管理センター所長が原処分を行ったことは、適正ではないとしたもの

243 答申21（行情）492「宮城刑務所職員名簿等の一部開示決定に関する件」

- ・ 内規に関連する訓令・通達も、法施行令13条2項2号の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当するとして、新たにこれを対象とし、改めて開示決定等すべきとしたもの

○〔再掲〕答申22（行情）364「日米防衛協力のための指針」関連13の一部開示決定に関する件（総会審議分）」

- ・ 総会の実施により、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更した事例

○〔再掲〕答申22（行情）538「平成17年度航空安全会議資料」の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象文書の原本、開示実施文書及びインカメラ文書との間に看過できない相違点があり、原処分における成立過程に重大な瑕疵があるなどとして、原処分を取り消すべきとしたもの

○〔再掲〕答申22（行情）559「特定日に提出された特定会社による特定不動産の鑑定評価書の一部開示決定に関する件（第三者不服申立て）」

- ・ 特定会社による特定不動産の鑑定評価書につき、法7条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであるとの諮問庁の主張を妥当としたもの

244 答申22（独情）58「金相場」の「非規制海外先物」に関するP I O-N E Tの全国の消費生活相談情報の一部開示決定に関する件」

- ・ データベースにつき、あらかじめ開示し得る項目を定め、当該項目のみ全部開示するという対応を合理的としたもの

○〔再掲〕答申23（行情）225「イラク関連事案等緊急対策本部会議に係る文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 原処分において本来不開示とすべきであったところ、開示するとの原処分を行ったものとして、当該部分を不開示とする処分に修正することは、原処分の不利益変更であって、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会においては、当該部分の不開示情報該当性の判断は行わないとしたもの

23-34 答申23（行情）416「特定個人に係る死亡原因調査委員会調査報告の不開示決定に関する件」

- ・ 約5年にわたり厚生労働省のホームページに掲載された後、本体開示すべきでなかったとして原処分とはほぼ同時期にホームページから削除された情報について、原処分時には公にされていたとした例

23-35 答申23（独情）74「診療録紛失に係る調査委員会に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 多様な文書につき、表紙の付されたファイルに編みつけられて保管されており、相互に関連性を有する文書であるからと言って、法の適用につき、全体として一つの法人文書であるとみることとはできないとした例

24-34 答申24（行情）339「家電リサイクル法施行後の指定引取場所に対する立入調査実施報告書の不開示決定に関する件」

- ・ 本件リストと本件対象文書とは、異なる行政文書ファイルにつづられている上、相互に密接な関連を有する行政文書とは言えず、また、本件対象文書も年度ごとに異なる行政文書ファイルにつづられており、立入調査について年度をまたがった継続案件もないことから、本件対象文書についても、年度ごとの行政文書ファイルが相互に密接な関連を有する行政文書とは言えないとした例

24-35 答申24（行情）345「秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議等の議事内容が分かる文書の開示決定に関する件」

- ・ 行政文書開示等決定通知書において、開示する旨決定しながら、本件対象文書を保有していないとする不開示理由が記載されているため、開示決定か不開示決定かが半端とせず、原処分には、結論と理由が齟齬するという重大な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきであるとした例

○ [再掲] 答申 25 (行情) 286 「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に関して法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件 (総会審議分)」

- ・ 総会の開催により、先例答申 (5 条 6 号ロに該当し不開示が妥当) における不開示情報該当性の判断を変更した例

25-36 答申 25 (行情) 314 「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に関して法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件 (第 1 部会審議分)」

- ・ 総会答申 (平成 25 年度 (行情) 答申第 286 号) の残りの部分の答申

25-37 答申 25 (行情) 404 「『生活の質に関する調査』の調査個票の開示決定に関する件」

- ・ 5 条 1 号並びに 6 号柱書き及びひの不開示情報に該当するとして、全ての文書を不開示とした決定につき、調査対象者を推認できなくすることは可能であるから、全部不開示は認められず、再度検討の上、不開示情報に該当しない部分を開示すべきとした例

26-28 答申 26 (行情) 279, 280 「行政文書ファイル『過去に起因する問題③』に含まれる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁が、開示決定通知書の不開示理由一覧表における不開示部分の表記に誤記があったので変更決定を行う旨理由説明書で説明したのに対し、原処分については、開示決定等通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、諮問庁が、異議申立てに対する決定において、原処分で開示することとされた本件開示部分を不開示に変更することは、原処分を異議申立人に不利益に変更しようとするもので許されないとした例

26-29 答申 26 (行情) 342 「特定会社で発生した従業員の自殺に対し労災適用を認定した際の決定理由が分かる審査請求に係る決定書の一部開示決定に関する件」

- ・ 労働者災害補償保険審査官が労災認定を客観的に判断した根拠にかかる記載については、同じ事件の実地調査復命書において不開示とすべきとした記載と同様の内容であっても 5 条 6 号柱書きに該当せず開示すべきとした例

26-30 答申 26 (行情) 377 「『行政文書ファイル『自衛権関連 (7)』』につづられている文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示決定通知書は、対象文書について開示を決定しながら、不開示とした部分があるとして不開示理由を付記していることから、開示決定か不開示決定かが半然としない内容となっており、原処分には結論と理由とがそごするという重大な瑕疵 (かし) があり、違法であるので、取り消すべきであるとした例
- ・ また、諮問庁が開示決定通知書を差し替えて瑕疵が治癒されるとしていることについて、開示決定を不開示決定に変更することは許されないとし、当初の処分における開示部分を不開示とする処分に修正することは、行政手続法 13 条 1 項 1 号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当するから、同条 2 項の除外事由等がない限り、同条 1 項等同法所定の手続を経るべきであるとした例

26-31 答申 26 (行情) 561 「『過去の研究成果』の開示決定に関する件」

- ・ 過去に一部開示された文書の不開示部分 (黒塗り部分) に名称が記載された文書の開示請求について、その後の不服申立てにより当該部分の不開示情報該当性が否定されて開示されたという経緯の下では、当該部分は本来開示されているべきであったという前提で本件対象文書の不開示情報該当性も判断すべきであるとし、当該部分等の記載から判明する本件対象文書の名称、及び本件対象文書の過去の開示請求で開示されていた部分は、本件においても開示すべきであると判断した例

26-32 答申 26 (行情) 563 「特定会社事件で被害を受けた年金基金のうち代行返上できない基金のため赤の他人の厚生年金保険料で補填を検討している文書等の不開示決定 (不存在) に関する件」

- ・ 本件対象文書については、本件において明らかな事実在即した広義な解釈をすべきであり、その場合、少なくとも国会質問案及び国会答弁案等の文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであるとした例

27-29 答申 27 (行情) 169 「特定私立大学の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書 (大学院の課程) における特定研究科部分等の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象文書と同種の過去の文書が国立公文書館において公開されていることに関して、国立公文書館に移管された文書の特定歴史公文書等としての利用の可否については、当該文書が行政文書又は法人文書として作成又

は取得されてからの時の経過を考慮等した上で判断されるものであって、国立公文書館で利用に供されている情報と同種の情報が直ちに法5条各号の不開示情報に該当しないということではできないと判断した例

27-30 答申27（行情）709「『特許庁業務運営計画（案）』等の一部開示決定に関する件」

- ・ 「特許庁業務運営計画」策定に関する庁内委員会の議事録等の開示請求に対し、庁内委員会とは位置付けが異なる庁議に関する文書は対象文書に該当しないとして特定しなかった原処分について、特許庁内における庁内委員会と庁議の位置付けの違いを国民が正しく理解することは困難であり、本件開示請求は、特許庁業務運営計画の策定経緯が分かる文書の開示を求める趣旨と解すべきであり、庁議に関する文書もこれに該当することから、改めて開示決定等をすべきであると判断した例

27-31 答申27（行情）912「特定事件番号の答申に係る行政文書開示請求において開示されるべきであったのに開示されなかった文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 「別件開示請求において、開示されるべきだったのに開示されなかった文書」との請求文言の開示請求について、別件開示請求に係る異議申立てが棄却されていたことを考慮すると、当該請求文言により文書を特定することは困難であって、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、形式上の不備により不開示とすべきものであると判断した例

27-32 答申27（行情）913「憲法9条の解釈変更を国会等で説明するため政府が作成した想定問答の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 本件開示請求書に特定新聞の記事が添付されていたことから、当該記事に記載されている想定問答集の開示を求めるものと解し、不開示（不存在）の原処分が行われたのに対して、本件開示請求書の請求文言（「憲法9条の解釈変更を国会などで説明するため、政府が作成した想定問答」）自体にはそのような限定的な記載がないことから、処分庁が限定的に請求文言を解釈して決定を行ったことは、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ず、開示請求内容に合致する文書全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要がある旨付言した例

28-23 答申28（行情）96「技術基準検討委員会等の設置や委員等の選出に係る文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 平成17年度から平成20年度までの支出計算証拠書類という4つの行政文書ファイル（本件対象ファイル）内の全ての文書に対する開示請求について、本件の場合、行政文書ファイル名での特定はされているが、本件対象ファイルには国土交通省内部部局の支払いに関する多種多様の証拠書類が含まれ、その数量も120万枚に及ぶ極めて膨大なものであり、全ての文書について開示決定等をするには極めて長期間（20年10か月）を要し、業務の遂行等にも多大の支障を及ぼし、法11条を適用しても対応が不可能である旨の諮問庁の説明は首肯できるとした上で、このような開示請求は、一般に開示請求制度の適正かつ円滑な運用に沿うものではなく、社会通念上相当であるとして是認できる開示請求の範囲を著しく超えていると認められ、本件開示請求においては、更に限定した文書特定を行わない限り、請求文書の特定として不十分であるとする諮問庁の判断は妥当であると判断した例

28-24 答申28（行情）320「特定日に特定警察署特定課勤務であった特定警部の氏名が記載されている文書の不開示決定に関する件」

- ・ 処分庁は、求補正において、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載では文書の特定が困難であり、開示請求に形式上の不備があることを説明しないまま、単に同欄の記載をまとめたものを補正依頼書に記載した上で、そのとおり特定してよいか確認しているにすぎず、仮に審査請求人が補正に同意していたとしても形式上の不備により不開示決定がなされたものと考えられ、このような求補正のやり方は法4条の規定の趣旨に沿うものではなく、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分は取り消すべきとした例

29-26 答申30（行情）19「『学習用物品等の取扱いについて』（特定刑事施設）の不開示決定に関する件」

- ・ 1回目審査請求に係る裁決は、原々処分中、一部の文書について不開示妥当として当該審査請求を棄却したものであるから、当初納付した手数料は、原々処分の手数料に充てられたものと認められ、上記裁決後の原処分において最終的に特定された文書の開示請求については、改めて手数料の納付が必要と判断した例

30-35 答申30（行情）171「特定の情報公開請求がされた際に横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 別件の開示請求がなされた際に、探索されたファイルにつづられていた文書一切の開示を求める本件請求は、本来は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は不存在不開示としている

ので、結論において妥当と判断した例

30-36 答申30（行情）264「子宮頸がんワクチン副作用救済給付請求に係る調査報告書のうち接種から副作用発症期間が28日以上経過して支給決定を受けたもの」の不開示決定に関する件」

- ・ 薬事・食品衛生審議会に提出された「経過概要表」の「副作用等の発生及び処置等の経過」欄の記載から、副作用と認められた症状が確認された年月日は把握することが可能であるため、本件開示請求書の文言の一部を然るべき表現に改めることなどにより、文書を特定することは可能であると認められるとして、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであったとした例

30-37 答申30（行情）499「特定刑事施設が保有する所内例規に関する行政文書ファイル（特定期間）等の不開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人が開示を求める文書は十分に明確であり、処分庁が行った求補正は、開示請求内容を変えない限度での字句の修正や法上当然の前提事項を本件対象文書の内容に付加したものにすぎないなどと認められることから、たとえ、審査請求人が諾否を回答しなかったとしても、文書の特定が不十分なものとなるわけではないなどとして、原処分は取り消すべきと判断した例

1-27 答申1（行情）24「特定日に海上幕僚監部法務室等において「個人資料」として保管されていた文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件開示請求は、特定部署が保有する全ての文書につき、特定の条件に合致するか否かを逐一確認しなければ、請求文書に該当するか否かを判断できない包括的な性質のものであることに鑑みれば、開示請求文言の求補正をもってしても、対象文書を特定することは極めて困難であったと考えられることから、処分庁が求補正等を行わないまま原処分を行ったことが法4条の趣旨に照らして直ちに相当ではなかったとまではいえず、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであったとして、原処分を結論において妥当とした例

1-28 答申1（行情）165「職員団体との交渉記録の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 職員団体との交渉記録について、別々の行政文書ファイルに編てつされていることのみをもって、相互に密接な関連を有する行政文書に当たらないとは言えず、令13条2項2号に該当すると解するのが相当とした例

1-29 答申1（行情）414「非常勤職員の職種が初めて創設された際の決裁文書の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 非常勤職員の職種が初めて創設された際の決裁文書について、複数の行政文書が同一の行政文書ファイルに編てつされていることから、令13条2項1号により編てつされている同一の行政文書ファイルごとに各1件の行政文書とみなして算定すべきとした例

1-30 答申1（行情）437「特定文書番号の文書に係る決裁文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 本件は、当初、全部開示決定を行ったが、文書の特定漏れの指摘を受け、当初処分を取消し、新たに特定した文書の一部を不開示とする原処分を行ったところ、原処分に表示された文書名は当初処分の文書名と同じであり、処分庁の内情はともかく、原処分は全部開示である当初処分を部分開示に変更した不利益処分に該当すると解さざるを得ず、行政手続法13条1項に定める聴聞手続を経ない違法なものであり、取り消すべきとした例

1-31 答申1（独情）73「医学部附属病院が保有する時間外勤務及び休日勤務に関する協定の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人は、同一の文書（いわゆる36協定）に係る他の処分庁の決定における不開示部分が原処分のそれと大きく異なっており、原処分は誤りであると主張するが、特定の文書に係る不開示情報該当性に関して、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないとして、当該主張は採用することができないとした例

2-12 答申2（行情）424「特定個人が提出した審査請求書に関する不動産登記法157条2項に規定する意見に係る決裁文書の開示請求に係る不作為に関する件」

- ・ 特定の個人が行った不動産登記法に基づく審査請求に係る行政文書の開示請求に対して、処分庁が開示決定等を行わなかったため、不作為による審査請求がされたところ、諮問庁が処分庁の不作為について、諮問庁が存否応答拒否という形で開示決定等をすべきとしていることを妥当とした例

3-14 答申3（行情）525「選定委員会資料・議事録（平成30年度開催分）の一部開示決定に関する件」

- ・ 原処分及び諮問庁の理由説明書において、不開示部分とその理由の記載について合理性を欠く点及び不明確な点が少なからずある上、諮問庁に対して適切な補充理由説明書を提出するよう促しても、相応の時間を経ても提出されることがなかったことから、個々に不開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整理と説明をもって改めて開示決定等をすべきであるとした例

3-15 答申3（独情）46「特定期間に特定施設においてX線撮影補助業務を行った者に係る外部被ばくによる線量の測定記録の開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 法に基づく開示請求権の対象は、開示請求時点において「独立行政法人等が保有している」文書に限られている旨を明示し、開示請求を受けた処分庁が当該開示請求の対象となる文書を保有することになる時点まで法10条若しくは法11条の開示決定等の期限を延長し開示決定等を行うべきとする審査請求人の主張を退けた例

4-15 答申4（行情）281「個別納税者の税務調査等に関し国会議員等が広島国税局等に口利きなどの介入を行った場合の経緯等を記載した文書について行政文書管理ファイル簿記載上の文書分類が分かる文書の開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人が行政文書ファイル管理簿等に記載された情報の中から自身が求める情報のみを開示するよう求めたのに対し、行政文書のうちその情報が記録されている部分のみが開示の対象となるものではなく、当該行政文書全体を開示の対象として特定すれば足りるとした例
- ・ また、審査請求人の求める行政文書を特定するためには、悉皆的に文書の探索が必要となるなど、作業量が膨大となることが明白であり、行政の事務執行に支障が生じるとする諮問庁の説明を認め、文書を特定するに足りる事項が記載されていないとして、開示請求に形式上の不備があるとした例

4-16 答申4（行情）548「特定職員が特定期間に送受信した電子メールの開示決定に関する件」

- ・ 対象となる職員や期間が特定されていたとしても、「送受信した電子メールの全て」の開示を求める請求について、行政文書の名称、分野、内容等が特定されていない上、いずれの部局が保有する行政文書なのか明らかではなく、各部局の行政文書ファイルを悉皆的に探索する必要があるから、文書を特定するに足りる事項が記載されていないとして、開示請求に形式上の不備があるとした例

4-17 答申4（独情）21「国選弁護人等の報酬及び費用の算定に対する不服申立てが採用された事件の採用理由が記載された文書の開示決定に関する件」

- ・ 法人のどの組織が保有する文書を請求するかを問う求補正に対し回答を得られず、対象文書が多数に上ることが見込まれたとしても、対象文書を特定できる場合には、該当する全ての文書を特定し開示請求手数料の不足があれば再度求補正をすべきであって、原処分に係る開示請求に法人文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないとした例

4-18 答申4（独情）66ないし68「特定職員が特定期間に送受信した電子メール等の不開示決定に関する件」

- ・ 特定職員が特定期間に送受信した電子メール等の開示請求について、送受信した期間を特定するのみでは文書を特定することはできない旨の諮問庁の説明を是認した上で、事案に即した参考情報を提供することなく行われた求補正は不当といわざるを得ず、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例

5-32 答申5（独情）36「特定部局全体で特定年度に出費した総額に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）」

- ・ 開示請求のあった時点で存在しない文書の請求へと誘導する補正手続を行った上で当該文書を作成し開示した原処分は、手続上の不備であり取り消すべきとした例

5-33 答申5（独情）44「特定職員が作成した職業評価に書かれている診断名と主治医意見書等に書かれている診断名が一致していない当該評価」等の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書の記載どおりの文書を特定するためには、特定施設が保有する約1万件の個別管理された台帳を悉皆的に探索する必要がある、機構の事務執行に支障が生じるほどの作業を行うことは現実的ではないとする諮問庁の説明を認め、「法人文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められないとした例

5-34 答申6（行情）84「特定の開示決定等で特定されるべき文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査会において既に本件と同旨の審査請求に関する諮問に対して判断を示していること（以下「先例答申」という。）が顕著である事案について、諮問庁が先例答申における説明内容を維持し、審査会においても改めて

審議したところ、先例答申における対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性に係る結論と判断を異にすべき事情が見られないことから同様の結論に至ったとした例

※先例答申の判断部分を別紙として記載。

○【再掲】答申6（行情）11「特定空港事務所特定課職員のメール送受信記録の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求文書を狭く捉えた原処分妥当性を否定し、文書の不特定という形式上の不備とならないよう適切に情報提供及び求補正を行った上で改めて開示決定等をすべきと判断した例

○【再掲】答申6（行情）283「情報公開・個人情報保護審査会第3部会が作成した・取得した文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求の対象行政文書の特定のために諮問番号等の回答を求めた求補正に対する回答がなく、形式上の不備が補正されなかったことを理由に不開示とした原処分について、審査請求人が開示を求める文書が特定されたとは認められないから、妥当であるとした例。

6-27 答申6（行情）388及び389「核兵器禁止条約」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるとした例

6-28 答申6（行情）721ないし723「特定医薬品に係る特定事項に関する文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求者が対象文書を特定することなく、処分庁に対して特定医薬品に関する疑問への回答を求め、求補正にも応じなかった事例について、具体的にどのような文書の開を求めているのか明らかにされていないとして、形式上の不備による不開示決定を妥当と判断した例

6-29 答申6（行情）893及び894「特定職員が特定期間に送信した電子メールのうち特定の文言を含むものの不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 複数回にわたって求補正の手続が行われた場合には、開示決定等の期間に算入されないのは、実際に補正に要した日数のみであり一の補正が済んだ後次の補正依頼までの期間は開示決定の期間に算入され、また、求補正に対する回答がされなかった本件においては、開示決定等の期間の算入の関係では、当該求補正の回答期限をもって当該補正に要する日数が終了したと扱うべきであるとした例

○【再掲】答申6（行情）1018「特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた職員とされる個人が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求書添付の写真から識別可能な特定の個人に関し、①特定庁舎に勤務する職員である事実及び②特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた事実が存在することを前提として、職務専念義務がなかったことが分かる文書の開示を求める請求について、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないが、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する上記①及び②の各事実の有無という法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否すべきであったとした例

6-30 答申6（独情）118「特定年度に職員が特定容疑で現行犯逮捕されたため減給処分を受けた事案に関する文書等の不開示決定に関する件」

- ・ 個人の特定がされないという形式上の不備を理由として不開示とされた原処分について、処分庁において開示請求書の記載に沿った事案の特定は可能であり、個人の特定も可能となることから、該当の文書を特定し開示決定等をすべきであるとした例

Ⅱ 個人情報保護

- ※ 適用条文は令和5年4月1日以降に施行された個人情報の保護に関する法律に基づいた表記としているが、審査請求に係る原処分が以下のものは表記が異なる。
- ・ 令和4年3月31日まで 旧行政機関個人情報保護法、旧独立行政法人等個人情報保護法の規定に基づく表記としている。(旧行個(旧独個)14条各号)
 - ・ 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで 当時適用されていた個人情報保護法に基づく表記としている。(個情78条各号)

○ 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【個情78条1項1号(旧行個(旧独個)14条1号)関係】

- 1 答申18(独個)9「本人に係る小学校児童指導要録の不開示決定に関する件」
 - ・ 児童の法定代理人による開示請求に対し、本件特有の諸事情を考慮し、法14条1号に該当するとしたもの
- 2 答申20(行個)1「旧司法試験第二次試験ファイルの一部開示決定に関する件」
 - ・ 合格枠制対象者である合格者の論文式試験の総合得点及び総合順位について、1号に該当するとは認められず、開示すべきとしたもの
- 3 答申21(行個)30「特定個人の診療録等の不開示決定に関する件」
 - ・ 未成年者の法定代理人である親から開示請求された、育児心理科医師が記載した診療録について、審査請求人に開示すると、患者である本人(審査請求人の子)の今後の治療に支障を来す等の可能性があるとして、法14条1号に該当するとしたもの
- 4 答申22(独個)9「本人に係る診療録の一部開示決定に関する件」
 - ・ 本人による自己の保有個人情報の開示請求について、不開示としたもの

○ 開示請求者以外の個人に関する情報

【個情78条1項2号後段(旧行個(旧独個)14条2号後段)関係】

- 4-19 答申4(独個)5017「本人の子の災害に係る災害共済給付審査資料の一部開示決定に関する件」
- ・ 特定感染症に感染した児童数、欠席数等の情報について、該当する学級の人数、情報の記載内容に鑑みれば法14条2号後段の不開示情報に該当すると認められるとした例

【個情78条1項2号ただし書イ(旧行個(旧独個)14条2号ただし書イ)関係】

- 5 答申17(行個)1「本人が使用者である車両に係る継続検査申請書等の一部開示決定に関する件」
 - ・ 委任状の受任者、継続検査申請書の申請代理人及び自動車重量税納付書の出頭者の氏名について、2号ただし書イ該当性を認めたもの
- 6 答申17(独個)1「大阪大学大学院高等司法研究科(法科大学院)学生募集要項に基づく本人に係る推薦書等の不開示決定に関する件」
 - ・ 推薦書につき、一般に、開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者本人の情報でもあるものについて、当該個人が開示請求者に開示することを承諾している場合には、2号ただし書イ該当性を認めたもの
 - ・ 小論文の内容について、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成した答案用紙そのままの状態であれば、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないとしたもの
 - ・ 成績証明書等の個別点数の情報につき、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないと判断したもの

26-33 答申26（行個）41「共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税の申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 共同相続人が別々に相続税の申告書を提出した場合には、個別事情によって他の共同相続人が相続税の申告書を提出した事実の有無を知ることができるか否かを判断すべきであるとし、本件存否情報の14条2号ただし書イ該当性を認め、存否応答拒否とした原処分判断を否定した例

30-38 答申31（独個）1「本人に係る特定期間の交渉記録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 公庫の支店の面接室で審査請求人と公庫の職員が面談した様子のビデオ記録につき、当該ビデオ記録のうち映像については、審査請求人は当該映像と全く同じ光景を実際に見ていたわけではないとする諮問庁の説明は首肯できるとし、法14条2号ただし書イには該当しないと判断したが、音声については、審査請求人が知り得る情報であるとして、同号ただし書イ該当性を認め、開示すべきと判断した例

30-39 答申30（独個）21及び22「本人を契約者とする簡易生命保険契約に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 代理人（特定個人）の印影の不開示情報該当性につき、代理人といえども、当該個人の印影を被代理人である開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないと判断した例

4-20 答申4（行個）5132「本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 対象保有個人情報記録された文書の中に、同一の医師による自署が複数あり、そのうちの一つについて審査請求人が知り得る場合において、それらの自署が同一の労災事案の一連の関連文書に記載されているという近接性等の事情を踏まえ、完全に同一でない自署についても開示すべきと判断した例

6-31 答申6（独個）70「本人の親が死亡したことに伴い支払われた共済金の支払決定通知書兼払込通知書の一部開示決定に関する件」

- ・ 本人の親の死亡に伴う小規模企業共済金の受取人に関する情報について、小規模企業共済法の規定に照らし、審査請求人が受取人を了知できるとは必ずしもいえず、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報とは認められないとして、78条1項2号に該当するとした例

【個情78条2号ただし書口（旧行個（旧独個）14条2号ただし書口）関係】

24-36 答申24（行個）89「特定個人に係る滞納処分票の不開示決定に関する件」

- ・ 特定個人の相続税につき連帯納付義務を負っていた審査請求人からの開示請求について、原処分時における14条2号ただし書口該当性を認めたものの、平成24年度の相続税法改正によって、審査請求人が以後連帯納付義務を負わないこととなったため、現時点での同号ただし書口該当性を否定した例

○ 法人等に関する情報

【個情78条1項3号イ（旧行個（旧独個）14条3号イ）関係】

7 答申19（行個）99「本人に係る「苦情・情報提供・相談処理票」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 本人の情報提供等を端緒として行われた保険医療機関に対する指導に関する情報について、法14条3号イ該当性を認め、不開示を妥当としたもの
- ・ 処理票に係る不開示部分のうち、本人に既に説明した内容については、法14条3号イ該当性を否定し、開示すべきとしたもの

8 答申19（行個）112「平成17年度に本人が行った申告に関し、特定労働基準監督署が交付した行政指導文書の控の不開示決定に関する件」

- ・ 本人が自身の労働条件に係る事業場の法違反について申告したことに基づき監督署が臨検監督し交付した行政指導文書に関し、法違反の条項について法14条3号イ、5号及び7号イ該当性を否定し、開示すべきとしたもの
- ・ 本人が自身の労働条件に係る事業場の法違反について申告したことに基づき監督署が臨検監督し交付した行

政指導文書に関し、具体的指導内容について法14条3号イ該当性を認め、不開示を妥当としたもの

25-38 答申25（行個）85「本人が被災した労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 災害調査復命書に添付された事業場の作業現場等の写真について、当該事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であることなどから、14条3号イ及び7号イに該当しないとした例

4-21 答申4（行個）5165「本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人が事務局長を務めた団体の理事会等の議事録について、審査請求人の出席又は審査請求人による議事録作成が明らかな回については、本人が知り得る内容と認められるため全部開示し、そうでない回については、会議内容が人事等の機微な内容であることを踏まえ、議案等に限って開示すべきと判断した例

6-32 答申6（独個）42「本人の契約に係る特定法人調査結果の開示決定に関する件」

- ・ 特定法人調査結果の報告書には特定法人のノウハウである融資審査の基準、手続等の詳細やその推察を可とする情報、調査主体が個別の融資案件の適切性を調査する際に用いられた手法や着眼点に係る情報が記載されており、これを開示することにより特定法人及び調査主体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法78条1項3号イに該当するとした例

○ 国の安全等に関する情報

【個情78条1項4号・7号イ（旧行個14条4号、旧独個14条5号イ）関係】

4-22 答申4（行個）5237「本人に係る特定事件に関する文書の開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 自身の人質事件に関する保有個人情報の開示請求に対し、国際的な連携の下で国際テロ事件に関する情報収集を行う状況において、公にしないことを前提に収集した個別の国際テロ事件についての情報の存否が明らかとなれば、信頼関係が損なわれ今後の情報収集全般に支障を来すおそれ、並びに他国関係機関の情報収集・対処能力及び相互連携の程度を推察させ連携する各国の安全を脅かすおそれがあるとして、存否応答拒否は妥当とした例

4-23 答申5（行個）5008「本人の「帰国のための渡航書」の作成と発給に関わる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 自らの「帰国のための渡航書」に関する保有個人情報の開示請求について、渡航書発給申請書の「外務省記載欄」に記載された特定日付及び特定番号を不開示とした原処分に対し、本来開示を予定していない「外務省記載欄」に記載されていても、特定日付及び特定番号から直ちに検討・協議の内容や根拠情報が明らかになるとはいえず、他に具体的な説明もないことから、旅券業務、法人援護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれは認められないとして、開示すべきとした例

○ 審議、検討等に関する情報

【個情78条1項6号（旧行個14条6号、旧独個14条4号）関係】

3-16 答申3（独個）60「本人に係る特定の医薬品の自主回収に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 文書の記載内容や会議の趣旨等に照らし、「医療安全管理カンファレンス」会議の「出席者」の職名を開示しても、特定の職名の職員が同会議の構成員であるという事実が明らかになるにすぎず、同会議の構成員の氏名を明らかにすることにより、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれにつながるとする開示決定通知書における不開示理由が成立するとは認め難く、法14条4号には該当しないとした例

○ [再掲] 答申5（行個）5008「本人の「帰国のための渡航書」の作成と発給に関わる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 自らの「帰国のための渡航書」に関する保有個人情報の開示請求について、渡航書発給申請書の「外務省記載欄」に記載された特定日付及び特定番号を不開示とした原処分に対し、本来開示を予定していない「外務省記載欄」に記載されていても、特定日付及び特定番号から直ちに検討・協議の内容や根拠情報が明らかになる

とはいえ、旅券業務、法人援護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれは認められないとして、開示すべきとした例

6-33 答申6（行個）55「本人の子に係る特定の事案に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定市区町村教育委員会から特定都道府県教育委員会に発出された文書のうち、特定のいじめ事案について、特定市区町村教育委員会の見解や教育委員会における同事案への対応の状況及びやり取りの内容が詳細に記載されている部分について、国の機関及び地方公共団体相互間における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換を不当に損なうおそれがあり、法78条6号に該当するとした例

○ 事務又は事業に関する情報

【個情78条1項7号柱書き（旧行個14条7号柱書き，旧独個14条5号柱書き）

関係】

9 答申17（行個）2「本人に係る薬事・食品衛生審議会副作用被害判定部会の議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 議事録の一部につき、委員の意見の内容を明らかにするものではないため、7号該当性を認めなかったもの

10 答申17（行個）4「本人に係る人権侵犯被害申告シート等の一部開示決定に関する件」

- ・ 相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観的な事実経過や既に相談者自身に告げた内容については、基本的には相談者の知り得るところであり、評価・意見に係る情報を除けば、7号柱書きの不開示情報には該当しないと判断したもの
- ・ 行政処理上の目的で記載された情報であっても、保有個人情報に該当すると判断したもの

11 答申17（行個）5，6「国家公務員採用Ⅱ種試験における本人の個別面接評定票の一部開示決定に関する件外1件」

- ・ 個別面接評定表に記載された試験官の氏名、気づいた点等の記録、評定項目ごとの評定、判定、判定の理由及び意見、総合判定について、7号柱書き該当性を認めたもの

○【再掲】答申17（独個）1「大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項に基づく本人に係る推薦書等の不開示決定に関する件」

- ・ 推薦書につき、一般に、開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者本人の情報でもあるものについて、当該個人が開示請求者に開示することを承諾している場合には、2号ただし書該当性を認めたもの
- ・ 小論文の内容について、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成した答案用紙そのままの状態であれば、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないとしたもの
- ・ 成績証明書等の個別点数の情報につき、独個法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するとは認められないと判断したもの

12 答申18（独個）1「東京大学前期日程入学試験理科一類における本人の答案用紙の一部開示決定に関する件」

- ・ 答案用紙に記載された問題ごとの素点について、独個法14条5号柱書き及び同号ハ該当性を認めたもの

13 答申18（独個）6「法科大学院入学試験の法律科目試験における本人に係る各科目の点数等の不開示決定に関する件」

- ・ 本人の得点について、法14条5号ハ及び同号柱書きに該当しないとしたもの

14 答申19（独個）1「本人に係る面接時の録音テープ等の不開示決定に関する件」

- ・ 面接官の発言部分について、法14条5号柱書きに該当するとしたもの

15 答申20（行個）31「特定日に三田労働基準監督署長が行った本人に係る労災保険給付の不支給決定に係る調査復命書の一部開示決定に関する件」

- ・ 本人の労災請求事案について意見書を提出した医師及び労災医員の氏名等について、7号柱書き該当性を認めなかったもの

16 答申21（行個）96「新司法試験における本人の労働法の答案及び採点を示す文書の不開示決定に関する件」

- ・ 新司法試験における労働法の答案について 14 条 7 号柱書の不開示情報に該当するとしたもの

17 答申 21 (行個) 102 「本人に係るあっせん概要記録票の一部開示決定に関する件」

- ・ 個別労働紛争解決促進法に基づくあっせんに係るあっせん概要記録票のうち、あっせんの被申請人が主張した内容について、法 14 条 7 号柱書に該当するとしたもの

24-37 答申 24 (行個) 151 「本人の労災事故に係る監督復命書の開示請求に関し埼玉労働局が保有する事務処理決定に係る起案文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 保有個人情報の開示請求を受けて、保有個人情報該当情報に関する開示・不開示の判断等を行うため、厚生労働省と開示請求を受けた労働局との間でのやりとりの過程に係る文書に記載された情報について、開示することにより、開示請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとして、14 条 7 号柱書に該当性を肯定した例

25-39 答申 25 (行個) 125 「磐田労働基準監督署長が行った本人に係る療養補償給付等不支給決定に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人以外の第三者からの聴取書について、これを審査請求人が同僚から入手し、承知しているとしても、これが開示されると、今後、被聴取者が労災請求人側又は事業場側の一方に不利になる申述を意図的に忌避するなどとして、14 条 7 号柱書に該当するとした例

28-25 答申 28 (行個) 172, 173 「本人に係る外来診療録等の一部開示決定に関する件」

- ・ 自衛隊病院において作成される診療録は、患者の人事に関する事項及び部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図るものであることから、その一部につき、これを開示すると、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法 14 条 7 号柱書に該当するとした例

29-27 答申 29 (行個) 122 「本人に係る平成 20 年度弁理士試験口述試験成績の開示決定に関する件」

- ・ 異議申立人本人の弁理士試験の口述試験成績につき、これを開示すれば、口述試験の試験委員に対する採点結果に対する苦情、批判及びいわれのない誹謗中傷がなされることを恐れて試験委員の辞退者が発生し、それにより委員を確保することが困難になる等、処分庁における適正な弁理士試験の運営及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 14 条 7 号柱書に該当し不開示妥当とした例

29-28 答申 29 (独個) 20 「本人が特定期間に受験した定期試験の各科目の答案用紙の一部開示決定に関する件」

- ・ 大学の定期試験における本人の科目別合計得点につき、16 科目中 14 科目はシラバスにおいて評価基準等を明らかにしている実態を踏まえ、そもそも、評価基準等が明らかになったとしても、諮問庁が説明する支障は生じないと判断するのが合理的として、評価基準等を明らかにしていない 2 科目の合計得点も、法 14 条 5 号柱書及び 6 号柱書には該当しないとして、開示すべきであると判断した例

30-40 答申 30 (独個) 37 「本人による代理援助の報酬に関する決定に係る再審査の申立てに対し受任弁護士が提出した意見書の開示決定に関する件」

- ・ 受任弁護士からの不服申立てにより報酬額が増額変更され、被援助者である審査請求人が再審査を申し立てたことに対する受任弁護士の意見書につき、処分庁の業務方法書に、不服申立てによって原決定を変更するときは利害関係人に不服申立てに対する意見を述べる機会を与えなければならないとされており、当該受任弁護士は審査請求人に当該意見書の記載内容を知られることを承知していると認められるとして、法 14 条 4 号及び 5 号柱書には該当せず、開示すべきと判断した例

1-32 答申 1 (行個) 17 「本人に係る平成 29 年度税理士試験採点前解答用紙 (国税徴収法) 等の一部開示決定に関する件」

- ・ 国税審議会が試験制度全体の仕組みについて検討を行うことが望まれるとしつつ、現時点において、法 14 条 7 号柱書に該当するとした例

1-33 答申 1 (独個) 47 「本人のカルテに係る電子カルテシステムアクセスログの開示決定に関する件」

- ・ 事件名の保有個人情報を開示すると、附属病院の診療方針に不十分な誤解や疑念を抱き、今後の診療業務の適切な遂行に支障を及ぼすとして全部不開示としたことにつき、審査請求人を担当した医師以外の氏名は、当該病院の診療業務の実施体制等を考慮すると、上記説明を否定し難く、法 14 条 5 号柱書に該当するが、審査請求人の担当医師の氏名の外、その余の職制等に係る情報は、上記の支障が生じるとは認められず、開示すべきとした例

○[再掲] 答申5（行個）5008「本人の「帰国のための渡航書」の作成と発給に関わる文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 自らの「帰国のための渡航書」に関する保有個人情報の開示請求について、渡航書発給申請書の「外務省記載欄」に記載された特定日付及び特定番号を不開示とした原処分に対し、本来開示を予定していない「外務省記載欄」に記載されていても、特定日付及び特定番号から直ちに検討・協議の内容や根拠情報が明らかになるとはいえず、旅券業務、法人援護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれは認められないとして、開示すべきとした例

4-24 答申4（独個）5004「特定事案に関し労働基準監督署から受けた是正勧告書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 労働保険審査会が送付した資料（事件プリント）により既知の情報であると審査請求人が主張する場合であっても、国立大学法人である諮問庁において当該文書の入手ができない以上は一律不開示とせざるを得ないとする諮問庁の説明を認め、法14条5号柱書きに該当するとした例

4-25 答申4（独個）5009「本人が特定日に問合せをした記録の一部開示決定に関する件」

- ・ 電話応対の際に法テラスの担当者が運用として行った手続に関する記載の部分について、当該手続は、法テラスが実施する業務において通常想定され得る常識的な手続であり、これを開示しても、手続に対する意見や苦情等を誘引し、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認め難く、法14条5号柱書きに該当しないとした例

5-35 答申5（独個）16「本人に係る職務試行法評価票の一部開示決定に関する件」

- ・ 協力事業所担当者による評価等が記録された部分につき、これを開示すると対象者の特性の的確な把握が困難となり、今後の職務試行法事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法78条7号柱書きに該当するとした例

6-34 答申6（行個）81「本人の税理士試験採点済答案用紙の一部開示決定に関する件」

- ・ 他の国家資格試験では合格者に対しても得点の通知あるいは開示されることが一般的である旨の審査請求人の主張について、国家資格試験においては、試験種別ごとに、実施機関による種々の観点からの検討を経て評点の開示の程度等を決定しているのであって、他の国家資格試験における評点の開示の程度等をもって、直ちに税理士試験における開示の程度等を論ずることはできないとして、法78条1項7号柱書き該当性を認めた例

【個情78条7号ハ（旧行個14条7号イ、旧独個14条5号ハ）関係】

18 答申17（行個）7「国税専門官採用試験における本人の性格検査に基づく質問参考資料の一部開示決定に関する件」

- ・ 性格検査の質問参考資料につき、7号イ該当性を認めたもの

19 答申18（行個）12「札幌国税局資料調査課が実施した本人に係る税務調査に係る記録及び関係書類の不開示決定に関する件」

- ・ 調査経過の報告を受けた復命書等について、7号イ該当性を認めたもの
- ・ 調査着手時に保有していた資料情報について、7号柱書き及び同号イによる存否応答拒否を認めたもの

○[再掲] 答申18（独個）1「東京大学前期日程入学試験理科一類における本人の答案用紙の一部開示決定に関する件」

- ・ 答案用紙に記載された問題ごとの素点について、独個法14条5号柱書き及び同号ハ該当性を認めたもの

○[再掲] 答申18（独個）6「法科大学院入学試験の法律科目試験における本人に係る各科目の点数等の不開示決定に関する件」

- ・ 本人の得点について、法14条5号ハ及び同号柱書きに該当しないとしたもの

○[再掲] 答申19（行個）112「平成17年度に本人が行った申告に関し、特定労働基準監督署が交付した行政指導文書の控の不開示決定に関する件」

- ・ 本人が自身の労働条件に係る事業場の法違反について申告したことに基づき監督署が臨検監督し交付した行政指導文書に関し、法違反の条項について法14条3号イ、5号及び7号イ該当性を否定し、開示すべきとしたもの

- 【再掲】答申25（行個）85「本人が被災した労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件」
- ・ 災害調査復命書に添付された事業場の作業現場等の写真について、当該事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であることなどから、14条3号イ及び7号イに該当しないとした例

- 【再掲】答申29（独個）20「本人が特定期間に受験した定期試験の各科目の答案用紙の一部開示決定に関する件」

- ・ 大学の定期試験における本人の科目別合計得点につき、16科目中14科目はシラバスにおいて評価基準等を明らかにしている実態を踏まえ、そもそも、評価基準等が明らかになったとしても、諮問庁が説明する支障は生じないと判断するのが合理的として、評価基準等を明らかにしていない2科目の合計得点も、法14条5号柱書き及びハには該当しないとして、開示すべきであると判断した例

【個情78条1項7号ニ（旧行個14条7号ロ、旧独個14条5号ニ）関係】

- 20 答申20（行個）3「本人からの当事者照会に関し法務局が特定弁護士と打ち合わせた内容等が分かる電話聴取書等の不開示決定に関する件」

- ・ 訴訟が確定した特定個人の民事裁判に係る当事者照会について相談打合せした内容が分かる「電話聴取書」等の一部について、法14条7号ロ該当性を認めたもの

- 21 答申21（行個）2「裁判書類一式（課内：厚生労働省との打合せ文書を含む）の一部開示決定に関する件」

- ・ 経過報告の内容の一部につき、国の訴訟対応方針等に係る検討・協議に支障を来す問うのおそれがないとして、法14条7号ロに該当せず、部分開示すべきとした事例

【個情78条1項7号ヘ（旧行個14条7号ニ、旧独個14条5号ヘ）関係】

- 22 答申18（独個）2「本人が岐阜大学に提出した能力評価表（自己評価表）の不開示決定に関する件」

- ・ 能力評価表につき、独個法14条5号ヘ該当性を認めたもの

- 5-36 答申5（行個）22「本人に係る職員指導記録簿の一部開示決定に関する件」

- ・ 職務指導記録簿に、本人が知り得る内容が書かれていても、当該記録簿の作成目的等を考慮し、法78条7号ヘ該当性を認め、不開示妥当とした例

- 5-37 答申5（行個）5092「本人に係る「人事評価記録書（期間業務職員・事務補助員）」等の一部開示決定に関する件」

- ・ 常勤職員には人事評価の全体評価は開示するものの、常勤と非常勤との違い等を理由に、期間業務職員等の人事評価の評価について、不開示妥当とした例

- 6-35 答申6（独個）37「本人の人事評価に係る「苦情相談に対する回答について」の一部開示決定に関する件

- ・ 審査請求人が行った人事評価に係る苦情相談に対し行われた調査に係る具体的なかつ詳細な調査内容及び調査結果並びに関連した手続の時期に係る情報について、法人が行う人事管理に係る事務における機微情報に当たり、これを開示すると公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法78条1項7号ヘに該当するとした例

【個情78条1項7号ト（旧行個14条7号ホ、旧独個14条5号ト）関係】

- 23 答申18（行個）6「本人に係る広島大学病院に対しての指導と返還等の指示事項等の一部開示決定に関する件」

- ・ 大学病院が行政指導を受けたという事実の有無を示すことは7号ホの不開示情報には該当せず、その内容を開示しても、大学病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとしたもの

【個情79条1項2項（旧行個（旧独個）15条2項）関係】

- 24 答申19（行個）90「特定連帯納付義務者に係る特定日の「支払決議書（送金）」の一部開示決定に関する

件」

- ・ 支払決議書の記載のうち不開示とされた部分について、開示請求者以外の特定期間の住所及び氏名については、原処分において開示するとされていることから、法15条2項による部分開示の余地はなく、その全部を開示とすることが相当としたもの

○ 保有個人情報の存否応答拒否

○ [再掲] 答申18（行個）12「札幌国税局資料調査課が実施した本人に係る税務調査に係る記録及び関係書類の開示決定に関する件」

- ・ 調査経過の報告を受けた復命書等について、7号イ該当性を認めたもの
- ・ 調査着手時に保有していた資料情報について、7号柱書き及び同号イによる存否応答拒否を認めたもの

25 答申18（行個）13「所得税法225条に基づく本人に係る支払調書の開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 支払調書について、7号柱書き及び同号イによる存否応答拒否を認めたもの

26 答申22（行個）108「特定個人に係る平成12年分所得税確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 存否応答拒否により開示請求を拒否した原処分について、特定個人が所得税確定申告書等を提出した事実の有無は法14条2号ただし書イに該当するとして、原処分を取り消すべきとしたもの

25-40 答申25（行個）16「特定被相続人に係る所得税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定被相続人の所得税確定申告書等に記載された保有個人情報について、審査請求人が、当該被相続人の子かつ相続人であること等から、当該確定申告の事実を知っていたというべきであるとして、存否応答拒否を否定した例

26-34 答申26（独個）37「特定個人の納付した年金保険料等に関する情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 本件対象保有個人情報について、異議申立人を本人とする保有個人情報であるかも明らかになっていないことから、処分庁において、異議申立人が特定個人と生計を同じくしていたか否かを明らかにした上で、改めて開示決定等をすべきであるとした例

29-29 答申30（行個）13「国が本人に対する犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく求償権を取得した日等が記載された文書の開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 特定事件の加害者である審査請求人が、同事件の被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給することにより取得する損害賠償請求権に係る情報が記録された審査請求人の保有個人情報の開示を求めたのに対し、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、被害者に対して国が犯給法に基づく給付金を支給した事実の有無という、法14条2号本文前段の不開示情報に該当し、法令上、加害者が本件存否情報を知ることができる又は知ることが予定されていると解すべき明文の規定は存せず、また、加害者への情報提供等の慣行が存在すると認めるに足りる事情が存するとまではいえない上に、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより保護される審査請求人の財産等の利益が、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないことにより保護される審査請求人以外の特定個人である本件被害者の利益に優越すると認めるに足りる事情が存するともいえないことから、同号ただし書イ及びロに該当するとまではいえないことから、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当であるとした例

29-30 答申29（行個）207「警察庁が運用している顔認証システムデータベースに登録された本人に係る保有個人情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 警察庁が運用している顔認証システムデータベースに登録されている審査請求人に係る保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人の情報が顔認証システムデータベースに登録されているか否かという事実が明らかとなることから、これを開示することにより、警察の犯罪捜査活動の対象、関心事項、情報収集活動の実態等が明らかとなり、犯罪行為を企図する者等において、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど防衛措置を講じられるおそれがあることから法14条5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当であるとした例

30-41 答申30（行個）215「本人の雇止めに関して特定年度に特定事業場に対して啓発指導を行った調査記録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 労働契約法に係る啓発指導は、解雇等についての労使間の紛争を事前に回避するための予防的な対応として実施されるものであり、特定事業場に対して労働契約法に係る啓発指導を行った事実の有無は、必ずしも法令違反の有無を示すものではないとして、法14条3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとは認められないとした例

1-34 答申1（独個）54「本人と特定弁護士との間で作成された契約書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 本人の親権者が法定代理人として請求した事件名の保有個人情報の開示請求につき、本件存否情報は本人がセンターを利用したという事実の有無であるところ、法定代理人が当該保有個人情報の開示請求をする場合は、本人と法定代理人との間で利害対立がある場合が想定されることから、当該保有個人情報の存否を答えることは、法14条1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否を妥当とした例

2-13 答申2（行個）109「本人の外国人登録原票などの弁護士法に基づく照会に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 弁護士法23条の2に基づく照会は、所属弁護士会が適当と認めた場合に限り公務所又は公私の団体に行うことができるのであるから、同条に基づく審査請求人の外国人登録原票などの照会の有無のみを明らかにしても、直ちに、特定の弁護士等の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとして、改めて開示決定等をすべきとした例

○ 理由の提示

26-35 答申26（行個）8「本人に係る税務調査関係書類の不開示決定に関する件」

- ・ 理由提示の不備について、処分庁の判断の合理性の程度を担保してその恣意を抑制するとともに処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるという理由提示制度の目的を著しく損なうものとなっているとし、原処分を取り消すべきとした例

29-31 答申29（独個）43「本人に関する個人情報とその入手経路」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」

- ・ 存否応答拒否とする不開示決定通知書の「開示をしないこととした理由」欄に、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第17条に該当するため」とのみ記載され、存否応答拒否すべき不開示情報がどのような情報であり、法14条各号のいずれの不開示事由に該当するのかといった内容の記載が皆無であったことから、理由の提示の要件を欠くとして、法18条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らし違法と判断した例

2-14 答申2（独個）5「本人に係るハラスメント相談等に関する文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 原処分は、不開示部分とその理由が形式的・外形的には一応明確であるものの、本件対象保有個人情報及びその不開示部分についての明確な区分や特定をしておらず、また、これらについて、審査請求人が正確に了解できるように審査請求人に対して適正な明示を行わなかったものといわざるを得ないことから、原処分は相当とは認められず、改めて不開示情報該当性を検討し、開示決定等をすべきとした例

3-17 答申3（行個）21「本人に対する療養補償給付等の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示決定通知書において、請求された保有個人情報が記録されている文書として保有していない文書を記載するなど、保有個人情報の特定に関して不正確な記載が見られたことから、法18条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので取り消すべきであると判断した例

○ 保有個人情報の不存在

26-36 答申26（独個）66「本人が特定年金事務所において産業医と面談した内容が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 産業医の相談記録について、法律上及び契約上作成義務はなかったが、諮問庁に、さらに、産業医の産業活動の記録を備忘録のような簡易なものまで作成していないことを確認させた上で、本件対象保有個人情報を保

有しているとは認められないとした例

5-38 答申5（行個）29及び30「特定課が保有する投書等文書整理簿における特定受付番号に係る本人の保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 不存在を理由に不開示とした原処分について、法78条7号へを理由に本来存否応答拒否すべきだったとした例

○ 保有個人情報の特定

27 答申23（行個）39「特定被相続人に係る相続税の修正申告書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ 特定被相続人名義の預貯金債権の帰属は、遺産分割終了までの間は相続分の割合による準共有であるとして、当該預貯金に係る情報について、相続人の1人である審査請求人の保有個人情報であるとしたもの

23-36 答申23（独個）20「答弁書等の原本の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ 「工学部資料で作成したとする「答弁書、回答書」で述べた大学の説明内容の全てがわかる原本」を求めたのに対し、既に異議申立人が入手済であることが明白な回答書、答弁書及び準備書面のみを本件対象保有個人情報に記載された文書と限定した原処分について、適切さを欠くとした例

25-41 答申25（独個）25「本人の申立てにより中央労働基準監督署から受けた是正勧告及びこれを受けて採られた是正措置等に関する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ 特定の部局のみを本人に係る保有個人情報の保有部局と限定し、当該部局のみで当該保有個人情報を探索して行った不存在による不開示決定について、他の部局において保有が確認されているものも含め、改めて開示決定等すべきとした例

29-32 答申29（独個）48「本人に係る調停の合意文書（確認書）の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ 大学教員である異議申立人が申し立てたハラスメント調停申立てに係る加害者である大学との合意文書のうち、異議申立人が公にしても守秘義務や大学の就業規則等に抵触しない保有個人情報の開示請求を行ったところ、外に特定すべき保有個人情報が存在するとした異議申立てについて、本件は、外形的には保有個人情報の特定の妥当性が争点であるが、実質的には、合意文書のどの部分が守秘義務等に抵触するかの大学の判断の可否を争うものであり、その判断基準となる法の規定はなく、大学内部の問題であるから、大学の判断が尊重されるべきとして、原処分を妥当であると判断した例

1-35 答申1（独個）12「本人が取得した特定年度成績評価に係る保有個人情報の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ 審査請求人から当初の開示請求内容と矛盾する内容の補正がされていたにもかかわらず、当初の開示請求内容に沿った文書の特定がされたことにつき、審査請求人に更に補正を求め、改めて開示決定等をすべきとした例

6-36 答申6（行個）5010「本人に係る「公務災害にかかる判断について」等に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人の個人識別情報が記載されていないとして不開示とされた文書について、審査請求人は、審査請求人の子である特定個人の特定事由による死亡が公務災害に該当するか否か等の調査の申入れを行っており、本件対象保有個人情報はその調査等に係る一連の文書であるから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして、改めて開示決定等をすべきとした例

○ 保有個人情報該当性

【個情2条（旧行個（旧独個）2条）関係】

○ [再掲] 答申17（行個）4「本人に係る人権侵犯被害申告シート等の一部開示決定に関する件」

- ・ 相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観的な事実経過や既に相談者自身に告げた内容については、基本的には相談者の知り得るところであり、評価・意見に係る情報を除けば、7号柱書きの不開示情報には該

当しないと判断したもの

- ・ 行政処理上の目的で記載された情報であっても、保有個人情報に該当すると判断したもの

28 答申 18（行個） 21 「特定日付の相続開始に係る相続税の更正処分の対象となった未分割の相続財産が特定被相続人の財産であったことを裏付ける証拠書類の不開示決定に関する件」

- ・ 税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報について、相続人を本人とする保有個人情報に該当すると認めたもの

29 答申 18（行個） 26 「特定会社における労働基準法 15 条違反事実についての本人からの特定労働基準監督署に対する申告に係る申告処理台帳中の本人あての労働条件通知書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 氏名の記載のない労働条件通知書について、当該労働条件通知書が申告処理の過程で審査請求人あてのものとして作成されていることが明らかであることから、当該労働条件通知書を保有個人情報として特定し、開示決定等すべきとしたもの

30 答申 18（行個） 38 「税務調査担当者が特定会社にある特定被相続人の専用金庫を訪れた年月日が分かる書類の不開示決定に関する件」

- ・ 相続財産に関する国税調査官の調査行動記録について、相続人を本人とする保有個人情報に該当しないと判断したもの

31 答申 19（行個） 118 「特定個人に係る明治 5 年式戸籍の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 明治 5 年式戸籍は、法務局においてその業務に用いる文書として保有しているものとは言えず、情報公開法 2 条 2 項に規定する行政文書には当たらないから、同戸籍に記録されている保有個人情報は、行政機関個人情報保護法 2 条 3 項に規定する保有個人情報には該当しないとしたもの

32 答申 20（行個） 109 「本人が被災した特定発電所工事に係る特定会社に対する是正勧告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 氏名の記載のない是正勧告書の情報について、同じファイルに綴られた別の文書と照合することにより審査請求人を識別することができるとして、保有個人情報に該当すると判断したもの

33 答申 20（行個） 154 「非課税貯蓄申告書及びそれに係る非課税貯蓄廃止申告書を基に入力・作成された非課税貯蓄限度額ファイルの不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 非課税貯蓄限度額ファイルに記載された保有個人情報について、金融機関の所在地の税務署においては、情報の入力や調査等のために同ファイルの一部を利用しているに過ぎないことから、これを保有していないとして不開示を妥当としたもの

34 答申 20（行個） 156 「本人に係る災害事故につき特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書の一部開示決定に関する件」

- ・ 各行政文書の保有個人情報該当性について、文書の記載内容のほか、当該文書の作成目的等も考慮して判断した例

35 答申 21（行個） 69, 70

（69号）「本人が特定会社の労働者派遣法違反について行った申告の処理経過等の一部開示決定に関する件」

（70号）「本人が横浜公共職業安定所に行った申告の処理経過等の一部開示決定に関する件」

- ・ 労働者派遣法違反に係る特定会社に対する指導監督記録、是正指導書等について、審査請求人の苦情相談の処理結果として当然に作成されるものではないとして、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとしたもの

36 答申 21（行個） 76 「横浜北労働基準監督署が本人の配偶者に対する労災保険給付に関し業務上と認定した実地調査復命書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 死亡した被災労働者の遺族が、当該労働者の労働災害に起因する労災給付請求権を有していることが明確である場合には、当該被災労働者の情報は遺族本人の保有個人情報でもあった例

37 答申 21（独個） 31 「特定個人に係るカルテ一式の不開示決定に関する件」

- ・ 本件対象保有個人情報に記載された情報は、被災生徒に関する情報であると同時に、異議申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、その全部を異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、取り消すべきとしたもの

38 答申 22（行個） 6 「本人が浜松労働基準監督署に特定会社の法違反を申告したことにより作成された申告処

理台帳等の一部開示決定に関する件」

- ・ 各行政文書の保有個人情報該当性について、文書の記載内容のほか、当該文書の作成目的等も考慮して判断した例（申告監督の例）

39 答申 2 3（行個） 2 8「本人が申請を取り次いだ在留資格変更許可申請に際して提出した書類等の一部開示決定に関する件」

- ・ 在留資格変更許可申請に際して申請取次人として提出した書類等について、申請取次人を本人とする保有個人情報には該当しないとしたもの

23-37 答申 2 3（行個） 1 3 1「特定個人の就職活動に係る文書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 亡き父の就職活動に関する書類について、諮問庁は保有個人情報非該当とするが、保有個人情報該当性を判断するためには文書を確認する必要がある、提示を求めたところ不存在であると認められることから、不存在による不開示を認めた例

23-38 答申 2 3（行個） 1 7 9「本人が勤務する特定会社の労働者が横浜北労働基準監督署に申告した事案に係る文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 諮問庁が不開示情報該当性を説明している部分について、保有個人情報非該当を認めた例

23-39 答申 2 3（独個） 1 5「特定個人が在学中に使用していた学部内メールのコピーの不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 異議申立人の子が在学中に利用した学部内メールに係る情報について、異議申立人の氏名その他の個人識別情報は記録されておらず、また、子に係る商取引や債権債務等被相続人の財産に密接に関連する情報についても認めることはできなかったことから、異議申立人を本人とする保有個人情報該当性を否定した例

24-38 答申 2 4（行個） 2 3「特定会社に係る税務調査における本人の行動等に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 特定会社に対する税務調査に関する情報のうち、同調査の中で審査請求人自身が答弁した内容や対応した事実に関する情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断した例

24-39 答申 2 4（行個） 1 4 7「本人が提出した特定被相続人に係る相続税申告書の添付書類の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とされた寄附に関する書類に記載された情報について、審査請求人を含む全ての相続人に共通の情報であるとして、保有個人情報該当性を認めた例

24-40 答申 2 4（行個） 1 6 7「特定被相続人に係る相続税の申告書の一部開示決定に関する件」

- ・ 相続税の申告書及びその添付書類等につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とされた部分のうち、審査請求人を含む全ての相続人に共通の情報について、保有個人情報該当性を認めた例

25-42 答申 2 5（行個） 2 7「本人が行った行政措置の要求に係る関連文書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ 職員が作成した備忘メモについて、作成経緯等から、専ら職員の職務遂行の便宜のために作成されたものであって、組織的に共有されたことはないことから、行政文書に該当しないため、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとした例

25-43 答申 2 5（独個） 1 4「診療記録の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 死亡した父親の診療記録に記載された父親に係る保有個人情報の開示請求に対して、不存在による不開示決定が行われているが、当該情報は開示請求者に係る保有個人情報ではないことを理由として不開示決定をすべきであったとする例

26-37 答申 2 6（行個） 7 1「本人が行った審査請求について法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 情報公開法に基づく開示請求をした者が、当該開示請求の対象として特定された行政文書（いわゆるインカメラ文書）に記載された情報について、自己を本人とする保有個人情報であるとして、個人情報保護法に基づく開示を求めた場合、当該情報は、当該開示請求者個人を識別することができる情報を含むか否かにかかわらず、開示請求者の保有個人情報には当たらないと解するのが相当とした例

26-38 答申 2 6（行個） 9 2「本人の身柄の取扱いについて米国政府に対して送付した文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 「特定期間に本人の特定刑務所に投獄中に本人の身柄の取扱いについて米国政府（裁判所書記官、刑務所管理者を含む。）に対して送付した全ての文書及び口頭申入れの内容」という開示請求に対し、原処分対象外とされた特定在外公館と異議申立人及びその代理人とのやり取りの内容等は、本件請求保有個人情報に係る外務省から米国政府に対する口頭申入れ等の前提となるものであることから、特定文書の全体が異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると認められると判断した

26-39 答申 2 6（独個） 5 5「本人の子と特定学生及び指導教官との電子メールの送受信結果の開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 異議申立人の死亡した子が死亡する直前期にやり取りした電子メールで指導教官が保有するものについて、異議申立人本人の保有個人情報として開示を求められたが、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、異議申立人は本件対象保有個人情報の開示請求権を有していないとした例

27-33 答申 2 7（行個） 7 0「特定被相続人に係る相続税の申告に関し特定税理士が特定税務署に提出した文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）」

- ・ フロッピーディスクに保存されていた本件電磁的記録のプロパティ情報は、当該電磁的記録の取得経緯や利用目的等に鑑みると、組織として利用等を行う必要性も認められないから、法 2 条 3 項の保有個人情報に該当しないとした例

28-26 答申 2 8（行個） 6 5「本人が共同提出した意見書に係る特定工事の事業認定に係る特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録の一部開示決定に関する件」

- ・ 社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録のうち、本件事業の事業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見表明等に係る記載について、当該意見表明が異議申立人から同分科会に提出された意見書の内容を踏まえて行われたものであったとしても、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないとした例

28-27 答申 2 8（行個） 1 9 5「ハローワークシステムにおける本人に係る求職管理情報等に関する特定期間のアクセスログの開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 平成 2 6 年特定期間のアクセスログ（ハローワークシステムにおいて自動的に記録される使用履歴記録）の開示請求に対し、情報公開法 2 条 2 項の電磁的記録とは、通常の設備、技術等により、その情報内容を一般人の知覚で認識できる形で提示できるものに限られると解するのが相当であり、膨大な文字記録の羅列で意味の判別や検索は困難であると諮問庁が説明する本件アクセスログは、同項に規定する行政文書に該当しないことから、本件アクセスログに記録された情報は、法 2 条 3 項に規定する保有個人情報とは認められないとした例

30-42 答申 3 0（行個） 1 1 9「本人に関する内容が記載された引継書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 労災補償業務実施要領に基づき、特定労働基準監督署の職員が職務上作成したものであると認められる引継書及び規程等に基づいて作成されていないものの、電子データの形で保存し、その内容を更新する形で代々の課長間において引継ぎを行うことが慣行となっていた実態が認められる引継書について、組織的に共用されていたと解するのが相当であるとして、行政文書に該当すると認められるとした例

30-43 答申 3 0（独個） 2 6「本人の夫の診療録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 審査請求人の亡夫の診療記録の開示請求につき、審査請求人は医療過誤を主張するものの、抽象的な可能性の主張にとどまり、その事実関係も全く不明であり、当該診療記録が審査請求人の主張する損害賠償請求権又は慰謝料請求権の存否に密接に関連する情報であるとは認め難いことから、死者である特定個人の個人情報である当該診療記録が、同時に遺族である審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないと判断した例

30-44 答申 3 0（行個） 1 9 0「特定国道工事に関し特定法人が所有する土地を評価した文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人が代表者である法人の土地に係る情報の開示請求につき、特定された文書には、当該法人の名称は記述されているものの、審査請求人を識別することができる情報は一切記述されていないことから、当該文書は審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断した例

2-15 答申 2（行個） 8 5「本人の夫の労働災害に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 労働災害で死亡した夫の情報について、諮問庁は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして

全部不開示とすべきであったとしていたところ、審査請求人は夫の死亡により労災保険の遺族補償年金の支給決定を受け労働災害に関し損害賠償請求権を取得し得る立場にあり、本件対象保有個人情報、損害賠償請求権の存否に密接に関連する情報であるとして、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとした例

3-18 答申3（行個）93「特定刑事施設が保有する本人の母の診療記録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 特定刑事施設で死亡した者が当該施設内で受けた診察等の記録といじめに関する調査記録に記載された保有個人情報について、前者は開示請求者である子の保有個人情報には該当しないとし、後者は法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当するものであり法第4章の規定の適用が除外されるとして、それぞれ不開示としたことを妥当とした例

5-39 答申5（行個）5106「本人の申立てに対する対応に係る特定文書の特定の記載に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されているとは認められない特定文書における特定の情報や記載に関して更に関連する情報を求める請求について、当該情報は自己を本人とする保有個人情報に該当しないと判断した例

6-37 答申6（行個）129、130及び132「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースに掲載されている特定の答申書のデータに記録された本人の保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 仮名処理された答申書データの提供を受けデータベースに掲載しているため、開示請求者本人を識別することができる保有個人情報は記録されていないとした原処分について、開示請求者を本人とする保有個人情報該当性を確認する必要があり、これについての照会を、同じ処分庁内の他の部局である提供元にすることで確認可能であり、その照合は容易であったと認められるとして、保有個人情報該当性を認めた例

6-38 答申6（行個）192ないし195「本人の夫に係る労災給付支給決定に係る調査復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 本人の夫が生前に不支給決定を受けた労災保険給付請求について、審査請求人である妻が、当該不支給決定に対する審査請求人適格を有さないこと等を踏まえ、夫による労災保険給付請求に対する不支給決定に係る関係書類について、妻の本人情報該当性を認めなかった例

6-39 答申6（行個）5014「本人の被相続人である特定個人に係る特定期間の医療情報等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 当該保有個人情報は、特定個人Aが特定施設に収容されてから死亡するに至るまでの収容状況、健康状態及び医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるから、同人が死亡した場合に、相続人である特定個人Bが取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断を基礎付ける事実に関する情報であって、その中に特定個人Bを識別できる内容が含まれていないとしても、同人の権利に密接に関連する情報であるなどとして、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきであるとした例

6-40 答申6（行個）5015「本人の被相続人である特定個人に係る特定期間の医療情報等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 当該保有個人情報は、特定個人Aが特定施設A（なお、同人は、そこから特定施設Bに移送され、同所に収容中に死亡した。）に収容されていた際の収容状況、健康状態及び医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるが、移送先の特定施設B収容中に特定個人Aが死亡する約3年前までの記録であり、同人の死亡原因が飢餓死であるとされていることなども踏まえると、同人の死亡により、相続人である特定個人Bが取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断に係る情報ではあっても、同人の権利に密接に関連する情報であるとまでは認められないなどとして、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当するとはいえないとした例

○ 訂正請求・利用停止請求

【個情90条（旧行個（旧独個）27条）関係】

6-41 答申6（独個）57「本人の診療記録の不訂正決定に関する件」

- ・ 「診療情報の提供等に関する指針」に基づき開示された保有個人情報について、法90条1項各号に該当せず訂正請求の対象となるものではないと認められ、不訂正とした原処分は結論において妥当であるとしたうえで、当該検討に時間を費やした結果不訂正決定に長期間を要することとなったことは不適切であった旨付言した例

【個情98条（旧行個（旧独個）36条）関係】

40 答申17（独個）3, 4

（3号）「本人に係る特定ホームページの過去ログ等の不訂正決定に関する件」

（4号）「本人に係る特定ホームページの過去ログ等の利用不停止決定に関する件」

- ・ 掲示板への記述につき、投稿者の自由な主観そのものであり、27条により訂正を行うことが可能な「事実」に当たらないとしたもの
- ・ 今後不服申立人から訴訟が提起される等の可能性がないとはいえない事情の下で、不服申立人に係る個人情報を引き続き保有することは、法3条2項の「保有の制限」の規定に抵触するものとは認められないとしたもの

41 答申18（独個）4「本人に係る診療情報の提供に関する文書の不訂正決定に関する件」

- ・ 本人に係る診療情報の提供に関する文書の訂正請求に関し、不服申立人が不服申立手続において追加した予備的主張に基づき、保有個人情報の訂正をすべきであるとしたもの

42 答申21（独個）4「本人に係る特定期間の診療報酬明細書の写し等の不訂正決定に関する件」

- ・ 診療報酬明細書について、訂正理由がないと判断したもの

43 答申21（独個）10「本人に係る特定科診療録の不訂正決定に関する件」

- ・ 本人に係る診療録に記載された保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定は妥当であるとしたもの

44 答申21（行個）56「本人の労災認定に係る船橋労働基準監督署の調査復命書等の不訂正決定に関する件」

- ・ 労働基準監督署の調査官が作成した復命書の記載内容について、訂正の対象となる「事実」ではなく、「評価・判断」に該当するとして、訂正請求対象情報該当性を否定したもの

45 答申22（行個）100「本人の労災保険給付請求に関する審査官決定書に係る審査官収集資料の不訂正決定に関する件」

- ・ 当初の利用目的を達成した後に保有する目的は、当時の記録としてあるがままの形で保存することにあるとして、訂正請求を認めなかったもの

46 答申22（行個）125「本人が特定日付け特定番号の開示決定に基づき開示を受けた文書の不訂正決定に関する件」

- ・ 労働保険審査官の決定書について、記載された事項は労働保険審査官の「評価」ないし「判断」に該当するとして、不訂正妥当としたもの

47 答申22（行個）127「大分労働局内で本人を撮影したビデオの利用不停止決定に関する件」

- ・ 取得、保有の制限、利用及び提供の制限の各要件につき判断した上で、不停止妥当としたもの

48 答申22（行個）137～139「本人が阿蘇公共職業安定所に提出した離職票の不訂正決定に関する件外2件」

- ・ 既に利用目的を達成したものについて、現在の事実と異なることを理由に訂正することは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているとして、不訂正妥当としたもの

24-41 答申24（行個）176「本人に係る対応記録の不訂正決定に関する件」

- ・ 訂正請求の対象文書は、担当者の理解に基づき趣旨伝達に必要な範囲で記載されるべきものと認められるとして、審査請求人の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないとした例

24-42 答申24（独個）57「CREST研究成果の出願とさきがけの選考について 調査報告書」の不訂正決定に関する件」

- ・ 本件訂正請求は、開示実施から1年8月余り経過していることが認められるから、法27条3項に規定する

請求期限を過ぎて行われたものであることを理由として不訂正決定を行ったことは、妥当であると判断した例

26-40 答申 2 6（行個） 1 3「本人に係る年金加入記録の不訂正決定に関する件」

- ・ 日本年金機構に対して行うべき訂正請求が誤って厚生労働大臣に行われたにもかかわらず厚生労働大臣が不訂正決定をしたところ、27条1項各号に該当しないので結論において妥当とした例

27-34 答申 2 7（行個） 1 0 8「本人の労災請求に係る不支給決定に関する文書の不訂正決定に関する件」

- ・ 本人の労災保険給付の不支給決定に係る保有個人情報の不訂正決定について、請求対象となる「事実」に該当する情報が含まれているものと認められるが、本件対象保有個人情報は、処分庁が当該不支給決定当時の経過を確認し、当該不支給決定に対する関連訴訟の追行等に対応するために保有していたものと解され、当時の状態、内容で保有することが必要であることから、その内容が仮に事実と異なることがあったとしても、不訂正妥当と判断した例

27-35 答申 2 7（行個） 1 2 7「後見登記等ファイルに本人に係る記録がないことを証明した登記事項証明書の交付申請書の利用不停止決定に関する件」

- ・ 後見登記等ファイルに本人に係る記録がないことを証明した登記事項証明書の交付申請書に記録された保有個人情報につき、行政機関による取得後、本人の意思に基づいて作成等されたものでないことが事後に認定されたとしても、法上、その取得の適法性が失われるものということとはできないと解され、また、当該交付申請書は、当該証明書の発行を証するため等に保有しており、違法に利用等している事実はないとする諮問庁の説明も首肯できることから、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に当たらず、利用不停止としたことは妥当と判断した例

27-36 答申 2 7（行個） 1 3 0「本人に係る筆界特定手続記録の不訂正決定に関する件」

- ・ 筆界調査委員等の意見書等中の本件概要等の記載について、当該意見書等の作成者である筆界調査委員等が、調査等の結果、関係者等の説明をどのように受け止めたのか等についての自らの認識を記述したものであるといえ、当該筆界調査委員等の「評価・判断」に含まれるものと解されることから、法27条1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないと判断した例

27-37 答申 2 7（行個） 1 5 3「本人が土地家屋調査士法に基づき通知した特定土地家屋調査士の違法行為の事実についての調査及び決裁関係文書の不訂正決定に関する件」

- ・ 本人からの聴取結果を記載した聴取書等に係る保有個人情報の不訂正決定について、聴取内容の要旨を記載すれば足りる箇所であっても、本人の説明等と明らかに異なる内容は訂正すべきとし、また、他の部分との文脈上のつながりを踏まえた訂正を要する部分については、審査会としては訂正後の文言を示さず、諮問庁において、答申の趣旨を踏まえて訂正すべきと判断した例

28-28 答申 2 8（行個） 1 1 0「本人に係る訴訟において国が提出した証拠説明書等の不訂正決定に関する件」

- ・ 本件対象保有個人情報につき、文書のサイズや形状等に係る訂正の求めについては、訂正請求の対象である「事実」に該当せず、訂正請求の対象とはなり得ないものであり、また、その他の訂正の求めについては、審査請求人が提起した訴訟の終結により当初の利用目的を達成した後においては、審査請求人からの開示請求への対応のために本件対象保有個人情報を保有していたにすぎないと解され、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていることから、法29条の訂正をしなければならない場合に該当しないとした例

28-29 答申 2 8（行個） 1 9 9「本人の労災事故に係る申告等について厚生労働省職員に電話連絡があった旨の情報提供メールの不訂正決定に関する件」

- ・ 異議申立人が厚生労働省職員と電話で話した会話、指摘、問題提起等の内容の全てを録音と合わせるべきとの訂正請求について、訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」の記載は、具体的にどの記載部分をどのように訂正すべきか明かかではないものの、異議申立人の主張を「より詳細に記載すべき」と解する余地もあながち否定できず、そのように解したとしても、対象文書は、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されるものではなく、記載内容に特段の不足があるとは認められないことから、法29条の訂正をしなければならない場合に該当しないとした例

29-33 答申 2 9（独個） 8 5「本人に係る事案について弁護士訪問時に持参した経緯説明書の利用不停止決定に関する件」

- ・ 審査請求人の答案用紙の紛失に関し、審査請求人から質問メールが送付されてきたことを受け、大学が顧問

弁護士に相談する際に同弁護士に渡した経緯説明書と関係資料について、一部の資料（質問メールの契機となった答案用紙の開示請求に関し、一部不開示の可否の審議資料とされた答案用紙）は、「目的外利用」に該当し、かつ、「内部利用」にも該当しないと認め、利用停止すべきと判断した例

30-45 答申30（独個）23「特定事案調査委員会が特定日に本人のパソコンからコピーして持ち帰ったメールアドレスの利用不停止決定に関する件」

- ・ 特定調査委員会が特定事案に係る証拠として個人のパソコンから取得したメールアドレスについて、別の複数の調査委員会でも利用されていることにつき、これらの調査委員会は同じ研究室の不正事案を調査する目的で設置されたもの等であることから、当該データをこれらの調査委員会で利用することは、当初の利用目的と相当の関連性を有するものと合理的に認められるとして、法3条3項に基づき利用目的を変更したものと判断した例

2-16 答申2（行個）27「本人の申告に係る申告処理台帳の一部訂正決定に関する件」

- ・ 訂正請求においては、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき事実でないかと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるところ、本件対象保有個人情報の一部については、記録された内容が明らかに事実と異なるものであると認められ、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきであるとした例

3-19 答申3（行個）67「本人の所得税に係る再調査決定書等の不訂正決定に関する件」

- ・ 本人への電話連絡依頼文書に記載された文言は、国税当局の「評価・判断」を記載したものであり、法27条1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないとした一方、再調査報告書で引用している同一の文言は同依頼文書を本人に送付したという再調査に係る事実の経過を記載したものにすぎず、訂正請求の対象である「事実」に該当するとした上で、不訂正決定を妥当と判断した例

3-20 答申3（独個）11「京都市の特定施設が保有する文書で本人に対して開示決定されたものの不訂正決定に関する件」

- ・ 地方公共団体の条例に基づき開示決定を受けた保有個人情報の訂正請求につき、当該情報は、法27条1項各号のいずれにも該当せず、同項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められることから、不訂正とした原処分は妥当である旨判断した例

3-21 答申3（独個）88「本人に係る特定年月日分のカルテの不訂正決定に関する件」

- ・ 患者の診療経過等の記録という利用目的の達成のため必要な情報として、把握された各情報をいかに取舍選択し、どのような用語や表現を用いて記録するかは一義的には文書の作成主体である医師等の判断に属するものと解されるところ、法人において、訂正請求された情報が「事実でない」等と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出がなされたとははいえないとして、請求を認めなかった例

4-26 答申4（行個）5034「特定工事により本人に係る特定地番において特定日に発生したと考えられる落石事故に関する文書の不訂正決定に関する件」

- ・ 処分庁において担当課への報告又は管区行政評価局への回答に係る記録として保有している保有個人情報が記録された文書は、その利用目的からすると、報告又は回答を行ったままの状態、内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えていると判断した例

4-27 答申4（行個）5105「本人に対する特定の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書の不訂正決定に関する件」

- ・ 保有個人情報の不開示決定通知書の訂正請求について、当該請求は訂正請求の体裁をとってはいえるものの、保有個人情報の内容が事実でないというのではなく、その実質は、不開示決定につき、新たな決裁手続を行い、開示するとの決定を反映した保有個人情報を作成することを求めるものであって、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はないとした例

5-40 答申5（行個）27「本人に係る口頭意見陳述聴取結果記録書の不訂正決定に関する件」

- ・ 年金の支給決定通知に係る不服審査請求において口頭意見陳述が行われ、その聴取結果記録書に対して訂正請求が行われた事案において、当該記録書の記載方法は処分庁に裁量があるものであり、また、記録書の保有目的は当該決定の経緯をあるがままの形で保存することであることから、これを訂正することはその利用目的

の達成に必要な範囲を超えるものであるものとして、訂正請求を認めなかった例

6-42 答申6（独個）81「本人に係る面談記録等の利用不停止決定に関する件」

- ・ 「法58条1項1号に規定する「別表第二に掲げる法人」に該当する処分庁において、利用停止請求の対象情報が記録されたハラスメント関係の文書は法16条1項2号の要件を満たすものとして管理されており、同条3項に規定する個人データに該当するという諮問庁の説明を前提に、該当の保有個人情報を法27条に違反して第三者に提供しているとは認められず、法100条の保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当するとは認められないとした例

6-43 答申6（独個）82及び83「本人の患者カルテの利用不停止決定に関する件」

- ・ 法58条1項1号に規定する「別表第二に掲げる法人」に該当する処分庁において、利用停止請求の対象情報が記録された文書のうち「メール及びこれに添付された各文書」については、法16条3項に規定する個人データに該当せず、法27条1項の第三者提供の制限に反することを理由とする利用停止請求の対象にならないことから、法100条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められないとした例

○ 権利の濫用

25-44 答申25（行個）120「本人が人事院総裁に宛てたあらゆる文書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 本人が提出した大量の文書に記録された保有個人情報の開示請求について、法の目的、趣旨に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を著しく逸脱しており、「権利の濫用」と言わざるを得ないとして、不開示が妥当とした例

○ 適用除外

51 答申19（行個）144「特定日に本人が特定刑事施設において人権侵犯による被害申告を行った人権侵犯事件に係る記録の開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 特定刑事施設における人権侵犯事件関係の書類について、法45条1項の「刑事事件に係る刑の執行に係る保有個人情報」に当たらないとしたもの

52 答申20（独個）4「公社が実施した特定の郵便局における非常勤職員賃金に係る調査に際し、本人から録取した調査の開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 郵政監察官が事件の捜査の過程において作成・取得した書類に記載された情報について、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当することから、法第4章の規定は適用されず、不開示相当としたもの

53 答申22（行個）133「前科調書等に記載された本人の前科前歴の開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 前科調書について、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」としてではなく、法45条1項により法第4章の適用がないと判断したもの

23-40 答申23（行個）106「入国警備官が作成した本人の供述調書等の不開示決定に関する件」

- ・ 45条の制定趣旨からみて、本人の供述情報の一部にすぎない不開示部分が法の適用除外になるものと解することはできないとした例

23-41 答申24（行個）2「本人が提出した予告通知書等の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 異議申立人が訴訟提起のため作成した文書について、刑の執行等と関連する記述があったとしても、そのことをもって、当該文書が、直ちに45条1項にいう「刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報」が記録された行政文書に当たるわけではないと判断された事例
- ・ 個々の文書については、その名称も含めて、14条に規定する不開示情報該当性が認められる一方、45条1項の適用除外については、個々の文書ごとにそれに記録される情報の内容・性質により判断するほかはないため、これを明示するとかえって不開示情報を明らかにする結果となるとみられることから、あえてその点の判断を示さないとした例

24-43 答申24（行個）63「本人の労災請求に関し広島中央労働基準監督署において作成・収集した文書の一部開

示決定に関する件」

- ・ 労災請求の判断のための「訴訟に関する書類」の資料の名称について、それ自体が刑の執行等に関する情報及び訴訟に関する書類ではないとして、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」及び法45条1項の規定により法第4章の規定の適用が除外される「刑の執行に係る保有個人情報」に該当しないとした例

25-45 答申25（行個）36「特定日に特定刑事施設において職員の不適切な言動等に関する調査を依頼した件に関連する文書の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 外部の者と被収容者との面会についての特定刑事施設における職員の不適切な言動等に関する調査に係る文書に記載された保有個人情報は、当該被収容者の刑の執行に係る情報であり、45条1項の適用除外情報に該当するとした例

26-41 答申26（行個）125「本人の外国人登録原票のうち刑事事件の裁判等に係る部分の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 本人の外国人登録原票の備考欄の一部の記載部分について、備考欄には原票の閉鎖事由等も記載されるため、45条1項の適用除外情報に該当するとして不開示とすると、当該情報の存在が明らかとなり、同項の制定趣旨にそぐわないことから、法が適用される保有個人情報に該当するとして改めて開示決定等をすべきとした例

29-34 答申29（行個）99「本人と特定刑事施設に在所する全ての死刑確定者との外部交通許可に関する所長決裁起案文書の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 開示請求の内容は、特定刑事施設に収容されている等の特定の死刑確定者を識別し得る情報の開示を求めるものではないと解されるとして、法45条1項の規定する保有個人情報に該当性ないと判断した例

29-35 答申29（行個）186及び187「本人が行った特定の告発の検察総合情報管理システムにおける登録状況が分かる文書の不開示決定（適用除外）に関する件」

- ・ 告発の受理は法45条1項の「処分」に含まれ、自己を被告発人とする告発が検察官又は司法警察員に受理された者は、同項括弧書きの「処分…を受けた者」に含まれるから、被告発人である個人に係る保有個人情報は同項に該当し、法第4章の規定が適用されないとした例

30-46 答申30（行個）141「本人が特定法人を設立してから北海道経済産業局が知り得た個人情報が記録された文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 法人の履歴事項全部証明書を商業登記法141条の規定により法の適用除外として不開示としたことにつき、当該証明書は公簿等の謄本・抄本の交付手続に従って交付された証明書の写しであることから、これに記録されている保有個人情報は、法の適用除外の対象となる「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報」には該当せず、法の第4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきとした例

30-47 答申30（行個）152及び153「本人の子が特定少年施設で受けた医療的措置等に関する文書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 死亡した特定個人の情報は、社会通念上、審査請求人自身の保有個人情報とみなせるほど密接な関係がある情報として、審査請求人による開示請求の対象になると解すべきである旨の主張に対し、本件対象保有個人情報は、法45条1項所定の情報に該当するものであり、同項は、同項に規定する保有個人情報については、開示請求等を行う者が本人以外の者であっても、法の第4章の規定の適用を除外する趣旨であると解されると判断した例

2-17 答申2（行個）49「本人と特定個人との間の交通事故に係る実況見分調書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 自賠償に係る調査を行う損害保険料率算出機構が当該調査のために検察庁から入手した交通事故の実況見分調書の写しに記録された保有個人情報について、当該文書は入手の経緯等から刑事訴訟法53条の2第2項により、法第4章の規定を適用されないとされている「訴訟に関する書類」に該当するとして、法第4章の規定が適用されないとした例

○〔再掲〕答申3（行個）93「特定刑事施設が保有する本人の母の診療記録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 特定刑事施設で死亡した者が当該施設内で受けた診察等の記録といじめに関する調査記録に記載された保有個人情報について、前者は開示請求者である子の保有個人情報には該当しないとし、後者は法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当するものであり法第4章の規定の適用が除外されるとして、それぞれ不開示としたことを妥当とした例

4-28 答申4（行個）5211「特定法人の青色申告取消処分に係る根拠として特定国税局査察部から提供等を受けた本人に質問調書等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 刑事訴訟法53条の2第2項所定の「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、検察庁の保管する書類に限らず、同庁から謄写を受けるなどして他の行政機関が保管しているものも含まれるとして、税務署が保有していた国税査察官作成に係る質問調書の写しについて、「訴訟に関する書類」に該当するとした例

○ 付言

54 答申19（独個）52「本人に係る人文学部キャンパス・ハラスメント防止対策委員会議事要旨等の一部不開示決定に関する件」

- ・ 開示・不開示の判断に不整合があることを指摘したもの

55 答申21（独個）7「雇用・能力開発機構の特定職員が裁判書に提出した「録音テープ反訳書」等の不開示決定に関する件」

- ・ 特定していたと解される保有個人情報を開示決定通知書に記載せずに不開示決定していることについて、保有個人情報の明記による事務処理の適正化を指摘したもの

24-44 答申24（独個）53「バイオテクノロジー医療技術開発部特定グループ元リーダーが本人から収集した情報等の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 請求内容を限定的に解したものであって、開示決定等に当たっては、その対象となる保有個人情報の特定について十分精査した上で、適切に対応すべきであると付言

25-46 答申25（行個）40「本人を善良でない管理者とした保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 審査請求が行われてから諮問までに5年8か月余もの長期を要したために、開示請求書の対象となり得た文書が保存期間満了により廃棄されていたことなども踏まえ、今後の諮問の早期化及び適正化について付言した例

25-47 答申25（行個）123「本人が行った行政文書開示請求に係る文書の一部不開示決定に関する件」

- ・ ホームページ等で公表されている文書の開示請求であるため、開示請求する必要がない旨説明し、受付もして開示請求書を返戻したことについて、当該対応は誤りであり、法に基づく開示決定等を行うべきであった旨付言した例

○ [再掲] 答申26（行個）8「本人に係る税務調査関係書類の不開示決定に関する件」

- ・ 本件の特殊な経過に照らせば、審査請求人に再度の開示請求を行う負担を課すべきではないとして、審査請求人に対する実効的な権利救済の観点から、処分庁に対し、決定の一部取消しに先立って、保有する税務署から文書の写しを入手し対象文書として特定するよう要望する旨を付言した例

26-42 答申26（行個）79「特定期間における本人等に対する国の帰国支援に関係するすべての文書の不開示決定に関する件」

- ・ 異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しないが、異議申立人以外の特定の者の保有個人情報には該当し当該者が開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい旨の付言をした例

27-38 答申27（行個）101「本人に特定文書を交付した記録のある書類交付簿の不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求の意思確認に回答がないからとして、開示請求手数料を返戻することにより、開示請求が取り下げられたものとして取り扱ったことは違法であり、処分庁においては、今後このような手続を行わないよう付言した例

○ [再掲] 答申30（独個）26「本人の夫の診療録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 請求する保有個人情報が記録された複数の文書の名称を具体的に明示した開示請求に対し、「開示請求者の個人情報に解することができないために開示請求があった診療情報の全てを不開示とする」との不開示決定をしたことにつき、実際は開示請求された文書のうち一部は不存在であったことから、当該決定は開示請求に係る文書の全てが存在するとの誤解を与えかねないものであったとして、適切な対応が望まれる旨を付言した例

3-22 答申3（行個）28「本人の子の労災事故に係る災害調査復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

答申3（行個）29「本人の子の労災事故に係る監督復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」

- ・ 処分庁が、請求された保有個人情報が記録された文書として存在しない文書を特定し、諮問庁が諮問に当たり、別の文書に記録された保有個人情報を特定したことについて、処分庁の対応は法の施行に当たる行政機関として著しく信頼を損ねるものであり、適切な対応が望まれる旨を付言した例

3-23 答申3（行個）123「本人からの労働相談に係る助言内容に関する文書の一部開示決定に関する件」

- ・ 開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄に、本件開示請求とは関係のない内容が記載されたことについて、作成過程で他事案のファイルを流用したこと起因する処分庁の事務的なミスであり、対象文書の取り違え等は生じていないため原処分取消しには及ばないが、適切な事務処理を改めて徹底する必要がある旨を付言した例

3-24 答申3（行個）199「本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 処分庁が、審査請求人以外の複数の個人の勤怠及び年休取得の状況並びに各月給与明細を開示の対象とし、諮問庁もこれが誤開示であることについて指摘をしていない点について、今後同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をする必要がある旨を付言した例

4-29 答申4（行個）5193及び5194「本人が提出した公益通報書に係る返戻書等の不訂正決定に関する件」「本人が提出した公益通報書に係る返戻書等の利用不停止決定に関する件」

- ・ 原処分の理由付記において事実と反する記載がなされており、瑕疵が存在するが、審査請求人は改めて開示請求を行い、文書の開示を受けた上で必要に応じて訂正請求等を行うことが可能であるから、迅速な争訟の解決を図ることの方が、より審査請求人の利益にかなうと思料され、理由の提示に不備があることを理由に原処分を取り消すまでには至らないが、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くと付言した例

5-41 答申5（行個）195「本人の事案に関し特定期間に関西法務局特定課が特定地方公共団体との間で送受信した文書の不開示決定（不存在）に関する件」

- ・ 開示請求者の戸籍等交付請求事案に関して、特定地方公共団体及び大阪法務局との間で送受信のあった全文書に関する請求に関して、令和3年の開示決定に理由不備があったことを審査請求人による指摘で知ったにもかかわらず、令和5年に至って、当該決定を取り消し、改めて一部開示決定した対応等について、処分庁の対応は「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、今後迅速かつ適切な対応が望まれると付言した例

○ その他

24-45 答申24（行個）163「津地方法務局において特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件」

- ・ 開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分について、最終補正書によって請求の対象となる保有個人情報の不特定という形式上の不備は解消され、当該不備があるとはいえないから、不当であるとした例

27-39 答申27（行個）34「本人の夫に係る業務上災害に関する死傷病報告書の不開示決定に関する件」

- ・ 本人の財産管理者ないし保佐人である者からの開示請求について、代理請求は、本人自らが開示請求をすることが困難である未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限って認められているとして、審査請求人（開示請求者）は開示請求権を有しないと判断した例

30-48 答申30（行個）30「特定日に本人が行った行政相談の記録の開示請求に係る不作為に関する件」

- ・ 保有個人情報の開示請求に係る不作為につき、諮問庁が保有個人情報の一部を不開示として開示決定すべきとしたことは、妥当であると判断した例

1-36 答申1（行個）125「本人が特定日に行った通報に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件」

- ・ 不開示情報該当性を判断するに当たり、審査請求人が別件開示請求を行い、一部開示決定されたことにより、原処分より前に別件一部開示決定によって開示されている内容を承知していると認められるとして、本件の検討において、この内容を踏まえることとした例

2-18 答申2（行個）119「本人のDNAを構成する塩基の配列に係る記録等の不開示決定に関する件」

- ・ 審査請求人の住所変更について、原処分がなされる特定年月日以前に処分庁に連絡することは十分可能であったと考えられることに鑑みると、審査請求人からの住居所変更の届出を受け取っていない処分庁が、求補正書の返送から21日経過後に原処分を行ったことについて、違法ないし不当な点があったとまではいえないと、本件対象保有個人情報の開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があったとした例

※ 平成23年8月発行の答申選に掲載していた以下の2件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項の該当性に関する答申で、これまでは刑事施設収容中の診療情報は同項に該当するとして適用除外と判断していたところ、令和3年6月15日の最高裁判決において同項所定の保有個人情報に当たらないとされたため、答申選掲載事件名一覧から削除している。

49 答申18（行個）1「本人が特定刑務所において採血された血液検査の数値等の不開示決定に関する件（適用除外）」

50 答申18（行個）16「本人に係る特定行刑施設における検査等に係る診療録等の不開示決定（適用除外）に関する件」